

**石巻市高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画**
【令和6年度～令和8年度】

(案)

令和6年 月
石巻市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 踏まえるべき背景や動向など	4
第3節 計画の位置づけ	6
第4節 計画期間	7
第5節 計画策定の体制	8
第6節 計画の進行管理	10
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	11
第1節 人口の推移	13
第2節 世帯数の推移	16
第3節 要支援・要介護認定者の状況	17
第4節 介護保険事業の状況	22
第5節 各種実態調査結果の概要	27
第6節 本市の取組と第9期計画に向けた課題	51
第3章 計画の基本的な考え方	57
第1節 基本理念	59
第2節 基本方針	60
第3節 SDGsとのつながり	61
第4節 施策体系	62
第5節 日常生活圏域の設定	64
第4章 施策の展開	67
基本方針1 生きがい創出と社会参加の促進	69
第1節 高齢者の生きがいづくり支援	69
第2節 高齢者の社会参加の促進	74
第3節 高齢者の就労支援	75
基本方針2 健康増進と介護予防の推進	77
第1節 健康づくり事業の推進	77
第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	78
基本方針3 生活支援の充実	85
第1節 高齢者の生活支援の充実	85
第2節 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実	88
第3節 高齢者の居住環境の充実	91
基本方針4 認知症施策の推進	94
第1節 認知症への理解を深めるための普及・啓発	96
第2節 認知症の方と家族への支援	97
第3節 認知症の方と家族を地域で支える仕組みづくり	100
基本方針5 支え合いと連携の充実	102
第1節 地域で支え合う体制の整備	102
第2節 介護家族者への支援の充実	108
第3節 在宅医療・介護連携を図るための体制整備	111
基本方針6 介護サービス基盤の充実	114
第1節 介護サービス基盤の整備・充実	114
第2節 介護事業所等の人材の確保・人材育成	115
第3節 介護サービスの質の向上	117
第5章 介護保険事業の推進	121
第1節 介護サービス量の見込み	122
第2節 介護保険事業に係る費用の見込み	137
第3節 第1号被保険者の保険料算定	142

資料編	146
-----------	-----

第1章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成12年(2000年)の創設から20数年が経過し、施行後も改正を重ねてきました。この間、市民に制度が広く浸透したことから、現在、高齢者とその家族を支える制度として定着しております。

本市の高齢者人口は、令和3年2月末をピークにゆるやかに減少し、今後も減少する見込みであります。総人口も減少していくため、令和22年(2040年)には、高齢化率が40%を上回ることが見込まれます。

こうした中で、高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険の運営や介護予防、また高齢者に対する生活支援、生きがい対策、認知症高齢者の対応等、今後ますます高齢化が進むなかで、高齢者福祉に対する重要な課題に対して国の指針を受け、市町村毎に3年で見直しを行うよう関係法令で定められており、令和5年度は計画を見直す策定期にあたります。

本市も、令和3年度から令和5年度まで「石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域社会の構築を行ってきました。

この計画は、第8期計画の取組を継承しつつ、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするために策定するものです。

第2節 踏まえるべき背景や動向など

本計画の策定にあたっては、これからの社会保障や地域包括ケアシステムの充実、認知症施策の推進、介護人材の確保及び育成、近年の社会潮流を踏まえ、市の現状と課題を整理しながら検討します。踏まえるべき背景や動向には次のようなものがあります。

(1)地域包括ケアシステムの充実

市町村の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保される地域包括ケアシステムの充実が求められています。

国においては、本計画の期間中である令和7年(2025年)度を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進することとされています。

特に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護の情報基盤の整備の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化が求められています。

また、8050問題やヤングケアラー等の多世代への支援、経済的理由からサービスの利用に至らないなどの複合的課題を生じている高齢者への支援等、高齢者福祉部門だけで支援することが難しい問題に対し、重層的支援体制整備事業の推進を図り、横断的な支援体制を構築する必要があります。

(2)認知症施策の推進

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、令和7年(2025年)には高齢者の5人に1人が認知症になると言われる中、令和5年(2023年)6月、認知症の人が希望を持って暮らせるよう、国や自治体の取組を定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を目指し、基本理念として様々な項目が掲げられています。

(3)介護人材の確保と育成

令和22年(2040年)には第二次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が65～70歳になり、国内の高齢者人口は35%以上になると予想され、ピークとなります。

さらに経済を支える現役世代が急減し、労働力不足は深刻となり、社会保障財源はひっ迫すると予想されています。

介護職員数も高齢者人口が増えると同時に、全国的に不足が見込まれており、令和22年(2040年)までには現状よりも約69万人増やす必要があると予測され

ています。将来、高齢となった人たちが安心して暮らせるように、国は総合的な介護人材確保対策を打ち出しており、都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進していくことが求められています。

(4)新型コロナウイルス感染症が与えた影響と回復に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高齢者の外出頻度が減少したことや、移動時間の減少、地域活動への参加の減少など、高齢者の日常生活が大きく変化し、その結果、高齢者の心身機能に低下が見られるようになり、フレイル発症率が上昇しています。

特に、ひとり暮らしの高齢者については、コロナ禍において対面でのコミュニケーションの機会が減少したことに伴い、ひきこもりや孤独死のリスクが高まっていると考えられます。

今後は、コロナ禍における外出自粛などを機に、既に閉じこもり傾向にある高齢者や、身体機能が低下した高齢者に対し、感染症対策に留意した活動支援を行っていくことが求められています。

第3節 計画の位置づけ

1 法的根拠

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画であり各市町村が住民に最も身近な行政主体として、地域の高齢者の需要と将来必要な福祉サービスの量を明らかにしつつ、将来必要とされるサービス提供体制の計画的な整備に関する内容等を定めます。

また、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、市町村の各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービスの見込み量の確保のための方策、介護サービスの円滑な提供を図るための事業やその他保険給付の円滑な実施のための必要な事項等を定めます。

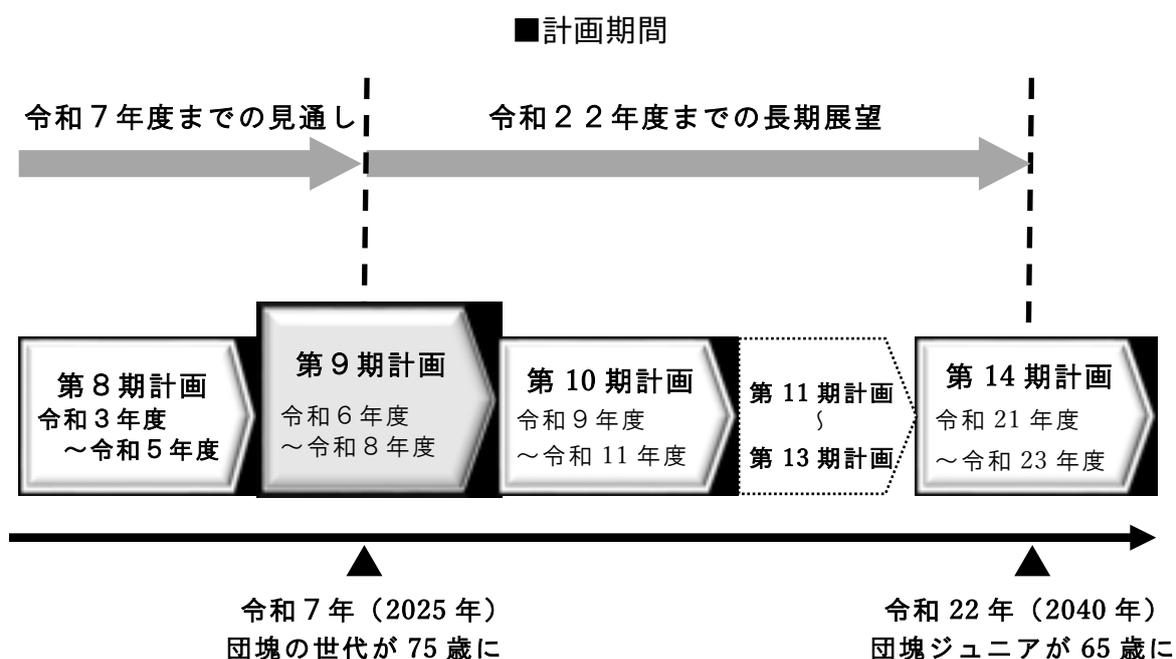
本計画は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即し、上記計画を一体的に策定したものです。

2 関連計画との調和

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「石巻市総合計画」の部門別計画として位置付け、基本指針をはじめ、宮城県の「宮城県地域医療計画」、「宮城県医療費適正化計画」、「宮城県高齢者居住安定確保計画」等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する「石巻市地域福祉計画(第4期)」、分野別計画である「第2次石巻市健康増進計画」、「石巻市第4次障害者計画」、「石巻市第7期障害福祉計画」等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

第4節 計画期間

本計画は、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025 年)とともに、団塊ジュニア世代が 65 歳高齢期に到達する令和 22 年(2040 年)年を見据えつつ、介護保険法第 117 条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としますが、次期計画以降については、社会情勢の変化等を的確に捉え、状況に応じた計画の見直しを図っていきます。



第5節 計画策定の体制

1 石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例(平成17年石巻市条例第165号)第14条の規定に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容についての審議を行いました。

同審議会は、被保険者を代表する者(7名)、介護に関する学識又は経験を有する者(3名)及び介護サービスに関する事業に従事する者(7名)の計17名で構成され、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、多様な見地から計画案を審議していただきました。

2 アンケート調査の実施

高齢者の生活状況や支援ニーズ及び石巻市の介護(予防)サービス提供事業者の現状や今後の展望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査実施概要及び配布回収の状況は次のとおりです。

■調査実施概要

調査対象者	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者・要支援認定者) 石巻市に住所を有する65歳以上で、要介護認定を受けていない方から圏域別に無作為抽出 ②在宅介護実態調査(要支援・要介護認定者) 在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、認定の更新申請・区分変更申請をした方 ③施設入所者調査(要支援・要介護認定者) 要介護(要支援)認定を受け、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)及び特定施設入居者生活介護(サービス付き高齢者向け住宅やケアハウス等)を利用する要支援・要介護高齢者から無作為抽出 ④介護サービス提供事業者調査 石巻市に所在する介護(予防)サービス提供事業者
調査方法	①③④郵送配付－郵送回収 ②認定調査員の訪問による聞き取り調査
調査期間	①③令和5年2月～3月 ②令和4年8月～令和5年3月 ④令和5年5月～6月

■配布・回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000	1,153	57.7%
②在宅介護実態調査		565	
③施設入所者調査	500	321	64.2%
④介護サービス提供事業者調査	95	68	71.6%

3 パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを令和5年12月～令和6年1月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

(実施後に正式な記載)

第6節 計画の進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握することが重要になります。

また、計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な点検と評価が必要です。

本計画に掲げた施策を達成するため、保険者機能強化推進交付金の評価指標等も活用しながら、進捗状況の点検及び達成状況の評価を行い、計画を推進します。

第2章

高齢者を取り巻く現状と課題

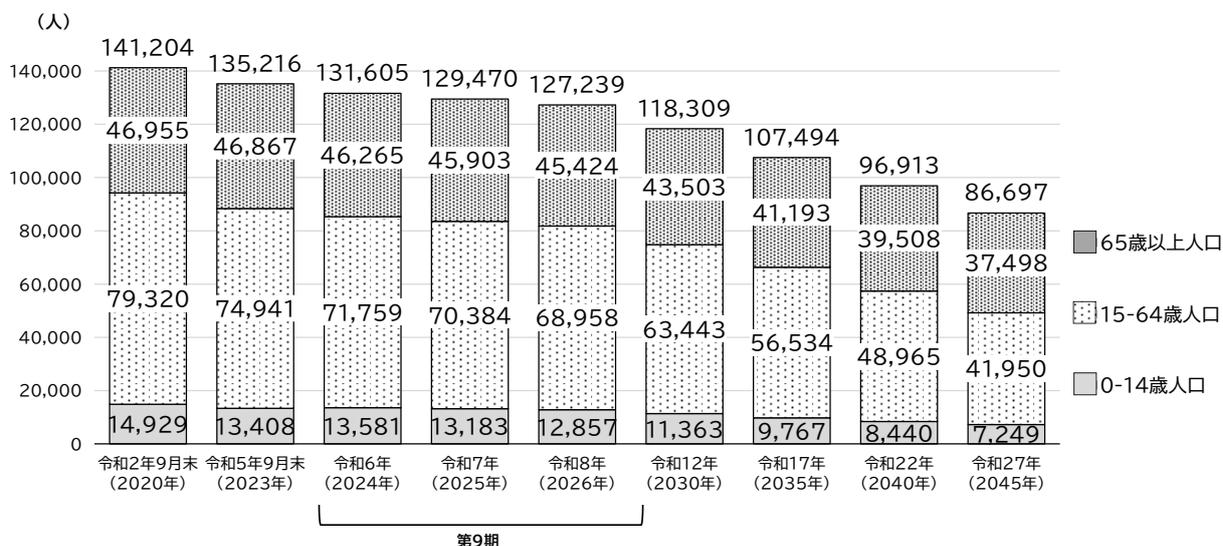
第1節 人口の推移

1 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

年齢3区分のいずれも減少し、構成比が大きく変化することはなく、65歳以上人口が占める割合(高齢化率)は35~38%台で推移したのち、令和22年(2040年)には40%を超えると見込まれます。

■人口推移

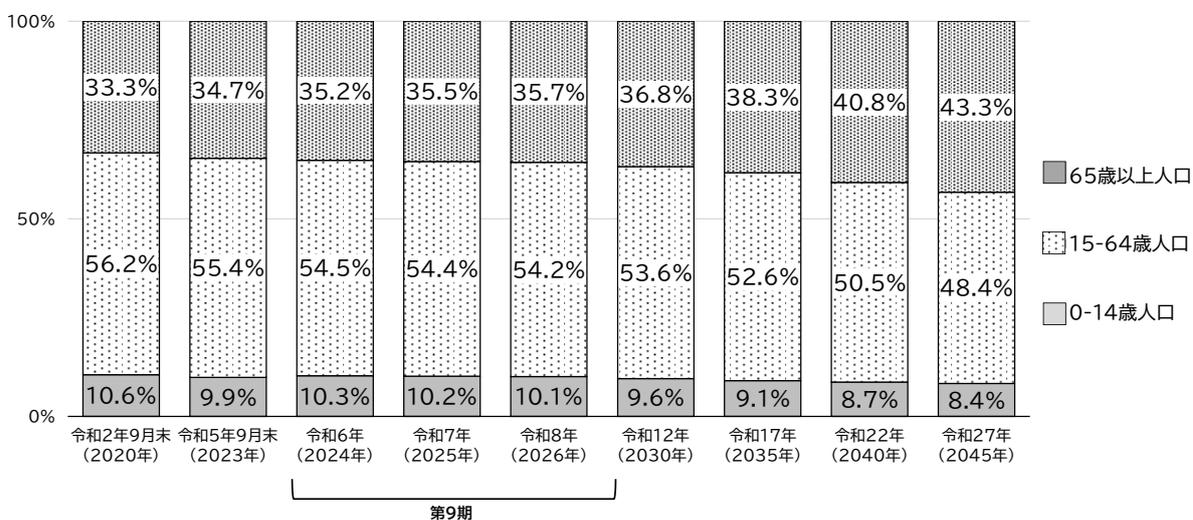


※令和2年9月末、令和5年9月末は住民基本台帳人口による現況値。

※令和6年以降は「国立社会保障・人口問題研究所・平成30年推計」を基に補正した推計値。

下のグラフも同様。

■人口構成比

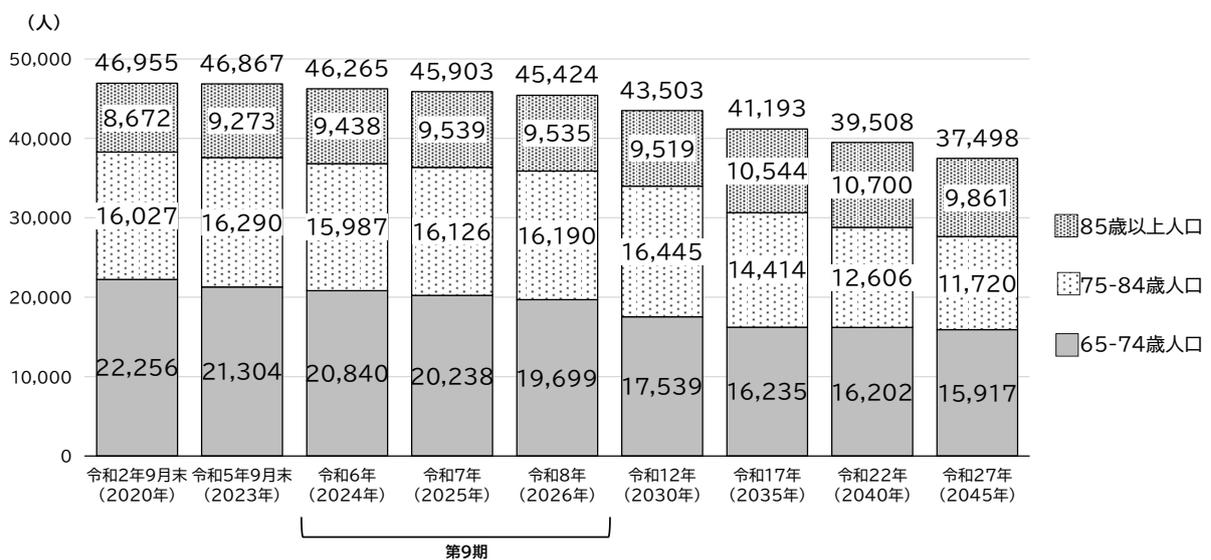


2 高齢者人口の推移

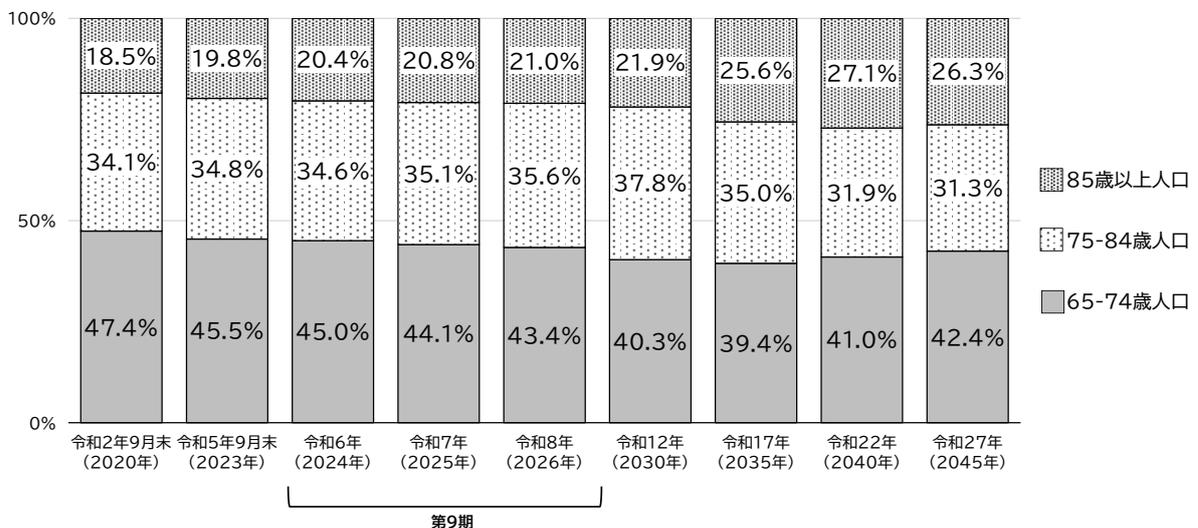
本市の高齢者人口は、第9期計画期間中に緩やかに減少し 45,000 人台となります。年齢区分で見れば、65～74 歳が減少するのに対し、75～84 歳及び 85 歳以上は増加するものと見込まれます。

長期的にみれば、令和 27 年(2045年)に高齢者人口は 37,000 人台になりますが、年齢区分の構成において、65～74 歳の割合は 41～42%台を維持するものの、85 歳以上の割合は令和22年(2040年)に 27%台に達すると見込まれます。

■ 高齢者人口の推移



■ 高齢者人口構成比



3 人口の変化率

上述の内容を令和5年(2023年)から令和27年(2045年)の間の変化率としてまとめたものが下表です。

本市の総人口が36%減少するなかで、生産年齢人口はそれよりも大きく44.1%減少します。その一方で、高齢者人口は20%減少しますが、年齢区分で見れば、85歳以上は唯一6.2%の増加となっています。

本市で総人口が減少していくなか高齢化率は令和22年(2040年)に40%を超える見込みですが、なかでも介護ニーズの高い85歳以上の比重が高まる一方で、担い手となる世代が顕著に減少することが懸念されます。

■人口の変化率

	令和5年 (2023年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	2023年 ↓ 2045年 変化率
総人口	100.0%	94.0%	87.4%	71.6%	64.0%	▲36.0%
0-14歳	100.0%	95.2%	84.1%	62.5%	53.7%	▲46.3%
15-64歳	100.0%	92.0%	84.6%	65.3%	55.9%	▲44.1%
65歳以上	100.0%	96.9%	92.8%	84.3%	80.0%	▲20.0%
うち75歳以上	100.0%	101.0%	101.9%	91.5%	84.7%	▲15.3%
うち85歳以上	100.0%	102.7%	102.5%	115.2%	106.2%	6.2%

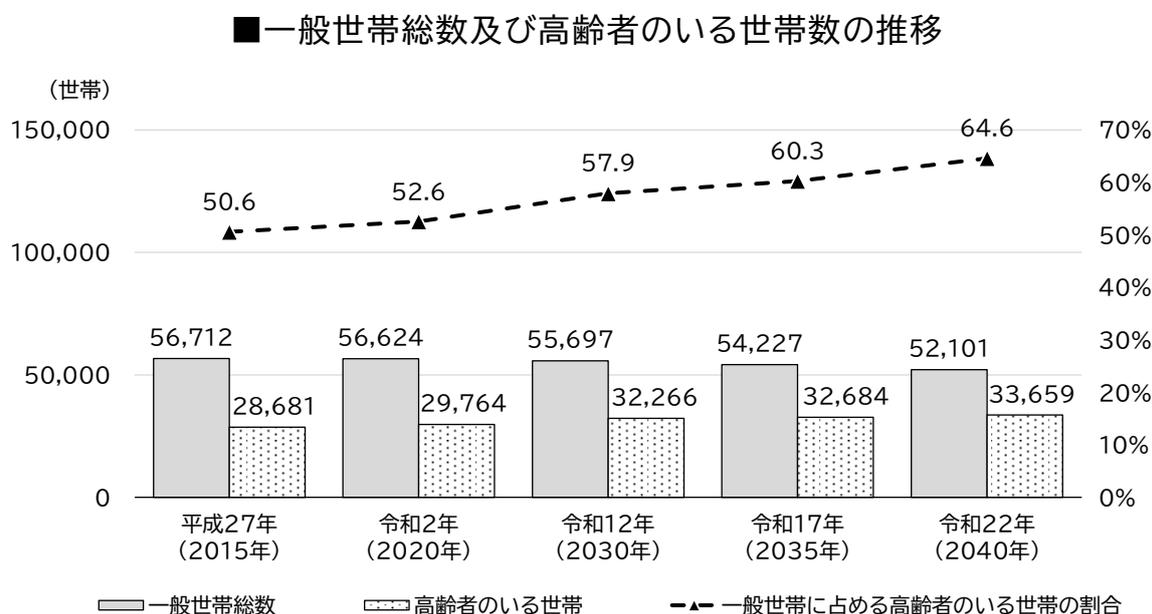
第9期最終年

第2節 世帯数の推移

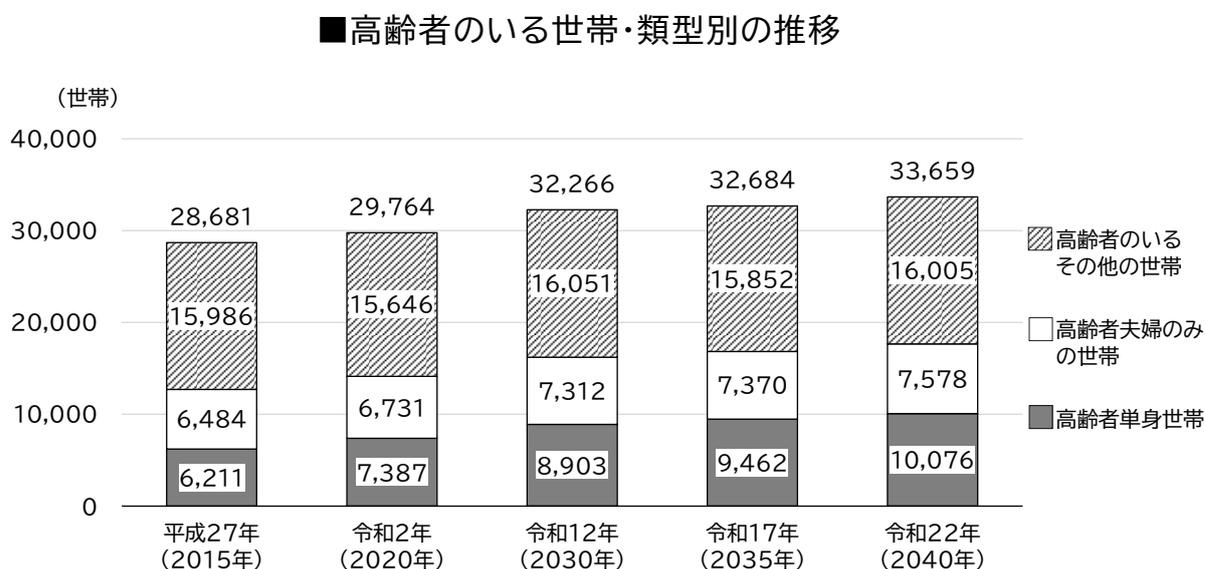
平成 27 年(2015年)と令和2年(2020年)の国勢調査結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年(2018年)に発表した「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」における宮城県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本市の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、当面、一貫して増加するものと見込まれます。

さらに「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年(2040年)には最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し約1万世帯に達すると見込まれます。



※平成 27 年、令和2年は国勢調査、他は独自推計。下のグラフも同様

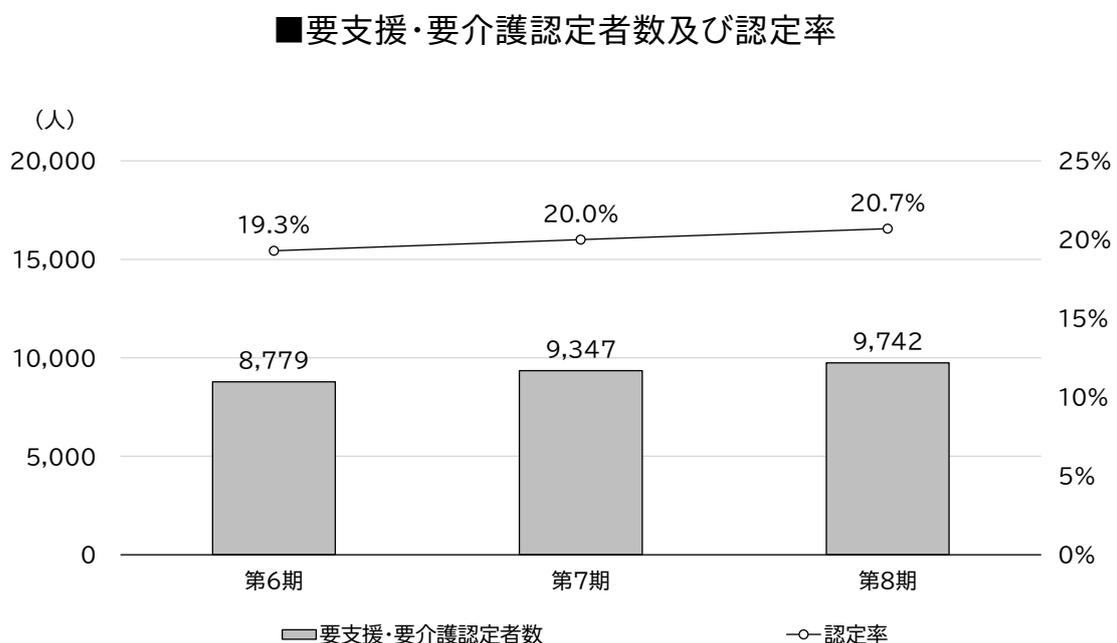


第3節 要支援・要介護認定者の状況

1 中期的推移

要支援・要介護認定者数及び認定率について、第6期計画期間(平成27～29年度)、第7期計画期間(平成30～令和2年度)及び第8期計画期間(令和3～令和5年度)の各期平均値を用いて中期的な推移としてみると、認定者数は、増加の傾向で推移し、第8期には9,742人となっています。

認定率(要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数)は、実数ベースでは第6期の19.3%から第8期は20.7%に上昇しています。

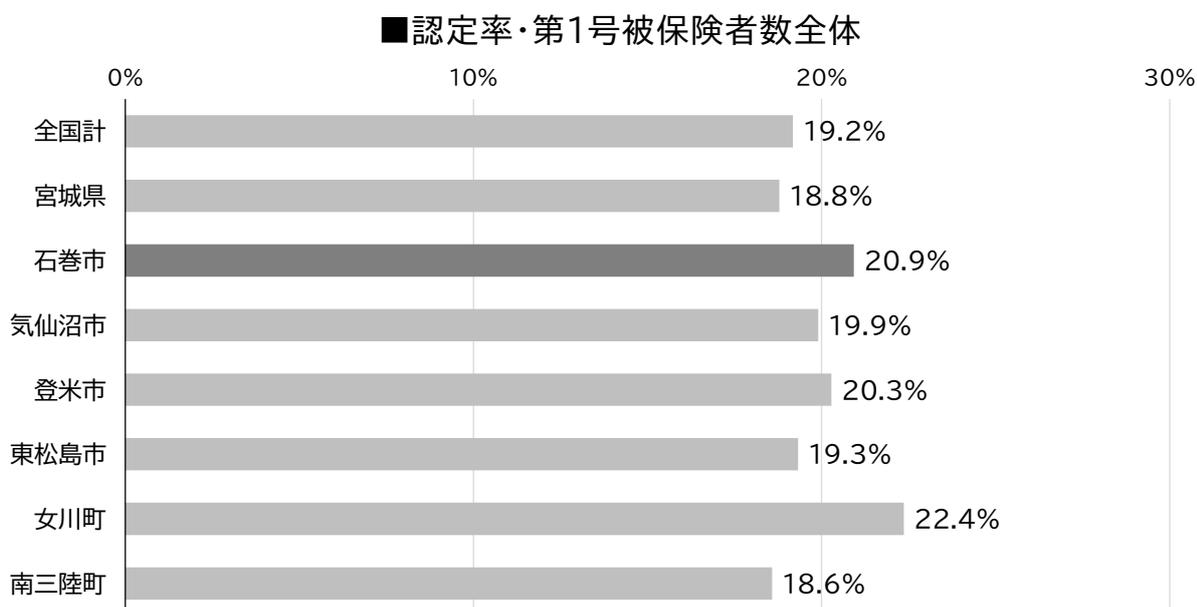


※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

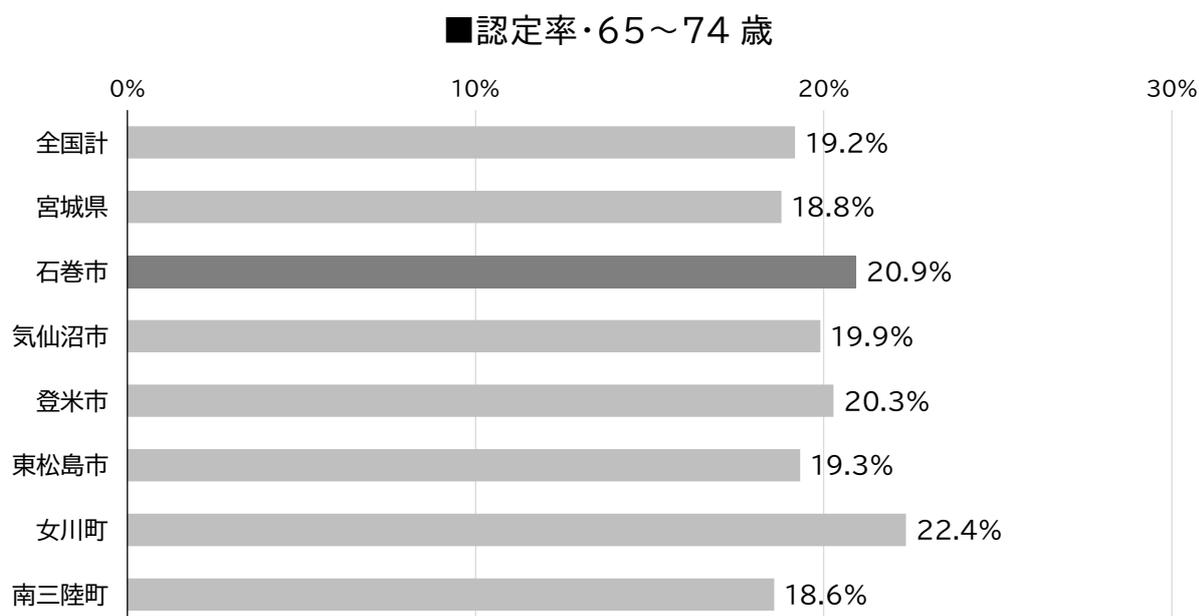
2 認定率の比較

認定率について、国、県及び宮城県高齢者福祉圏域「石巻・登米・気仙沼圏域」内他市町と比較すれば、本市の認定率は、第1号被保険者数全体では 20.9%と国、県より高く、他市町と比較では概ね中位の水準です。

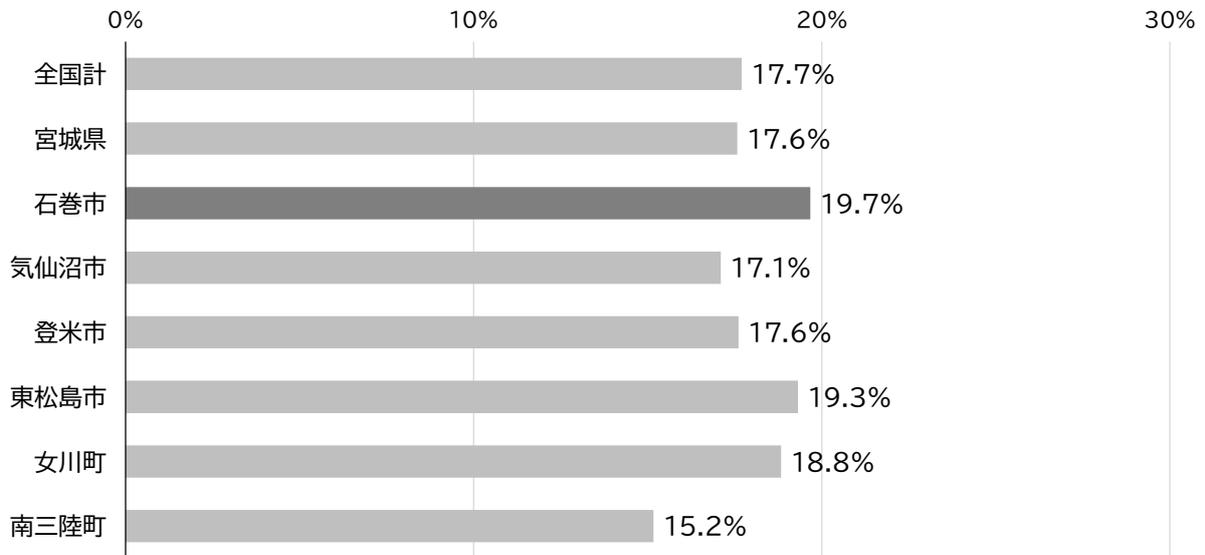
年齢区分で見ると、65～74 歳は圏域内で本市が最も高いものの大きな差はありません。75～84 歳は 19.7%、85 歳以上は 60.5%であり、いずれも国、県より高いものの、圏域内では南三陸町を除いた他市町と同等の水準に位置しています。



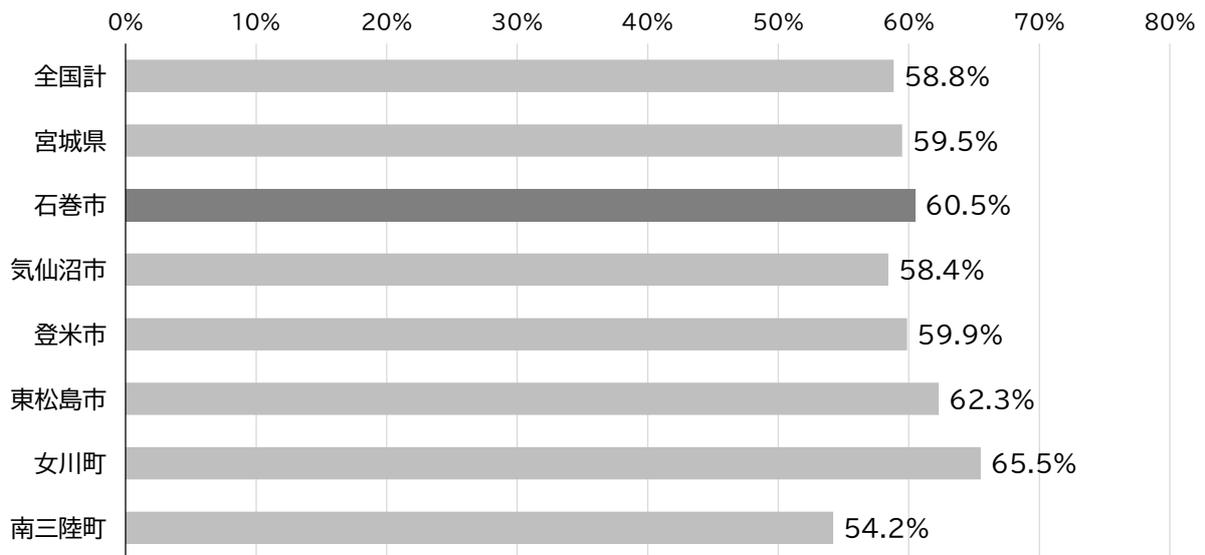
※「地域包括ケア見える化システム」令和5年度データで作成。本頁下図及び次頁同様。



■認定率・75～84 歳



■認定率・85 歳以上



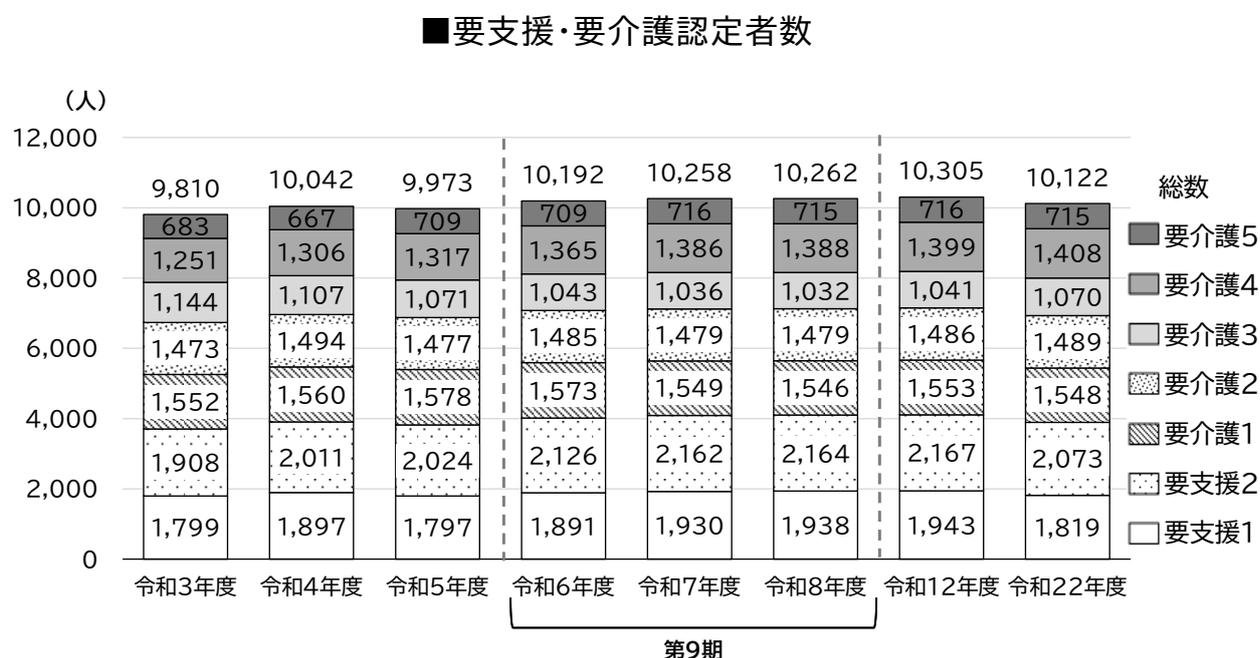
3 認定者の推移と推計

(1) 認定者総数

第8期計画期間における第2号被保険者を含めた認定者総数は、9,800～10,000人台で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数は、令和6年度には10,192人、令和7年度には10,258人、令和8年度には10,262人になり、10,200人前後で推移するものと見込まれます。

また、中長期の推計によれば、令和12年度は10,305人、令和22年度は10,122人になるものと見込まれます。



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

(2)第1号被保険者の認定者数と認定率

第8期計画期間における第1号被保険者の認定者数は、9,600～9,800人台で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数は、10,000人前後で推移し、令和8年度には10,092人になるものと見込まれます。

また、中長期の推計によれば、令和12年度は10,148人、令和22年度は9,995人になるものと見込まれます。

第1号被保険者全体でみたときの認定率は、21～23%台で推移しますが、令和22年度には、25.3%になるものと見込まれます。

■第1号被保険者の認定者数と認定率



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

第4節 介護保険事業の状況

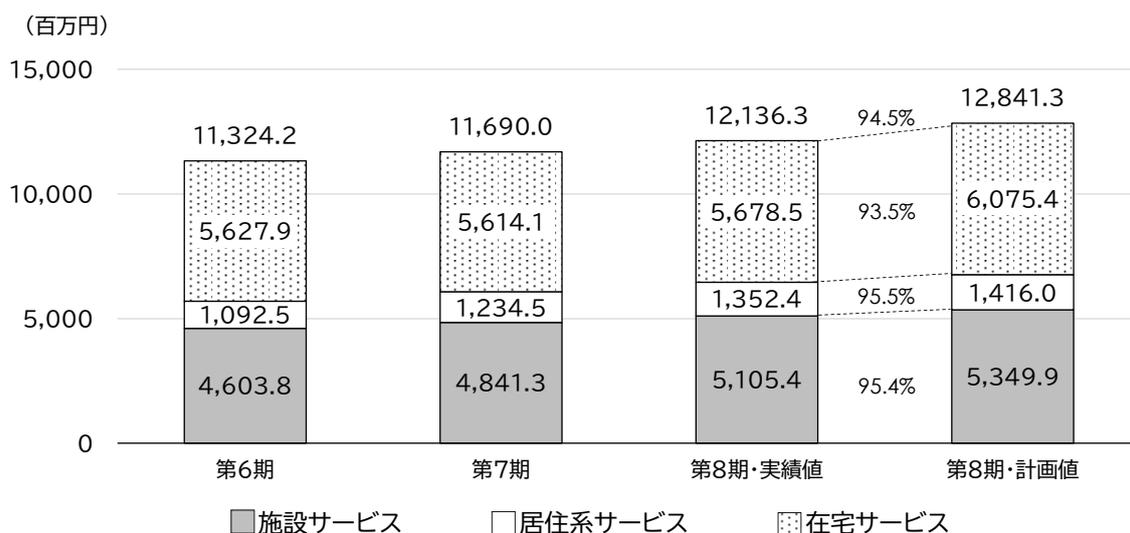
1 給付費の中期的推移

給付費について、第6期から第8期の各期年度平均値をみると、第6期の約113.2億円から第7期に約116.9億円、さらに第8期には約121.4億円に増加しました。

サービス系統別にみると、第7期から第8期にかけて施設サービスが約48.4億円から約51.1億円に増加し、在宅サービスは約56.1億円から約56.8億円に微増となっています。居住系サービスは約12~13億円で推移しています。

また、第8期の実績値は、給付費全体で計画値に対して94.5%と見込みを5.5%下回りました。サービスごとにみてもほぼ同様の結果となっています。

■ 給付費の中期的推移

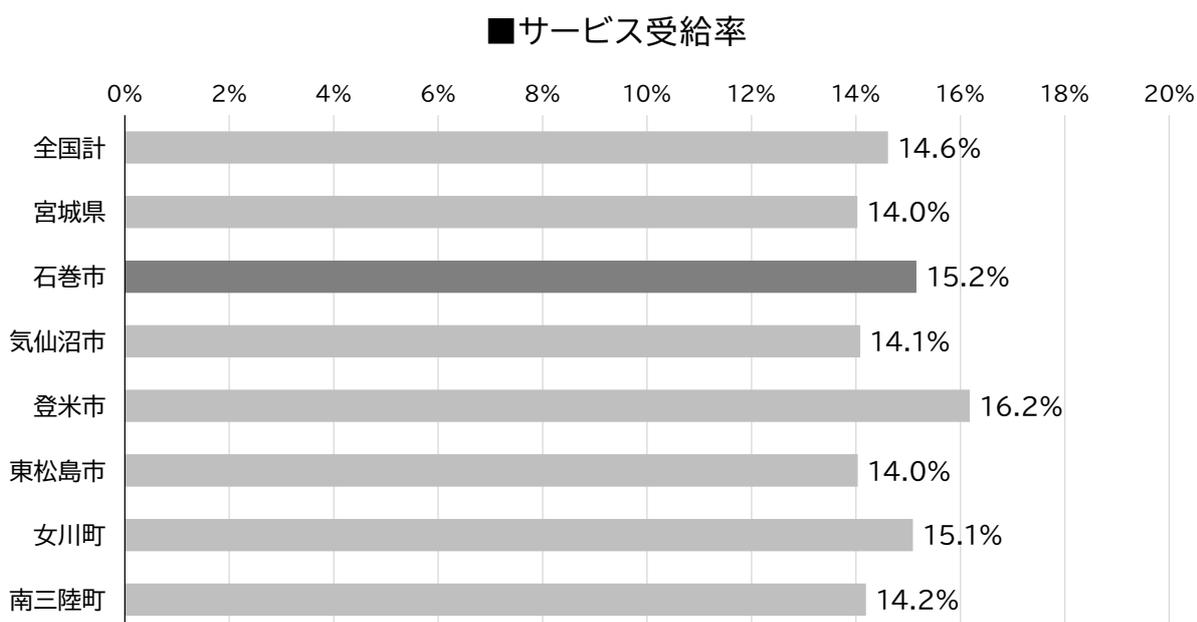


※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

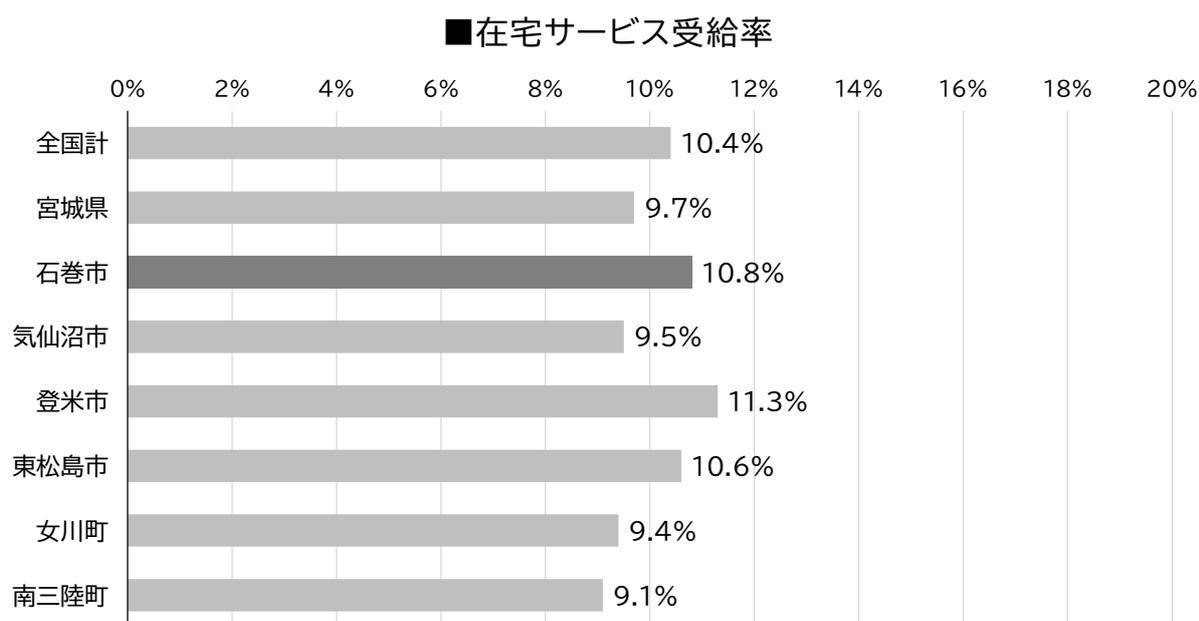
2 サービス受給率の状況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「サービス受給率(サービス利用者数÷第1号被保険者数)」について、国、県、圏域内他市町と比較すると、本市は、全体では15.2%で国、県よりも高い水準で、圏域内では中位です。

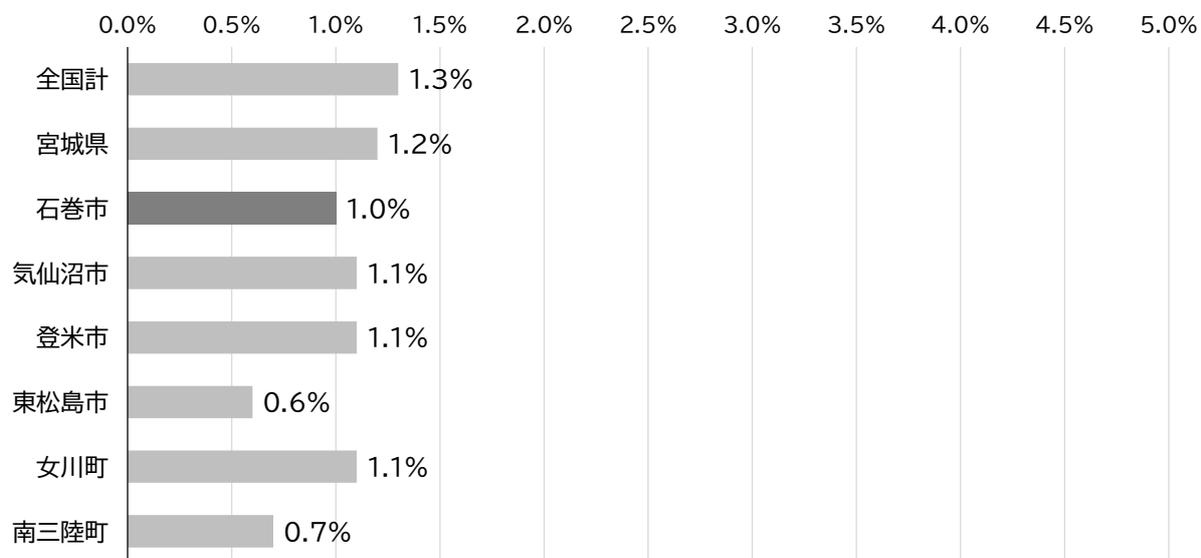
サービス系統別にみれば、在宅サービスと施設サービスは国、県よりもやや高い水準である一方で、居住系サービスはやや低い水準となっています。圏域内では、いずれも概ね中位の水準です。



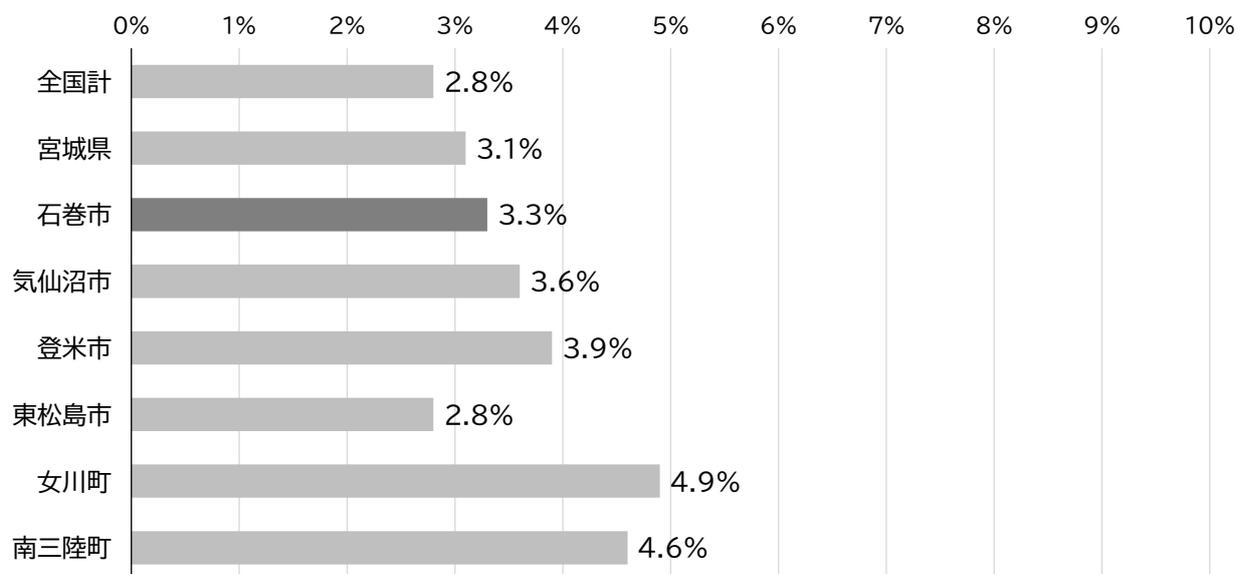
※「地域包括ケア見える化システム」の令和5年度データにより作成。本頁下図及び次頁同様。



■居住系サービス受給率



■施設サービス受給率

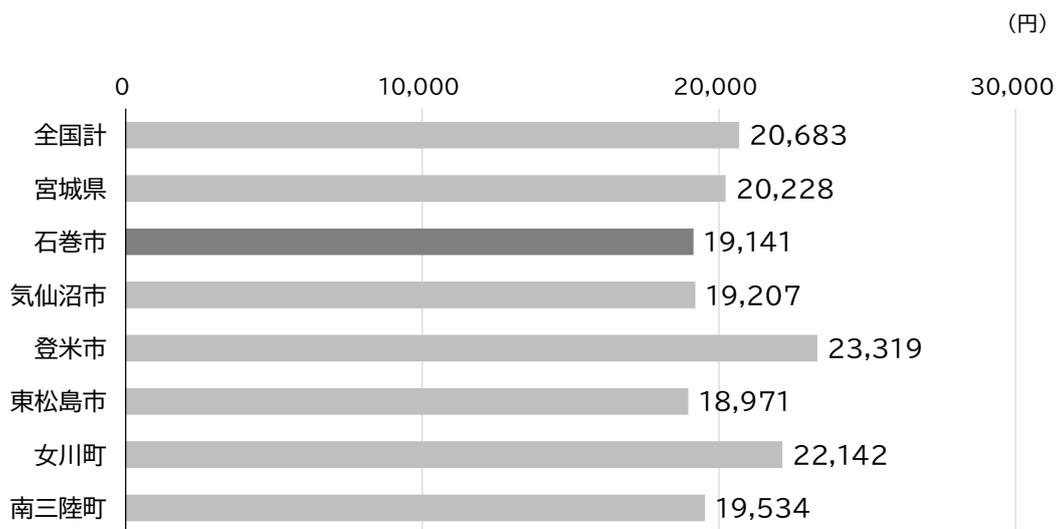


3 第1号被保険者1人あたり給付月額

介護サービスの給付に関する主要の指標である「第1号被保険者1人あたり給付月額」について同様に比較すると、本市は、19,141円であり、国、県よりも低い水準で、圏域内では中位から下位の水準です。

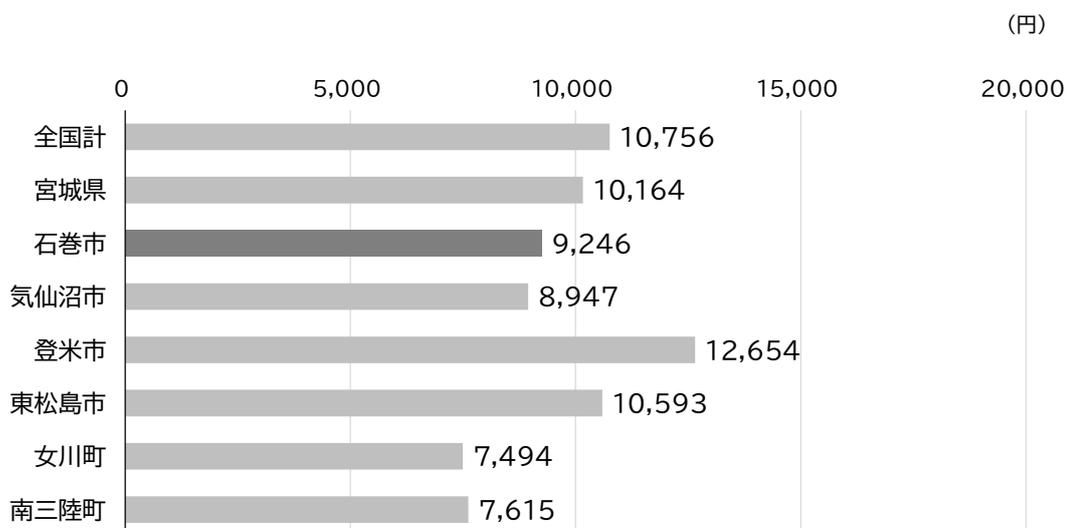
サービス系統別にみれば、県よりも在宅サービスが918円、居住系サービスが351円低く、施設サービスは183円高くなっています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額

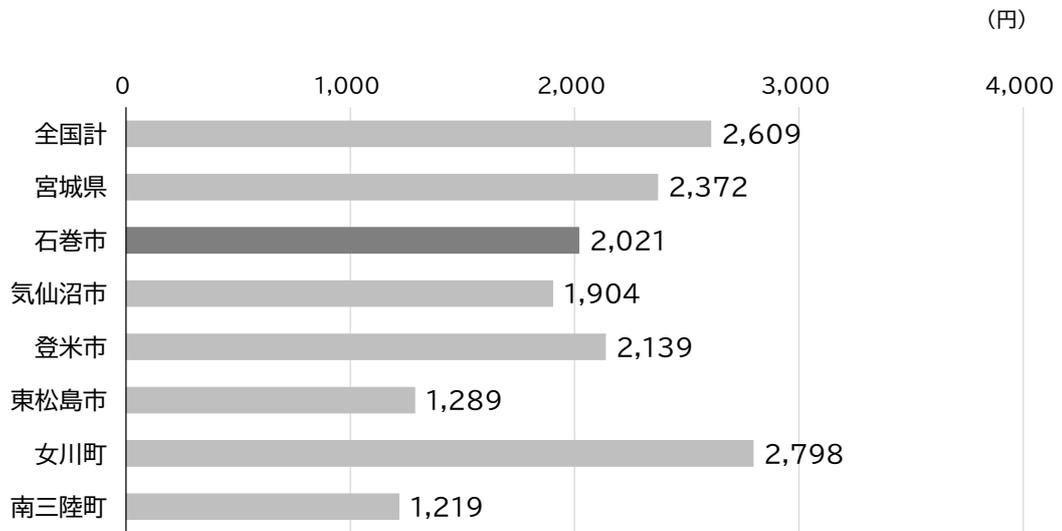


※「地域包括ケア見える化システム」の令和3年度データにより作成。本頁下図及び次頁同様。

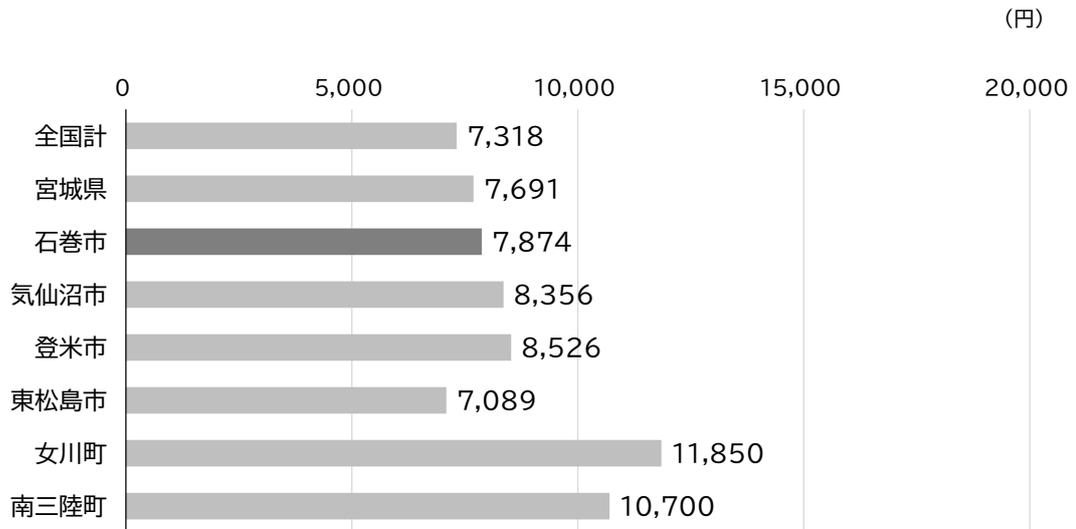
■第1号被保険者1人あたり給付月額・在宅サービス



■第1号被保険者1人あたり給付月額・居住系サービス



■第1号被保険者1人あたり給付月額・施設サービス

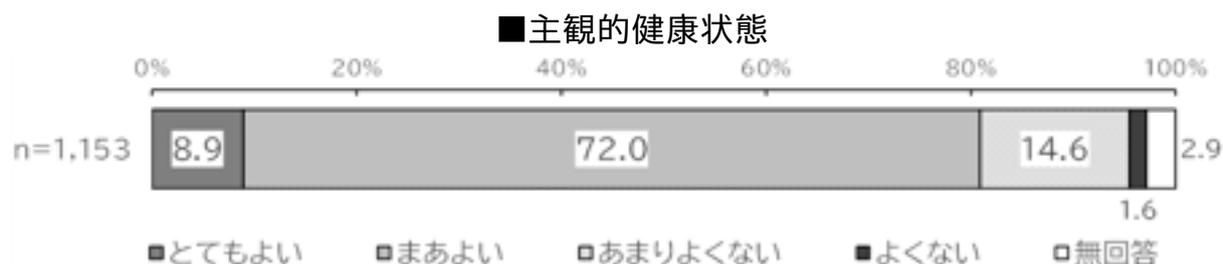


第5節 各種実態調査結果の概要

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

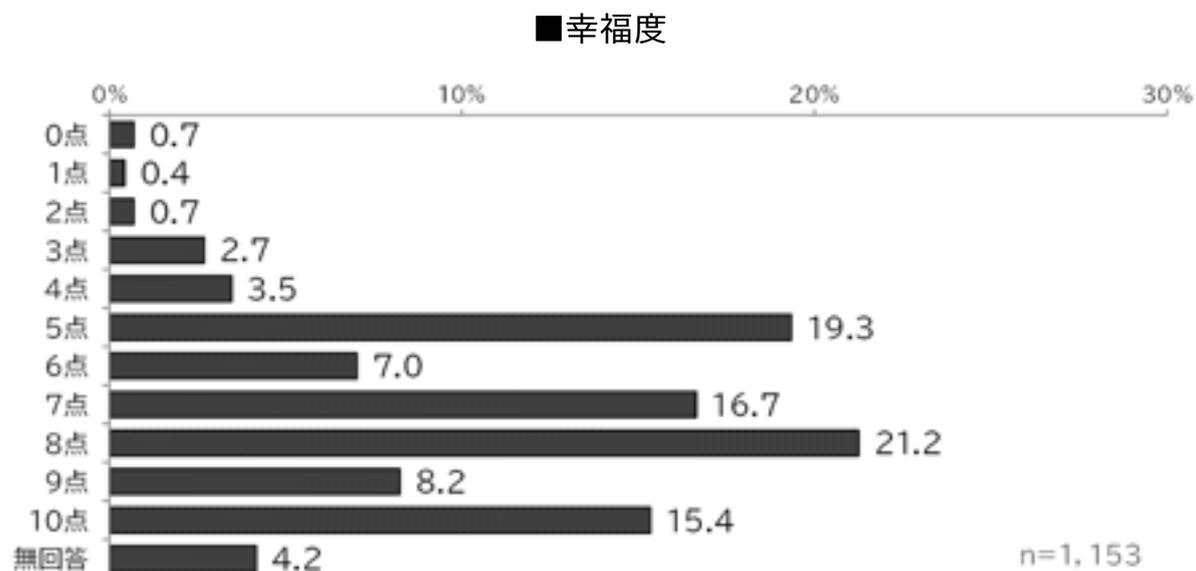
(1)主観的健康状態

自覚的な健康状態(主観的健康状態)は「まあよい」が 72.0%と最も多く、「とてもよい」(8.9%)と合わせて約8割は良好としています。



(2)幸福度

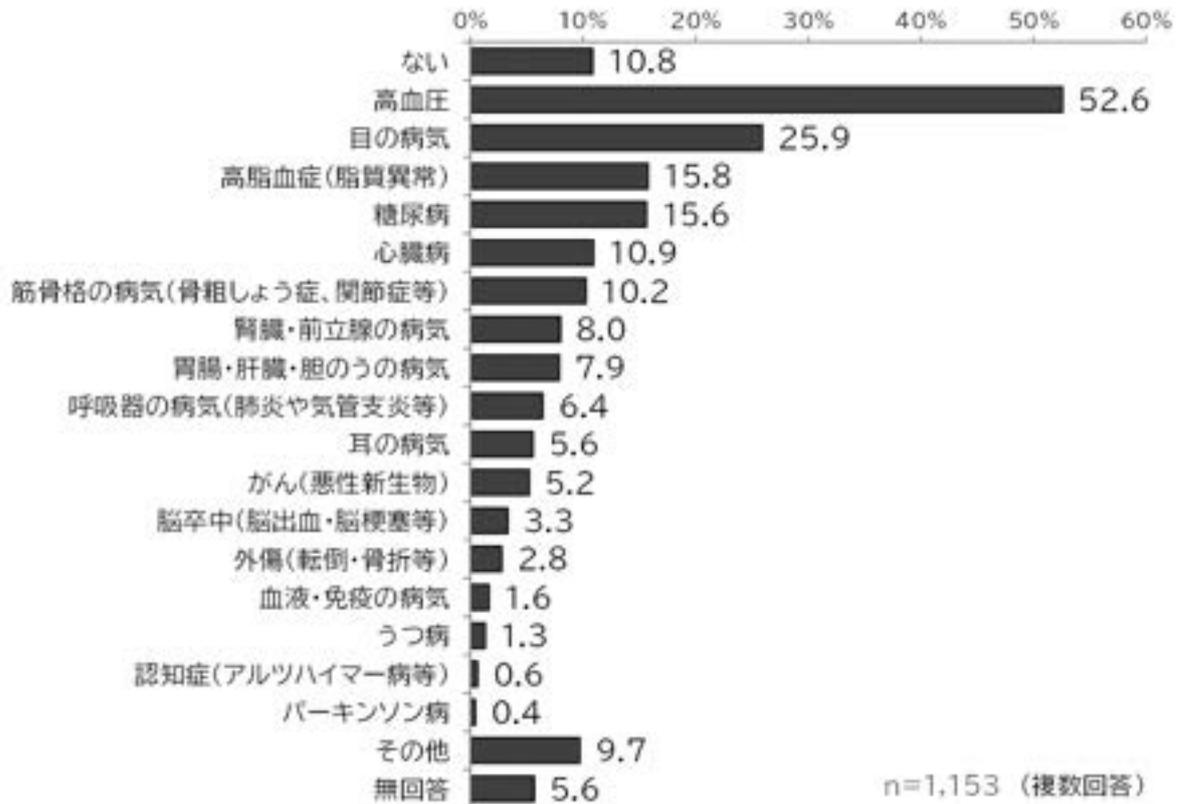
現在の幸福度について「0点(とても不幸)」から「10点(とても幸せ)」まで 11 段階の得点で伺ったところ、「8点」が最も多く 21.2%、次いで「5点」が 19.3%、「7点」が 16.7%、「10点」が 15.4%となっています。



(3)現在治療中または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が最も多く 52.6%、次いで「目の病気」が 25.9%となっており、「ない」は 10.8%となっています。

■現在治療中または後遺症のある病気

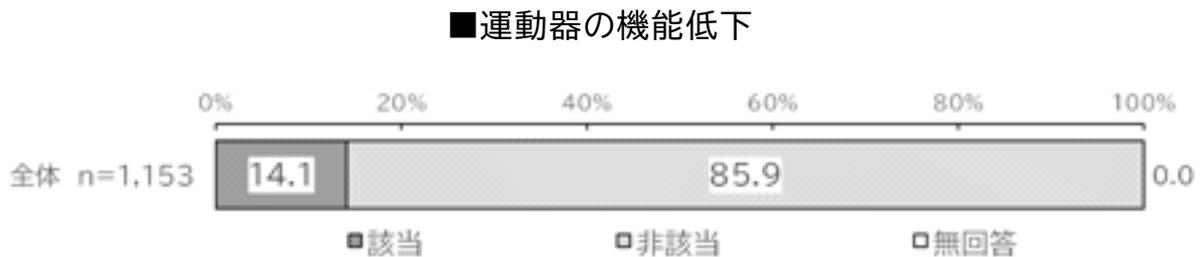


(4)運動器の機能低下

「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか」「15分位続けて歩いていますか」「過去1年間に転んだ経験がありますか」「転倒に対する不安は大きいですか」の5項目中3項目以上の該当選択肢がある場合、運動器の機能低下「該当」

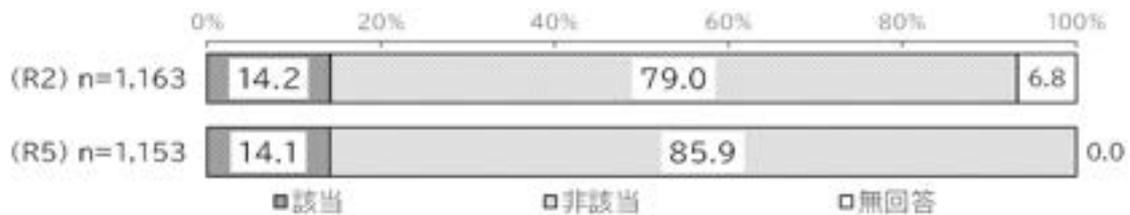
①全体

全体では、「該当」は14.1%となっています。



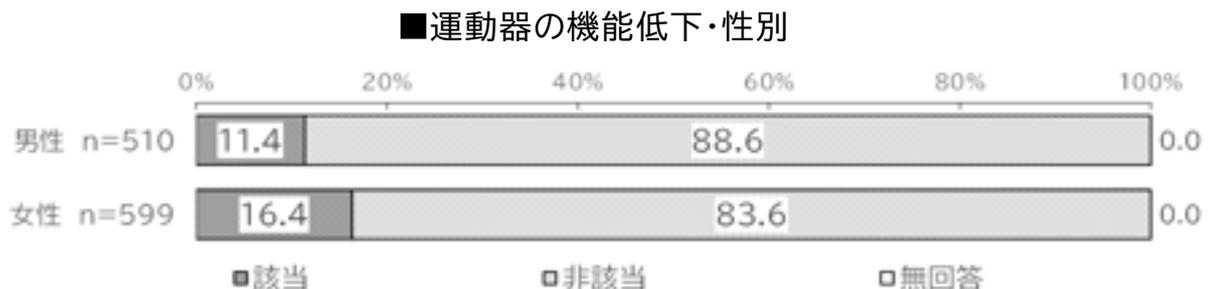
【前回(R2年)調査との比較】

運動器の機能低下への「該当」は14.1%と、R2の14.2%とほぼ同様の結果となっています。



②性別

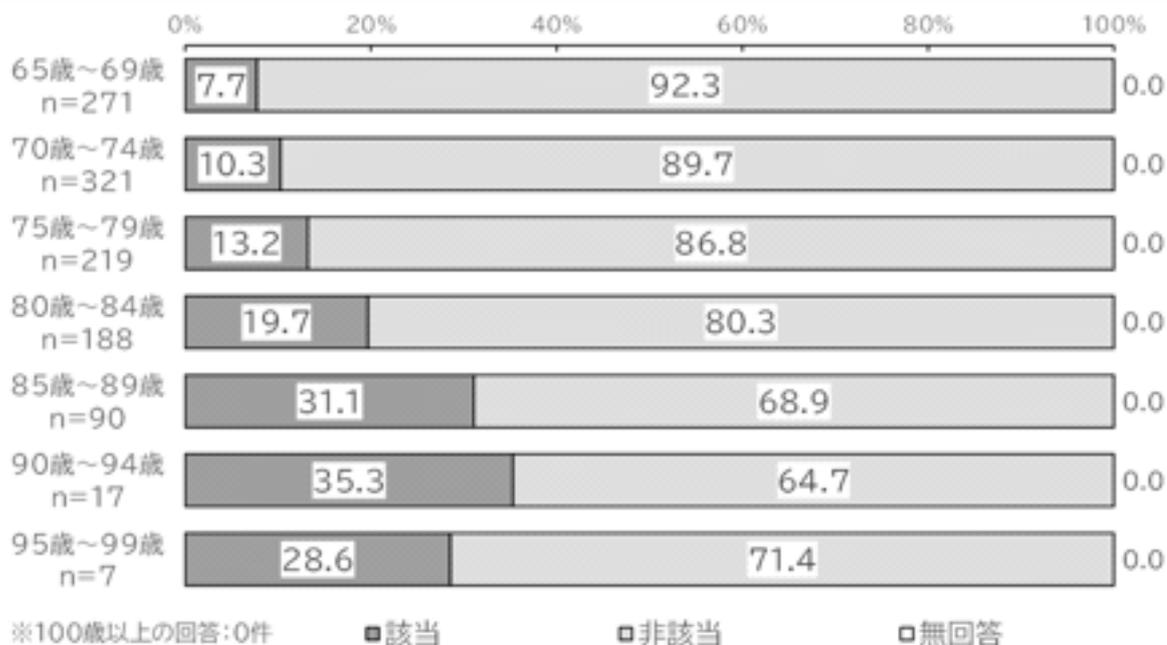
性別では、「該当」の割合が男性よりも女性の方が5.0ポイント高くなっています。



③年齢別

年齢区分別では、年齢が上がるほど「該当」の割合が高い傾向となっています。

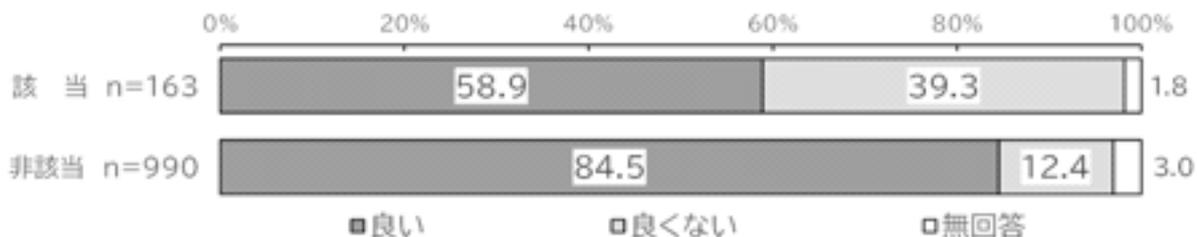
■運動器の機能低下・年齢区分別



④主観的健康状態との関係

運動器の機能低下のリスク状況から主観的健康状態をみると、機能低下の「該当」は 39.3%が主観的健康状態について「良くない」となっており、「良い」は 58.9%となっています。一方、機能低下の「非該当」は 84.5%が「良い」であり、主観的健康状態について顕著な差があります。

■主観的健康状態と運動器の機能低下



(5)手段的日常生活動作(IADL)

「バスや電車を使って1人で外出していますか」「自分で食品・日用品の買物をしていますか」「自分で食事の用意をしていますか」「自分で請求書の支払いをしていますか」「自分で預貯金の出し入れをしていますか」の5項目の回答による合計点が5点であればIADLが「高い」、4点であれば「やや低い」、3点以下であれば「低い」と判定

①全体

全体では、IADLの「高い」が86.4%、「やや低い」が8.4%、「低い」が4.1%となっています。

■手段的日常生活動作(IADL)



【前回(R2年)調査との比較】

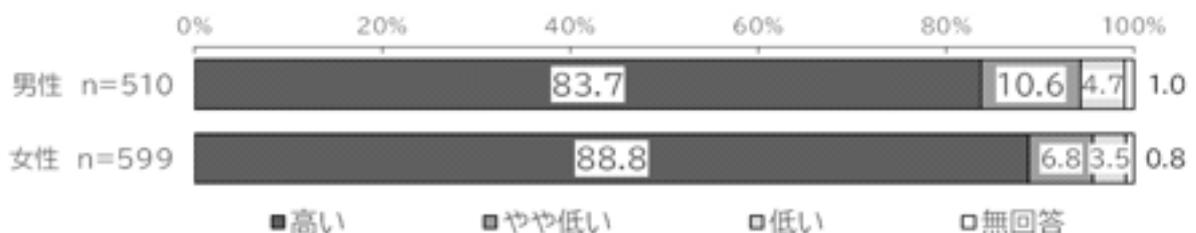
R2よりIADLの「高い」が2.1ポイント、「やや低い」が0.7ポイント増加し、「低い」はR2より1.1ポイント減少しています。



②性別

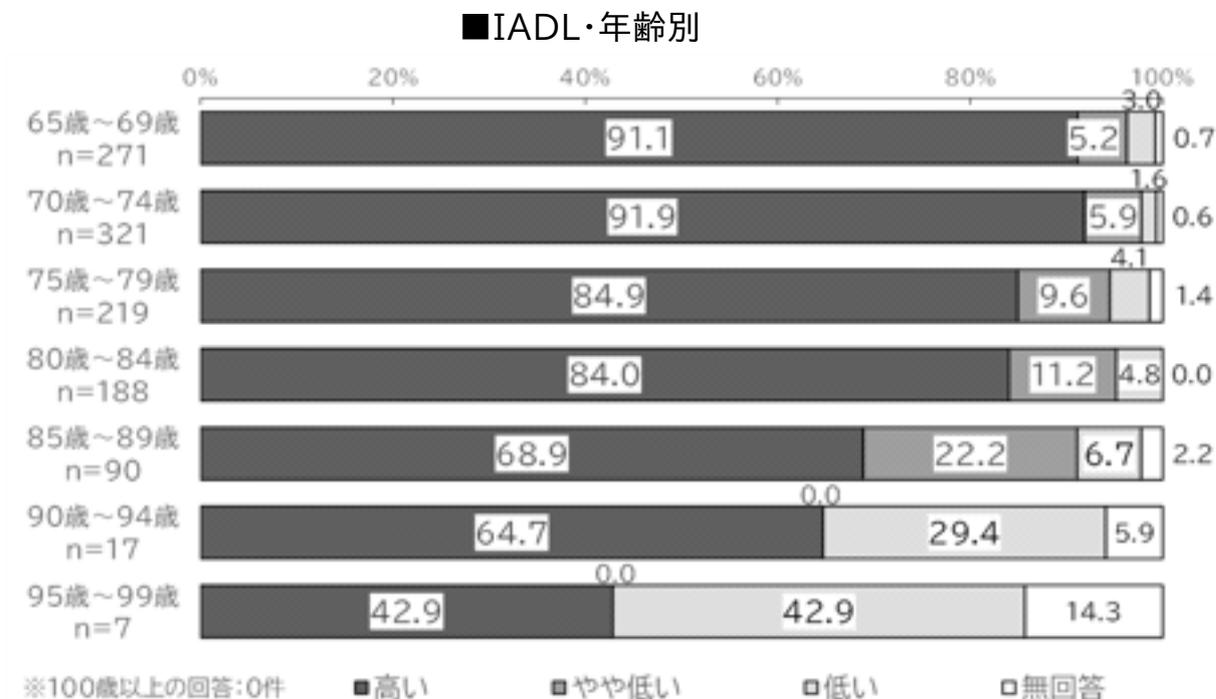
性別では、男性よりも女性の方が「高い」の割合が5.1ポイント高くなっています。

■IADL・性別



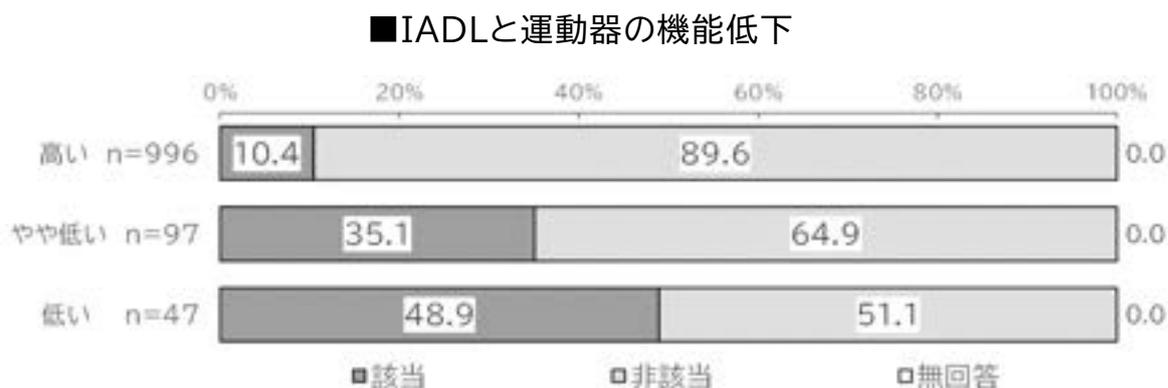
③年齢別

年齢区分別の「高い」の割合は、「65歳～69歳」から「70歳～74歳」の変化は小さいが、以降、年齢が上がるにつれ減少する傾向がみられます。



④運動器の機能低下との関係

IADLと運動器の機能低下との関係を見ると、IADLの低下とともに運動器の機能低下について「該当」の割合が顕著に増加し、「非該当」の割合が減少しています。



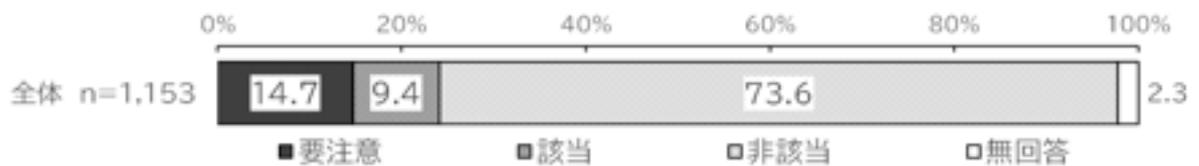
(6)閉じこもり傾向

「週に1回以上は外出していますか」「昨年と比べて外出の回数が減っていますか」の2項目の回答により、外出頻度の低い場合が「該当」となり、さらに昨年よりも外出頻度が減っている場合は「要注意」と判定

①全体

全体では、「要注意」が14.7%、「該当」が9.4%、「非該当」が73.6%となっています。

■閉じこもり傾向



【前回(R2年)調査との比較】

R2に比べ「要注意」は4.4ポイント増加する一方、「非該当」は2.1ポイント減少しています。



②性別

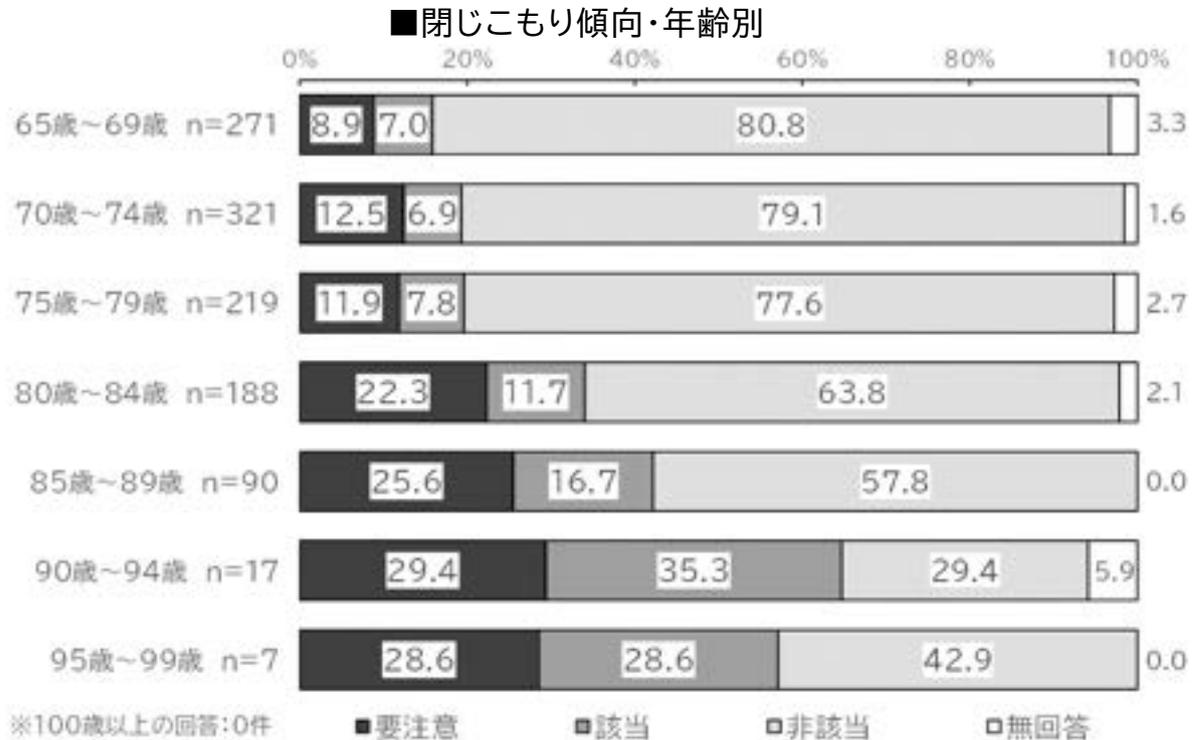
性別では、「該当」、「要注意」とともに、男性よりも女性が多くなっています。

■閉じこもり傾向・性別



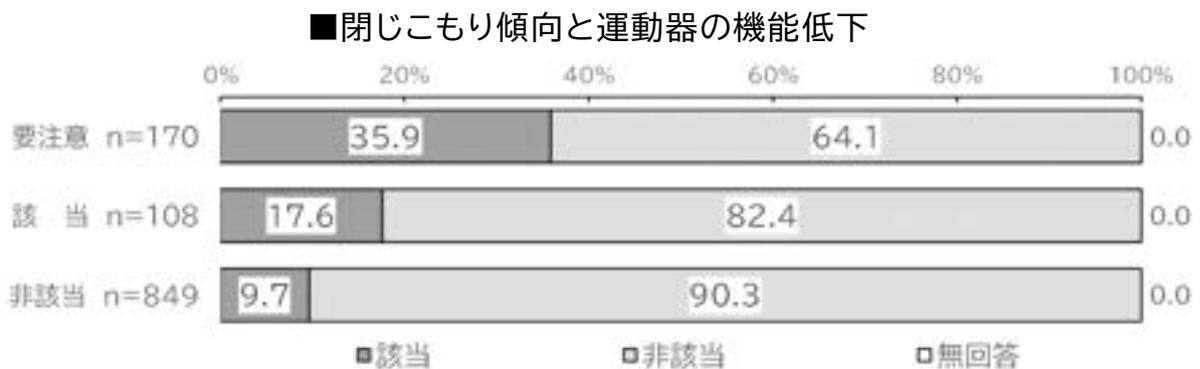
③年齢別

年齢区分別では、年齢が上がるにつれ「要注意」の割合が高くなっており、特に90～94歳は29.4%と、65～69歳(8.9%)の3倍以上となっています。



④運動器の機能低下との関係

運動器の機能低下との関係を見ると、閉じこもり傾向が強まるにつれ運動器の機能低下について「該当」の割合が高まっています。

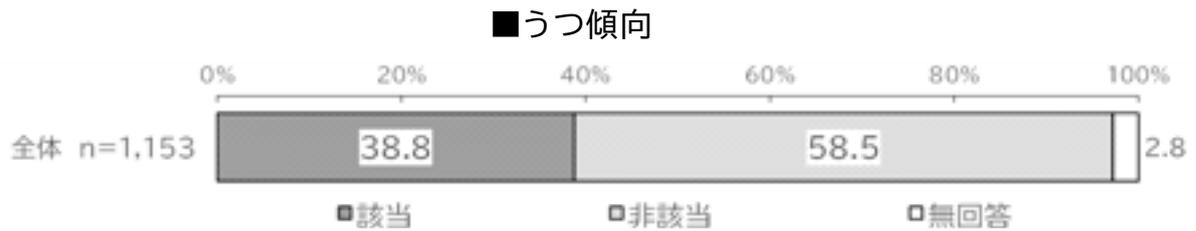


(7)うつ傾向

「この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか」「この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか」の2項目のうち、1項目でも該当選択肢である場合に「該当」と判定

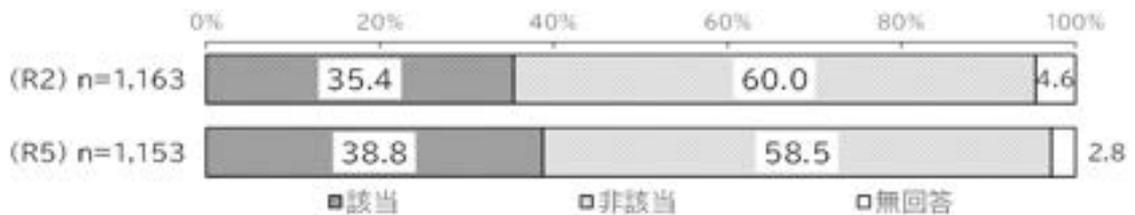
①全体

全体では、「該当」が38.8%、「非該当」が58.5%となっています。



【前回(R2年)調査との比較】

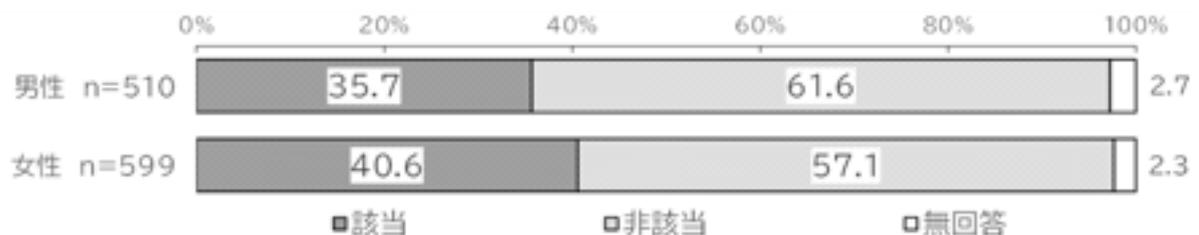
R2 に比べ「該当」が 3.4 ポイント増加し、「非該当」は 1.5 ポイント減少しています。



②性別

性別では、女性は「該当」の割合が男性よりもやや多くなっています。

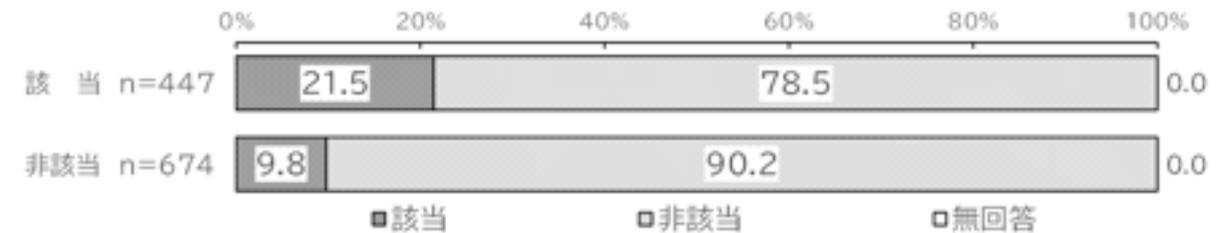
■うつ傾向・性別



③運動器の機能低下との関係

運動器の機能低下との関係を見ると、うつ傾向の「該当」は「非該当」に比べ、運動器の機能低下についての「該当」の割合が 11.7 ポイント高くなっています。

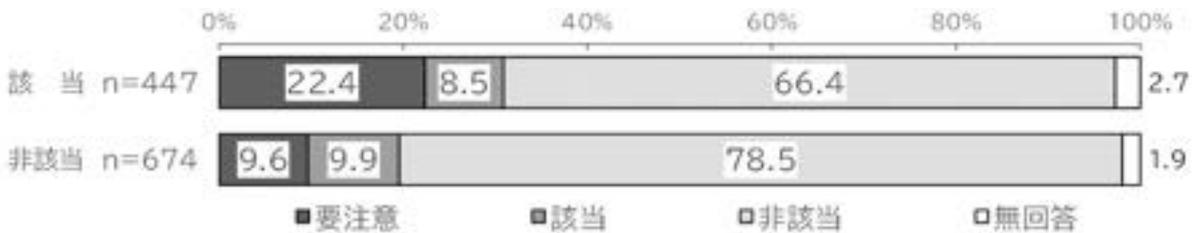
■うつ傾向と運動器の機能低下



④閉じこもり傾向との関係

閉じこもり傾向との関係についても、上記と同様に、うつ傾向の「該当」は「非該当」に比べ、閉じこもり傾向が高リスク化しています。

■うつ傾向と閉じこもり傾向

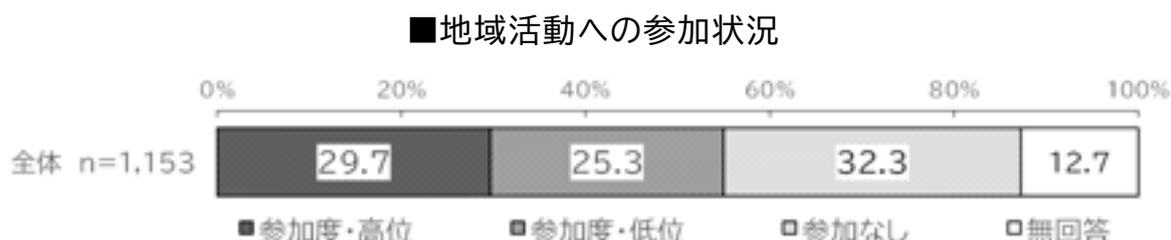


(8)地域活動への参加状況

「①ボランティアのグループ」から「⑧収入のある仕事」の8種の活動について、8種の活動のいずれか1項目でも「週1回」以上の回答をした票を「参加度・高位」に、「月1～3回」及び「年に数回」と回答した票を「参加度・低位」に、上記以外を「参加なし」と判定

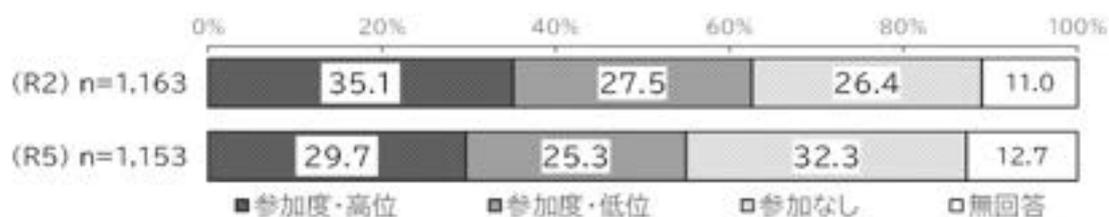
①全体

全体では、「参加度・高位」は 29.7%、「参加度・低位」は 25.3%、「参加なし」は 32.3%となつています。



【前回(R2年)調査との比較】

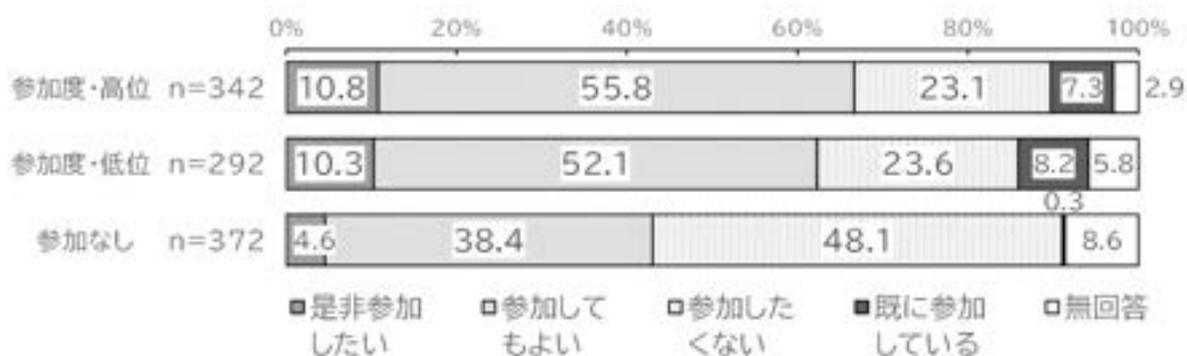
地域活動に週1回以上参加している「参加度・高位」は R2 から 5.4 ポイント減少し、「参加なし」は R2 から 5.9 ポイント増加するなど、コロナ禍による外出制限や活動自粛などの影響がみられます。



②地域活動への参加意向との関係

地域活動への参加者としての参加意向との関係を見ると、参加度合いが高いほど、参加意欲も高い傾向となっていますが、「参加なし」でも、「是非参加したい」(4.6%)、「参加してもよい」(38.4%)を合わせた約4割が参加意向を示しています。

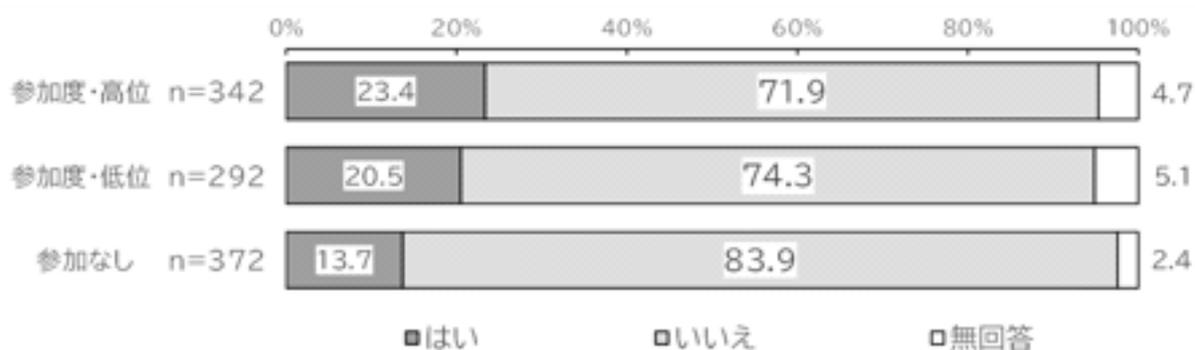
■地域活動への参加状況と参加者としての参加意向



③地域活動への参加状況と認知症に関する相談窓口の認知

認知症に関する相談窓口の認知との関係を見ると、参加度合いに関わらず「いい」の回答が多く、いずれも7割を超えています。参加度が低いほど認知度も低減する傾向にあり、「参加度・高位」(23.4%)と「参加度・低位」(20.5%)は2割台の認知度であるのに対し、「参加なし」は13.7%と顕著に低くなっています。

■地域活動への参加状況と認知症に関する相談窓口の認知

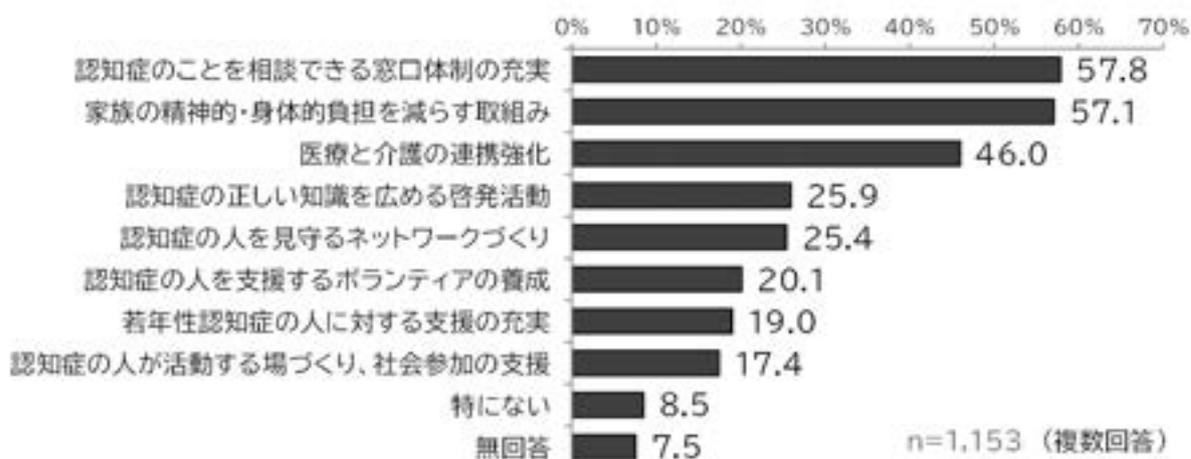


(9)市の高齢者福祉、地域福祉について

①認知症になっても暮らしやすい石巻市になるために必要なこと

認知症になっても暮らしやすい石巻市になるために必要なことについては、「認知症のことを相談できる窓口体制の充実」が 57.8%と最も多く、次いで「家族の精神的・身体的負担を減らす取組み」が 57.1%、「医療と介護の連携強化」が 46.0%となっています。

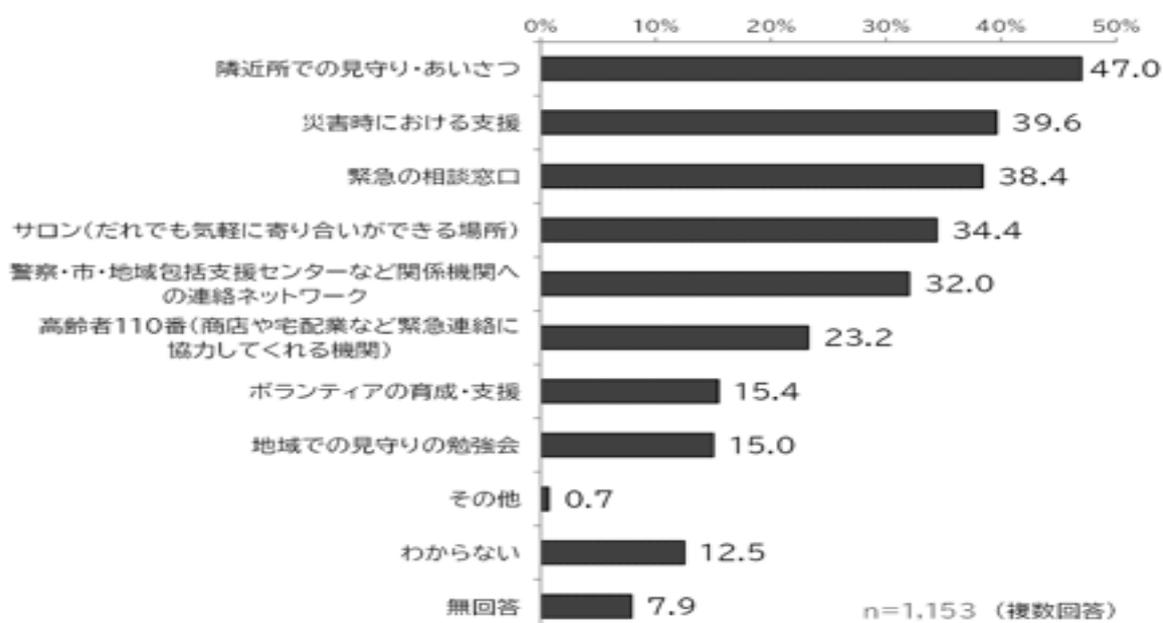
■認知症になっても暮らしやすい石巻市になるために必要なこと



②地域で見守る体制をつくるために必要なこと

地域で見守る体制をつくるために必要なことについては、「隣近所での見守り・あいさつ」が 47.0%と最も多く、次いで「災害時における支援」が 39.6%、「緊急の相談窓口」が 38.4%となっています。

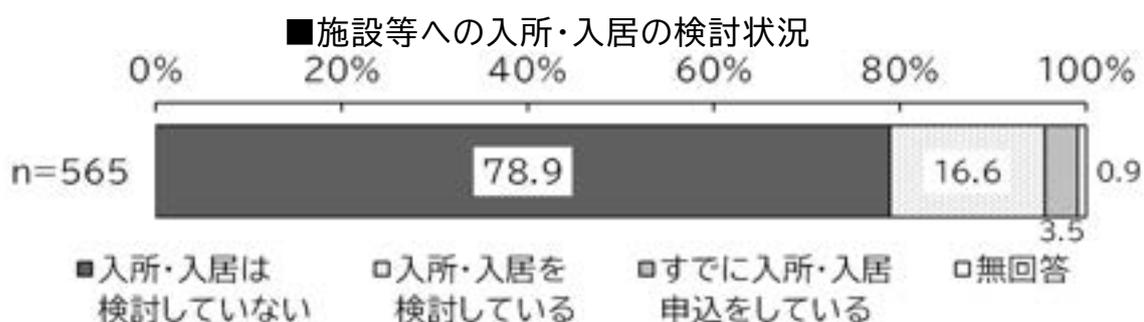
■地域で見守る体制をつくるために必要なこと



2 在宅介護実態調査

(1)施設等への入所・入居の検討状況

入所等の申し込みをしている調査対象者は 3.5%(n=20)、入所等を検討しているのは 16.6%(n=94)であり、78.9%(n=446)は入所等の検討はしていない状況です。(以下「入所・入居は検討していない」を<未検討>、「入所・入居を検討している」を<入所等検討>、「すでに入所・入居申し込みをしている」を<申込済>と簡略して表記)

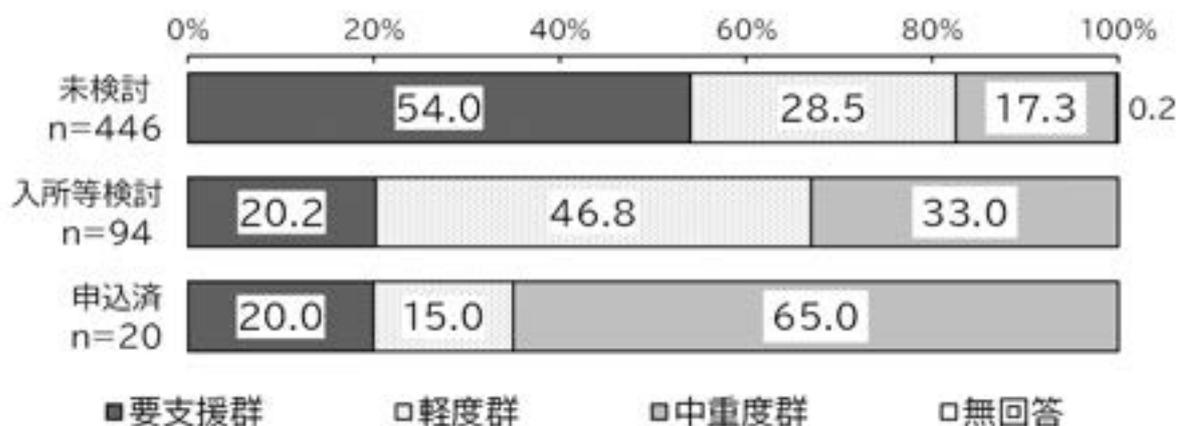


(2)施設等への入所・入居の検討状況と要介護等認定状況

調査対象者の要介護等認定の状況を「要支援群」(要支援1~2)、「軽度群」(要介護1~2)、「中重度群」(要介護3~5)の3つに分類し、入所等の検討状況とクロス集計しました。なお、施設入所の対象は原則要介護3以上(「中重度群」となっています)。

<申込済>は「中重度群」(要介護3~5)が 65.0%となっており、<入所等検討>では「軽度群」(要介護1~2)が 46.8%など、要介護度の高まりとともに<入所等検討>や<申込済>へと段階を踏んで増える傾向にあります。

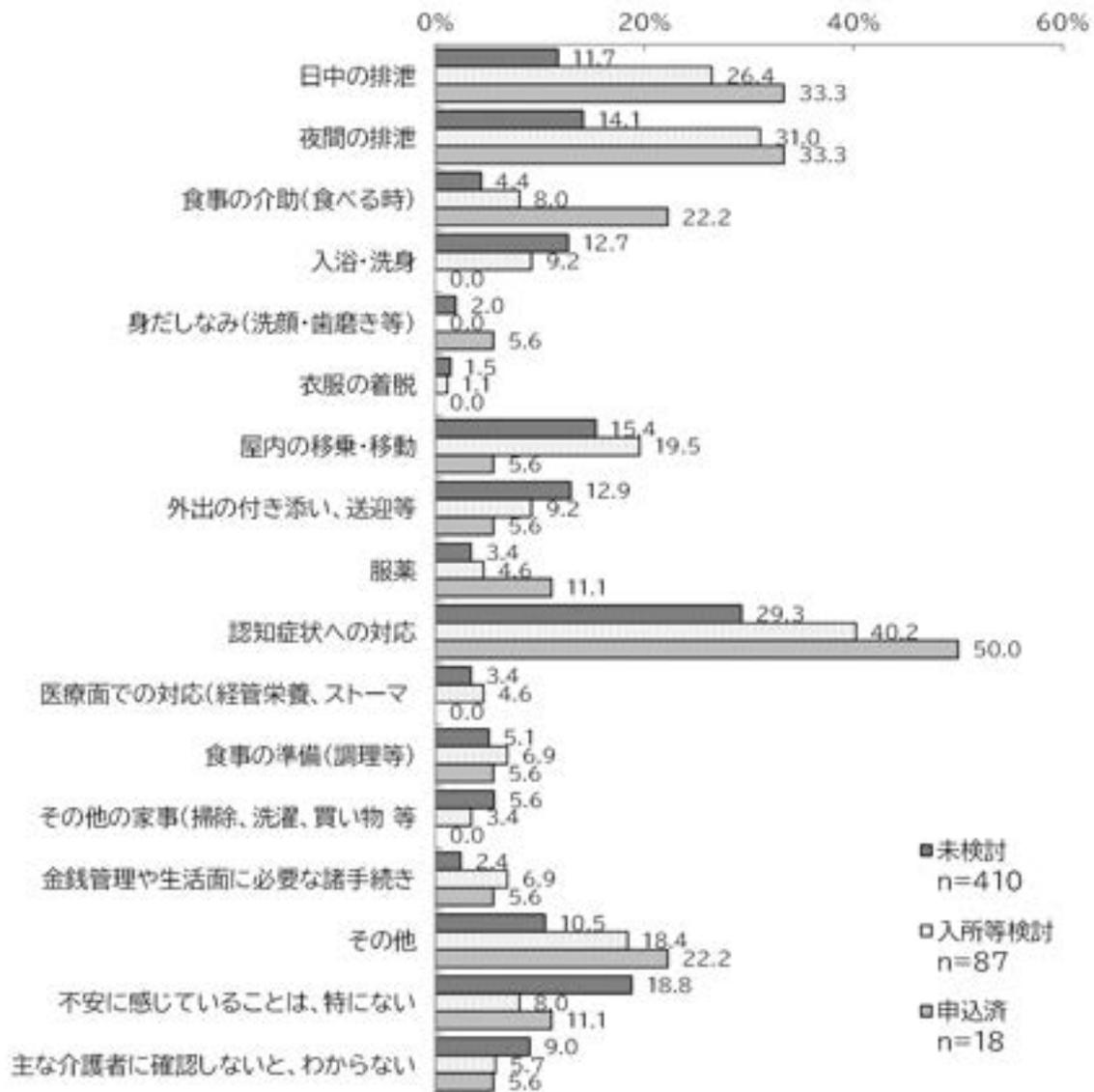
■施設等への入所・入居の検討状況と要介護等認定状況



(3)施設等への入所・入居の検討状況と介護者が不安に感じる介護

<申込済>と<入所等検討>では「認知症状への対応」、「夜間の排泄」、「日中の排泄」の3項目が多くなっています。また、<未検討>では「認知症状への対応」が最も多いものの、次いで「不安に感じていることは、特にない」となっています。

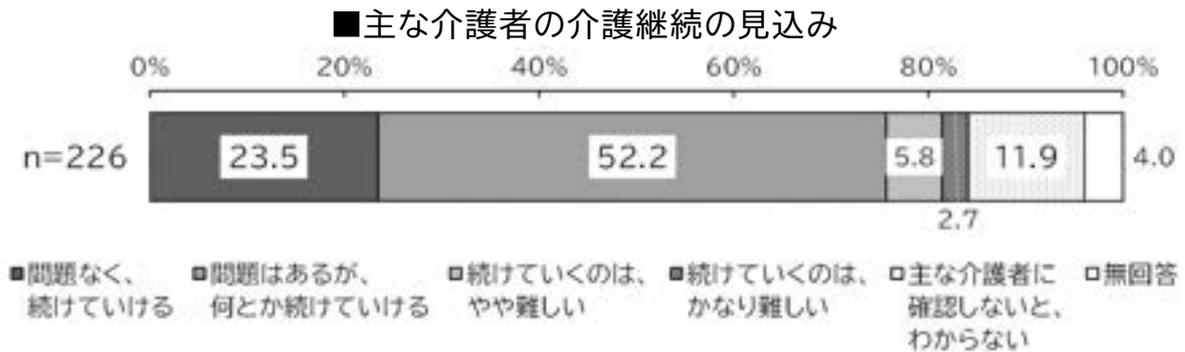
■施設等への入所・入居の検討状況と介護者が不安に感じる介護



(4)主な介護者の介護継続の見込み

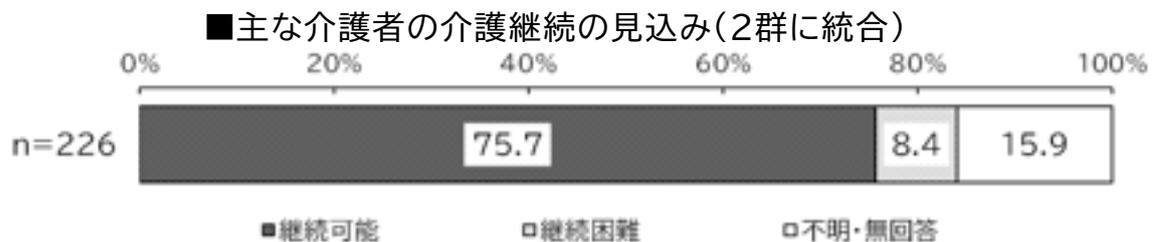
フルタイムあるいはパートタイムで働いている調査対象者の主な介護者に、今後も働きながら介護を続けていかれるかどうかについて回答を得たものが、次のグラフです。

「問題なく、続けていける」が 23.5%、「問題はあるが、何とか続けていける」が 52.2%、「続けていくのは、やや難しい」が 5.8%、「続けていくのは、かなり難しい」が 2.7%となっています。



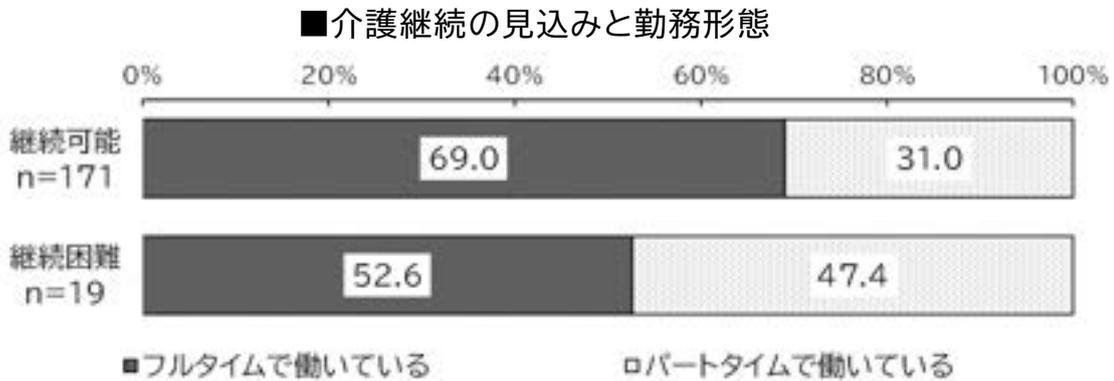
これを「問題なく、続けていける」(n=53)と「問題はあるが、何とか続けていける」(n=118)を統合して<継続可能>(n=171)とし、「続けていくのは、やや難しい」(n=13)と「続けていくのは、かなり難しい」(n=6)を統合して<継続困難>(n=19)に、さらに「主な介護者に確認しないと、わからない」(n=27)と「無回答」(n=9)を統合して「不明・無回答」(n=36)としたものが次のグラフとなります。

「継続可能」は 75.7%であり、「継続困難」は 8.4%となっています。



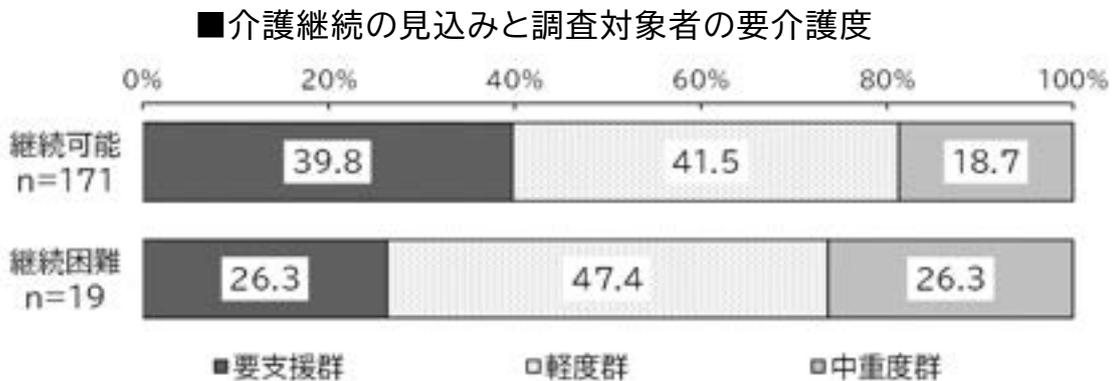
(5)介護継続の見込みと勤務形態

勤務形態は、いずれも「フルタイムで働いている」が多くを占めていますが、＜継続可能＞が69.0%に対し、＜継続困難＞では52.6%となっており、「パートタイムで働いている」も5割近くとなっています。



(6)介護継続の見込みと調査対象者の要介護度

調査対象者の要介護度をみると、＜継続困難＞は＜継続可能＞に比べて「要支援群」が少なく「中重度群」が多くなっています。

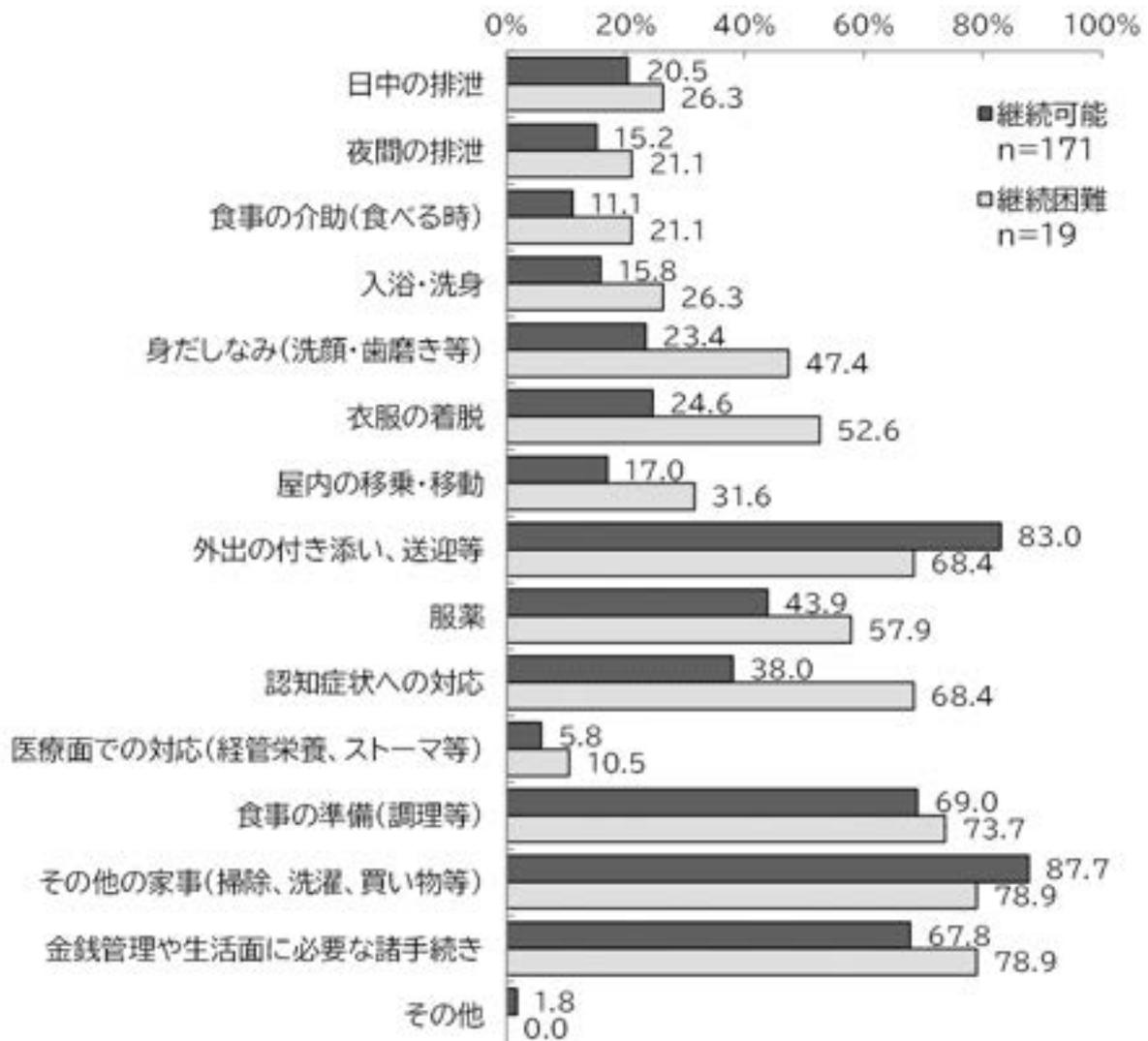


(7)介護継続の見込みと介護者が行っている介護

介護者が行っている介護では、＜継続可能＞、＜継続困難＞ともに上位にあげているのは、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備(調理等)」、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」となっています。

また、＜継続困難＞が＜継続可能＞を顕著に上回る項目としては、「認知症への対応」(30.4 ポイント差)、「衣類の着脱」(28.0 ポイント差)、「身だしなみ(洗顔・歯磨き等)」(24 ポイント差)などとなっています。

■介護継続の見込みと介護者が行っている介護

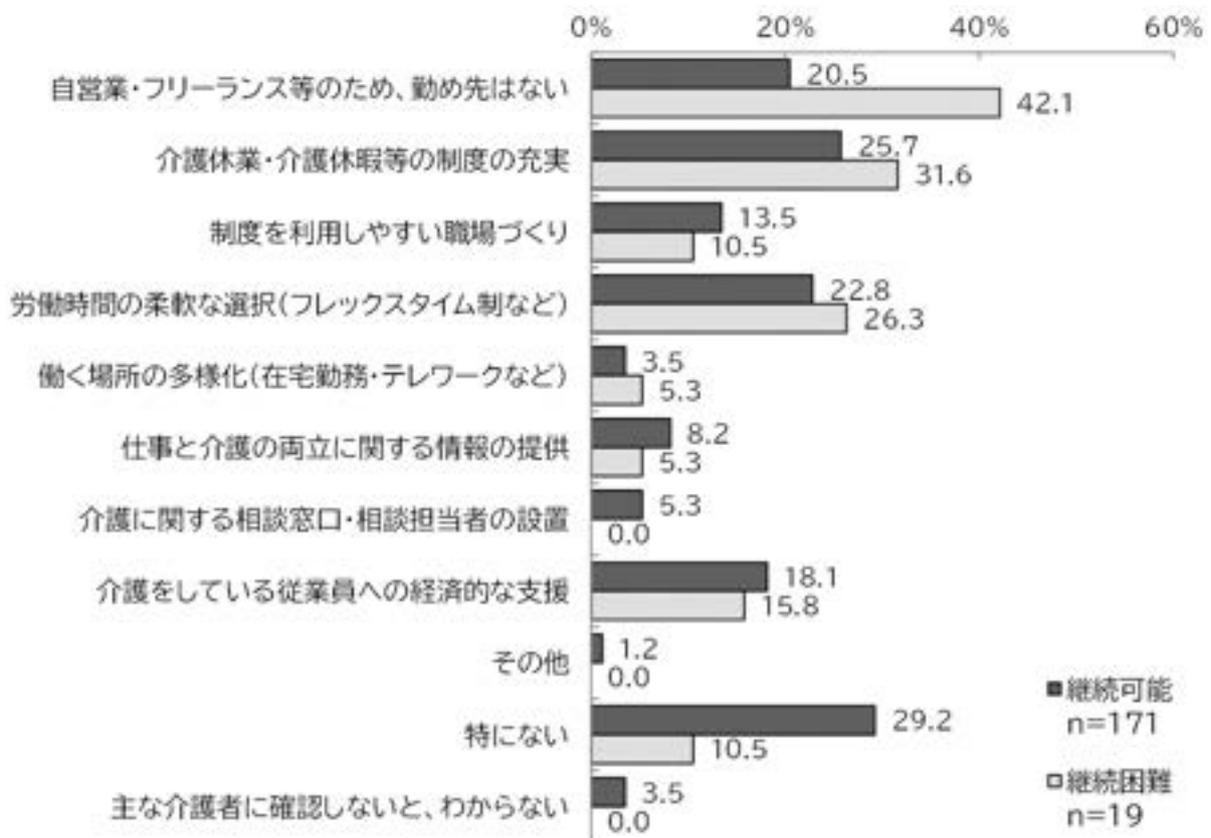


(8)介護継続の見込みと効果のある勤め先からの支援

効果のある勤め先からの支援をみると、＜継続可能＞は「特にない」が29.2%と最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」などとなっています。

一方、＜継続困難＞は「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が42.1%と最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」などとなっています。

■介護継続の見込みと効果のある勤め先からの支援



3 施設入所者調査

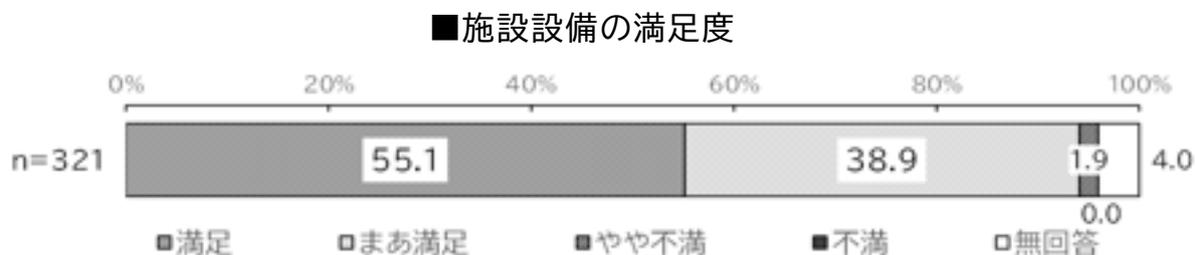
(1)施設入所の理由

施設入所の理由は、「家族はいるが、十分に介護ができないから」が 52.3%と最も多く、次いで「24 時間の介護が必要だから」が 35.8%、「介護する家族がないから」が 32.1%となっています。



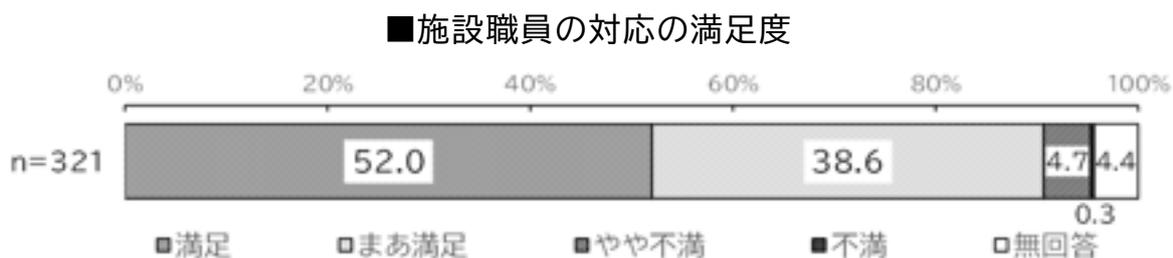
(2)施設設備の満足度

施設設備について、「満足」が 55.1%と最も多く、「まあ満足」(38.9%)を合わせ、満足回答は 94.0%となっています。



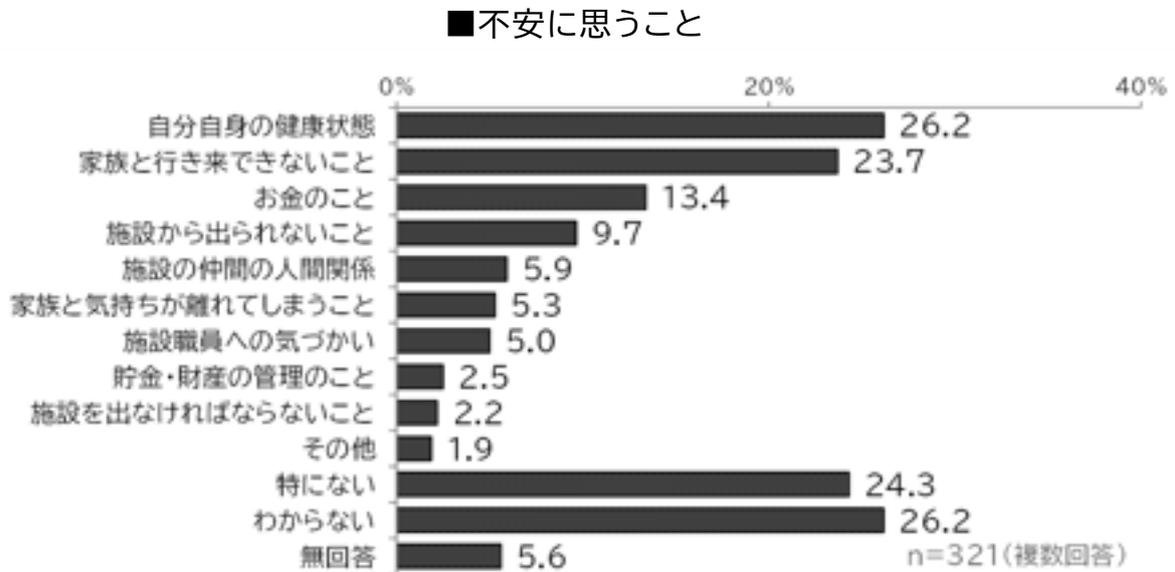
(3)施設職員の対応の満足度

施設職員の対応について、「満足」が 52.0%と最も多く、「まあ満足」(38.6%)を合わせ、満足回答は 90.6%となっています。



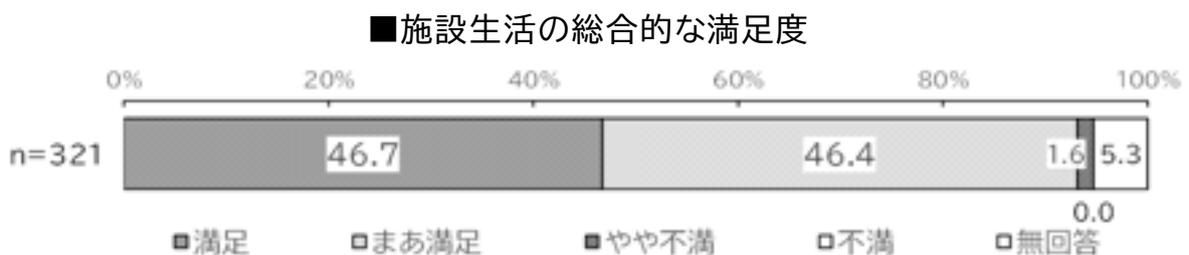
(4)不安に思うこと

不安に思うことは、「自分自身の健康状態」及び「わからない」が 26.2%と最も多く、次いで「特にない」が 24.3%、「家族と行き来できないこと」が 23.7%となっています。



(5)施設生活の総合的な満足度

施設生活の総合的な満足度として、「満足」が 46.7%と最も多く、「まあ満足」(46.4%)と合わせた満足回答は 93.1%となっています。



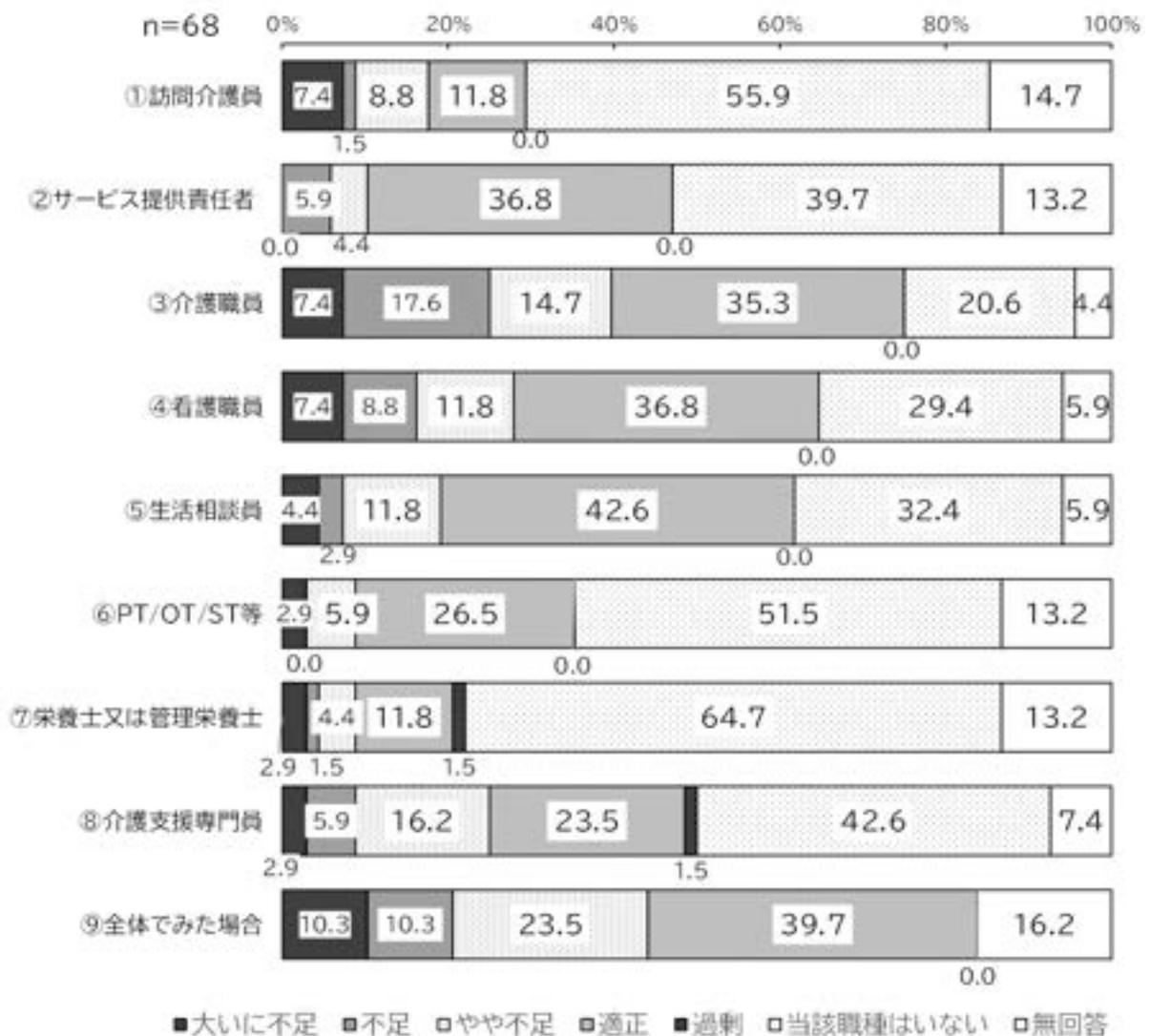
4 介護サービス提供事業者調査

(1) 従業員の職種別過不足状況

従業員の職種別過不足状況をたずねたところ、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合わせた<不足状況>にある職種は、「③介護職員」で39.7%となっている。

また、「⑨全体で見た場合」における<不足状況>も44.1%となっている。一方、「適正」が多いのは、「⑤生活相談員」で42.6%、次いで「②サービス提供責任者」及び「④看護職員」が36.8%となっています。

■ 従業員の職種別過不足状況

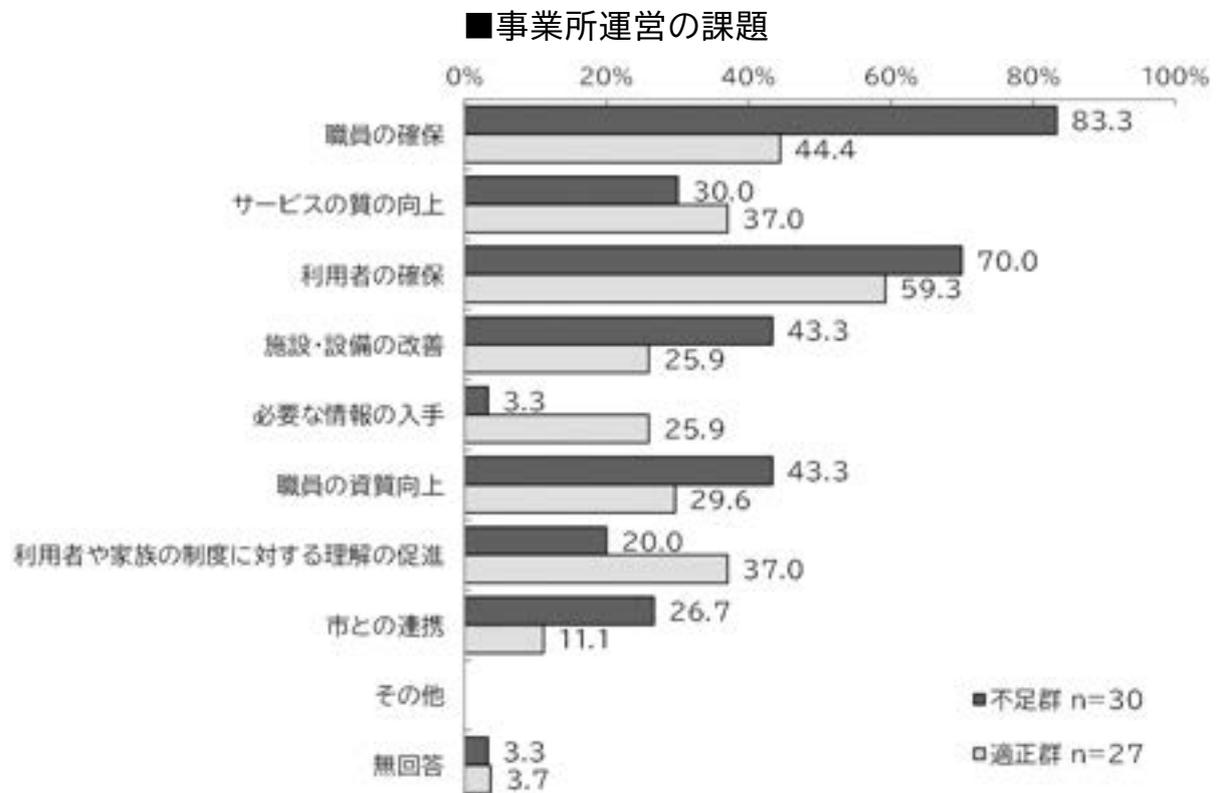


(2)事業所運営の課題

前項「職員の過不足の状況」の「⑨ 全体で見た場合」について「大いに不足」(n=7)、「不足」(n=7)、「やや不足」(n=16)と回答した事業者を合わせて<不足群>(n=30)とし、「適正」と回答した事業者(n=27)を<適正群>として比較すれば次のとおりとなります。

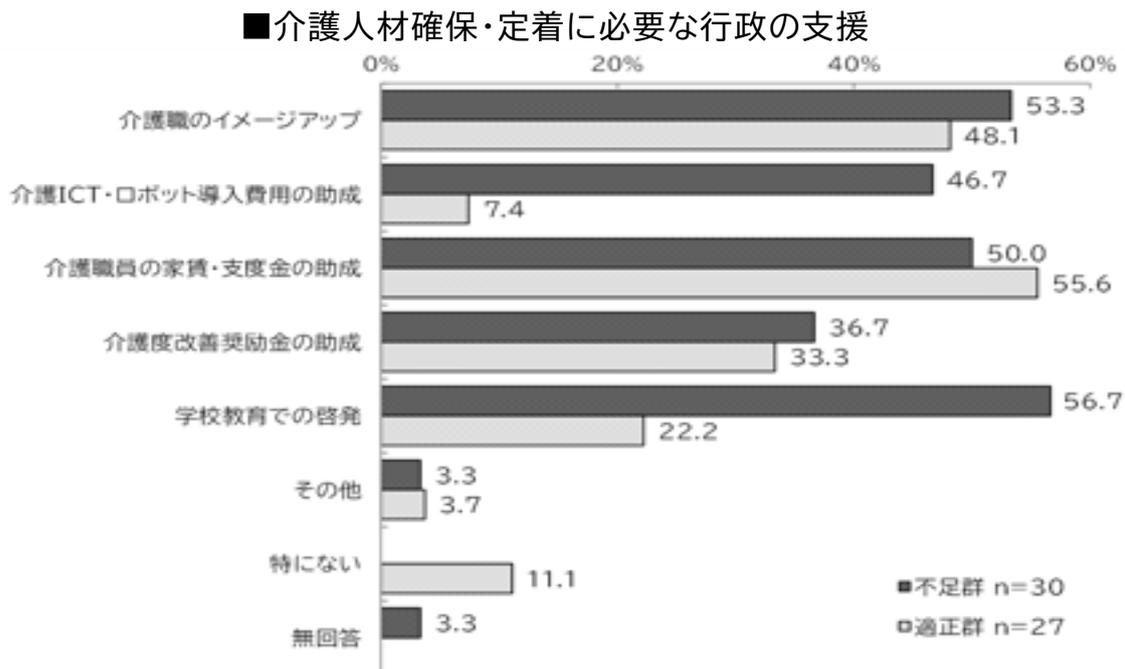
<不足群>は「職員の確保」が 83.3%で最も多く、次いで「利用者の確保」(70.0%)、「施設・整備の改善」及び「職員の資質向上」(いずれも 43.3%)となっています。

<適正群>では、「利用者の確保」が 59.3%で最も多く、次いで「職員の確保」(44.4%)、「サービスの質の向上」及び「利用者や家族の制度に対する理解の促進」(いずれも 37.0%)となっています。



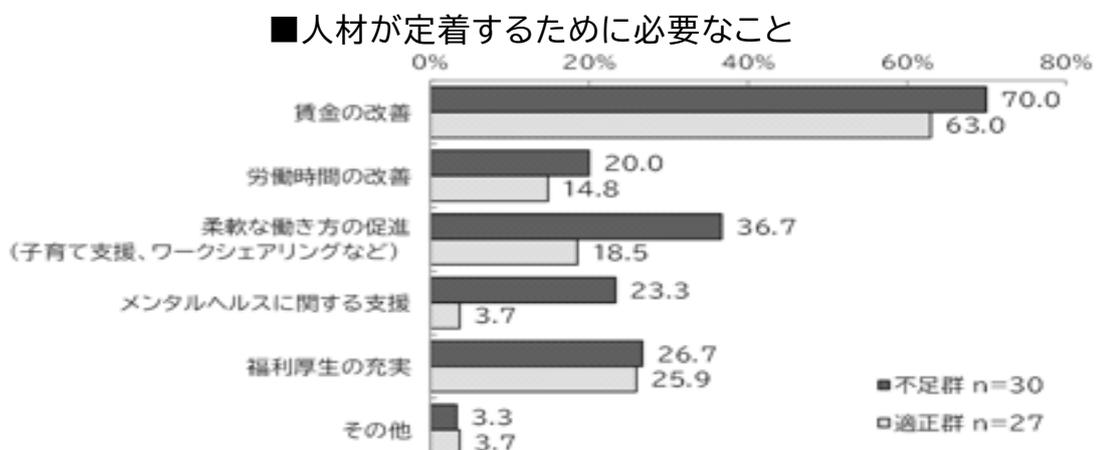
(3)介護人材確保・定着に必要な行政の支援

人材確保・定着に必要な行政の支援としては、＜不足群＞では「学校教育での啓発」が 56.7%、＜適正群＞では「介護職員の家賃・支度金の助成」が 55.6%で最も多く、2番目はともに「介護職のイメージアップ」で＜不足群＞53.3%、＜適正群＞48.1%となっています。＜不足群＞ではさらに、「介護職員の家賃・支度金の助成」(50.0%)に次いで「介護 ICT・ロボット導入費用の助成」(46.7%)があげられています。



(4)人材が定着するために必要なこと

人材が定着するために必要なこととして、＜不足群＞＜適正群＞ともに「賃金の改善」が最上位にあがっている。＜不足群＞は次いで「柔軟な働き方の促進(子育て支援、ワークシェアリングなど)」があがっており、＜適正群＞の 18.5%に比べ 36.7%と倍近い数値となっています。



第6節 本市の取組と第9期計画に向けた課題

第8期事業計画における取組や各種実態調査等の結果を踏まえ、第9期計画に向けた課題を取りまとめた結果は以下のとおりです。

■生きがい創出と社会参加の促進

○高齢者の生きがいづくり支援

高齢者の生きがいづくりに向けて、陶芸や木工などの各種講座を開講しており、令和5年度からは新たにクラフトハンドとつまみ細工も開講しました。

高齢者スポーツ大会についてはコロナ禍により令和3年度、4年度は中止となりましたが、令和5年度より再開しています。

このほか、老人福祉センターやいきいきふれあい交流センター、老人憩いの家、高齢者生活福祉センターなどでの交流や活動を行いました。

また、生涯学習の推進により、年齢に関わらず学びたい意欲のある市民への学習活動を支援しています。

【第9期計画に向けた課題】

高齢者が生き生きと充実した生活を送れるよう、閉じこもり予防や心身の健康づくり、介護予防などの効果についても周知啓発しながら、コロナ禍で参加者が減少する前の状況に戻るよう、様々な高齢者の生きがいづくりの場や機会を支援していく必要があります。

○高齢者の社会参加の促進

高齢者が今までの経験の中で培ってきた知識や技術を社会で発揮し、地域の担い手として活躍できるよう、地域での高齢者の自主的な組織である老人クラブを支援するため、石巻市老人クラブ連合会及び各単位クラブに対し活動費補助金を交付しています。

また、本市では、働きたい高齢者の社会参加の促進のために、「高齢者の仕事掘り起し会議」を設置し、60歳以上を対象とした合同企業説明会を行っています。

このほか、就業支援として、公益社団法人石巻市シルバー人材センターの運営補助を行っています。

【第9期計画に向けた課題】

老人クラブについては会員やクラブ数の減少などもみられることから、引き続き活動の周知や加入促進などに向けた広報活動などに取り組むとともに、働く高齢者の掘り起こしや就労の場の確保のマッチングなど、シルバー人材センターの機能充実及び高齢者の継続雇用並びに就労促進の支援が求められます。

■健康増進と介護予防の推進

○健康づくり事業の促進

健康寿命の延伸に向けて、健康づくり教室や健康相談会を実施しています。コロナ禍により実施回数や参加人数は減少しましたが、令和5年度は回数・人数ともに回復しつつあります。

【第9期計画に向けた課題】

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、保健師・栄養士・歯科衛生士等の連携のもと、健康教室や健康相談を開催し、高齢者本人の自発的な健康づくり、健康寿命の延伸を支援していく必要があります。

○介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防に向けて、普及啓発に向けた出前講座や介護予防教室の実施や訪問指導、通所型サービス等を実施しています。また、住民主体の通いの場などの自主活動支援や専門職の派遣などを実施しています。

【第9期計画に向けた課題】

コロナ禍で事業が中止となり、参加する機会が失われたことから、フレイル状態に陥ったものを、コロナ禍以前の状況に戻るよう、個人に合わせた適切な指導を専門職の関与のもとで行い、フレイル予防をさらに推進していく必要があります。

■生活支援の充実

○高齢者の生活支援の充実

高齢者の生活支援では、特に一人暮らし高齢者等の日常生活での不便や不安を解消するため、緊急通報システムの普及や外出支援、訪問理美容サービス、日常生活用具給付等を行っています。また、居宅での生活が困難になった場合に養護老人ホームへの入所措置などを行っています。

【第9期計画に向けた課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、必要な生活支援サービスを充実するとともに、万が一の際には迅速に必要な措置を講じることができる体制を整備していく必要があります。

○高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

判断能力の低下により本人の権利や財産が侵害されることを防止するため、成年後見制度の周知や普及に取り組むとともに、必要な方に対して成年後見、保佐、

補助の審査請求等を行っています。

また、石巻市成年後見制度利用促進会議を開催し、法律・福祉の専門職団体との協力関係を構築し、情報共有や意見交換を行っています。また、高齢者虐待への組織的対応として、総合相談センターを設置し、関係機関や専門職が連携しケース会議の開催や迅速な対応体制の強化を進めています。

【第9期計画に向けた課題】

成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、必要な支援につながる体制づくりを進めるとともに、高齢者虐待防止に関する啓発や虐待事例の早期発見・早期対応を行う体制づくり、家族介護者への支援や相談体制の充実などが必要です。

○高齢者の居住環境の充実

元気な高齢者はもとより、介護が必要となっても、家族の介護やサービスを受けながら住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住宅のバリアフリー化、住宅改修、福祉用具利用などを支援しています。また、介護や身の回りの世話が必要な方に向けて、高齢者世話付住宅に生活援助員を配置し生活相談や緊急時の対応などのサービスを提供しています。

【第9期計画に向けた課題】

高齢者が、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、高齢者本人の生活環境や身体状況に応じた必要な居住環境整備を充実するとともに、高齢者世話付住宅での生活支援サービスを引き続き実施するほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、高齢期の多様な住まいなどの選択肢についても必要な情報提供や必要な支援を行っていく必要があります。

■支え合いと連携の充実

○地域で支え合う体制の整備

本市では12か所の地域包括支援センターを設置しており、総合相談支援や介護予防のケアプラン作成、介護予防教室の実施、権利擁護業務等を実施しています。生活課題が複雑化・多様化する中で、さまざまなケースに対応するため、多職種の協働による地域ケア会議を開催し、地域課題の把握や解決に向けたネットワークづくりを進めています。

また、避難行動要支援者支援制度の周知と普及を進めています。このほか、地域での互助活動としてコミュニティ・カーシェアリングの普及に取り組んでいます。

【第9期計画に向けた課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域包括支援センターを起点とした相談支援や生活支援、介護予防、権利擁護等が円滑に機能するよう関係機関との連携を深めるとともに、安心安全な暮らしに向けた住民相互の支え合いをはじめ、地域に密着したサービスや体制づくりを進めていくことが求められます。

○認知症本人・家族への支援の充実

認知症高齢者とその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置により、早期診断・早期対応に向けた支援とともに、認知症講演会の実施、認知症ケアパスや認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成など、認知症に関する正しい知識の普及啓発活動を行っています。

【第9期計画に向けた課題】

認知症に関する正しい知識の普及や周囲の理解、若年性認知症の人や介護者が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取り組みや地域で支える仕組みづくりが求められています。

○在宅医療・介護連携を図るための体制整備

在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築に向け、石巻市立病院や医師会などと連携し、在宅医療と在宅介護の現状と課題を把握し検討を行うとともに、医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。本市のホームページで情報提供を行うとともに、地域住民に対しては、出前講座の開催やパンフレットの配布などによる普及啓発を行っています。

【第9期計画に向けた課題】

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための情報交換・共有の場の充実が必要です。

○生活支援サービスの体制整備

地域の支え合い体制を推進するため、市内全域16地区に第2層協議体を設置し、生活支援コーディネーターを中心としながら、地域の様々な活動をつなぎ、高齢者

の生活支援サービスの開発やサービスの担い手の発掘・養成等を行っています。その成果として、各地域では、サロン活動や見守り活動などの支え合い活動が行われています。

【第9期計画に向けた課題】

生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化するとともに、元気な高齢者自身も地域の担い手として活躍できる体制づくりを推進していく必要があります。

■介護サービス基盤の充実

○介護サービス基盤の整備・充実

要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら暮らし続けられるよう、介護保険施設等の整備を進めています。現在、介護老人福祉施設17か所、介護老人保健施設7か所、認知症対応型共同生活介護事業所27か所、小規模多機能型居宅介護事業所9か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所2か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1か所が整備されています。

【第9期計画に向けた課題】

要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、希望する介護サービスを必要な時に利用できるよう、地域の実状に応じた基盤整備や事業者の参入促進を図っていく必要があります。

○介護事業所の人材の確保・人材育成

よりよい介護サービスを提供するためには介護人材の確保が不可欠ですが、介護サービス事業者の中では人材の確保や定着が難しい状況となっていることから、介護職のイメージアップに向けた情報発信やイベントの開催、ハローワーク石巻との連携支援のほか、介護・福祉職の奨学金返還支援や介護職員向けの研修を実施しています。

【第9期計画に向けた課題】

要支援・要介護状態になる方が多い後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口は減少することが予想されることから、必要な介護サービス従事者の確保に向けて、県や関係機関と連携し、より若い年代や元気な高齢者を対象とした介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護現場における介護ロボットやICTの活用、外国人介護人材の採用をさらに進めていく必要があります。

○介護サービスの質の向上

介護サービスの質の向上に向けて、介護支援専門員への研修や介護サービス事業者への指導・監督を行うほか、地域密着型サービス運営推進会議や事業者連絡協議会などによる情報共有や連携を進めています。また、事業者に対する災害や感染症に対する備えへの支援のほか、広く市民に向けて介護保険制度を周知するとともに苦情処理体制を整備し、保険者として適正な運用に向けた事業に取り組んでいます。

【第9期計画に向けた課題】

安心して介護サービスを利用していただくために、介護サービス事業者や関係機関と連携し、安心安全なサービスの提供に向けた情報共有や技術向上のための研修などに取り組むとともに、市民に分かりやすい情報開示や苦情処理対応を行うなど、適正な介護サービスの提供に向けた取組を進めていく必要があります。

○介護に取り組む家族等への支援の充実

在宅で介護を行う介護者の様々な負担の軽減策として、家族介護慰労金支給や介護用品支給等を行っています。また、必要な方に住宅改修の支援をするほか、高額介護サービス費の払い戻しまでの資金の貸付や社会福祉法人等による利用者負担軽減などを行っています。

【第9期計画に向けた課題】

高齢者のみ世帯や高齢者の一人暮らし世帯が増加するなかで、いわゆる老老介護や認知症を抱えた高齢者による認知介護のほか、就学や就職、結婚などに影響を与えるヤングケアラーの問題など、様々な家族の形態による介護の実態を踏まえつつ、必要な家族介護者への支援を行っていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

前章の現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応するため、本計画では高齢者自身が「生きがい」や「役割」を持って社会と関わり続けること、心身ともに「健やか」に「自分らしく」あり続けることを第一義として、住み慣れた地域や環境の中で「安心して暮らせる」よう、様々な人やサービス、関係機関が連携して地域包括ケアシステムをさらに充実させていくことが重要です。

こうしたことから、第8期の基本理念「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」を継続しつつ、「石巻市総合計画」の将来像「ひとりひとりが多彩に煌めき共に歩むまち」を受け、本計画では、「生きがいと役割を持って、自分らしく、健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として設定します。

基本理念

生きがいと役割を持って、自分らしく、

健やかに安心して暮らせるまちづくり

第2節 基本方針

基本理念を実現するため、全施策の推進に通底する基本概念を「地域包括ケアシステムの充実」とし、その上で各分野が取り組む基本方針を次のとおりに設定します。

(施策推進概念)
地域包括ケアシステムの充実

基本方針1 生きがい創出と社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で主体的に参加できる各種活動や、これまでの経験や知識を生かす就労機会を充実することで、生きがいと役割を持って活動することができる環境づくりを推進します。

基本方針2 健康増進と介護予防の推進

生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上を推進するとともに、訪問・通所等の様々な場において各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

基本方針3 生活支援の充実

高齢になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、権利擁護・虐待防止対策や居住環境の充実を含めた生活支援サービスを身近な地域で提供する体制の整備を図ります。

基本方針4 認知症施策の推進

全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができるよう、認知症の方や家族に対する支援や、周知の理解や見守り、手助けによって安心して過ごせる体制を整備します。

基本方針5 支え合いと連携の充実

必要なときに介護や医療、その他暮らしに関わるサービスが利用できるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関や地域の担い手等が連携し合い支え合う体制を整備します。

基本方針6 介護サービス基盤の充実

要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスの充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保とサービスの質の向上に努めます。

第3節 SDGsとのつながり

1 「SDGs」とは

2015年(平成27年)9月の国連サミットで193カ国の加盟国が全会一致で採択した、2030年までの開発目標で、17の目標などで構成されています。

「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標です。

SDGs(エスディーゼーズ)は、
Sustainable(サステナブル)
Development(ディベロップメント)
Goals(ゴールズ) } の略で日本語訳は
「持続可能な開発目標」です。

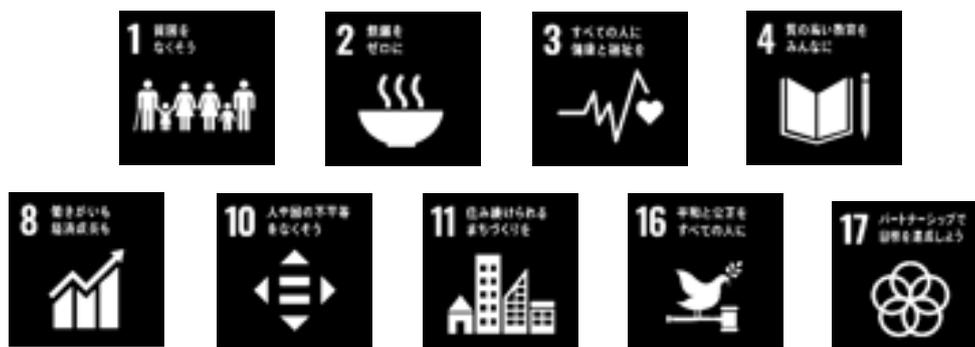
2 石巻市とSDGs

内閣府では、地方公共団体によるSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組の提案を公募し、石巻市を含む全国の多くの自治体から提案がなされた中、令和2年7月石巻市は「SDGs未来都市」に選定されました。

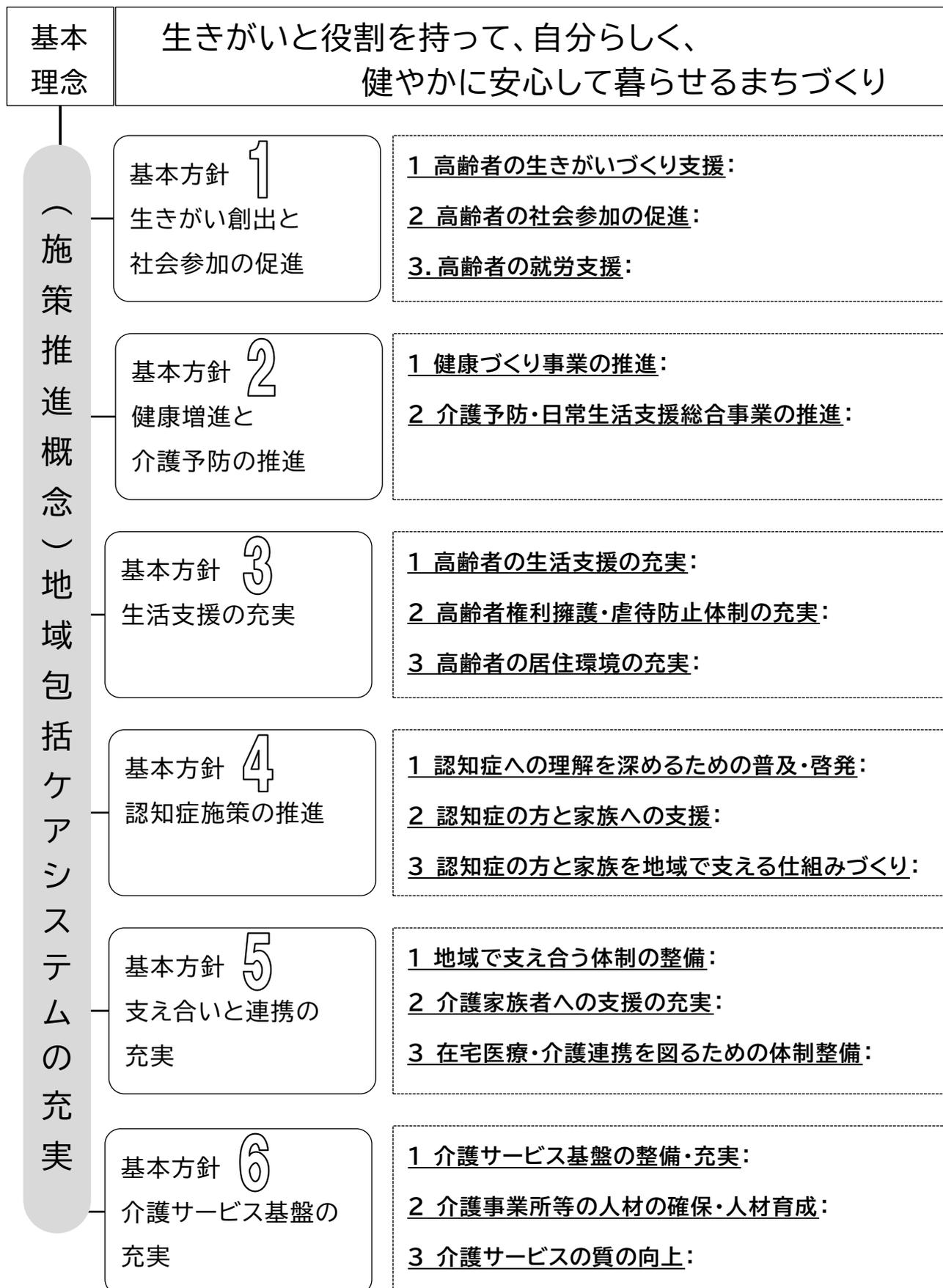
3 本計画とSDGsとのつながり

SDGsはグローバルな課題解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには一人ひとりの行動、さらには自治体レベルでの取組が必要です。本計画の基本理念である「生きがいと役割を持って、自分らしく、健やかに安心して暮らせるまちづくり」を実現する施策を推進することは、SDGsが定める17の目標のうち次の目標達成に貢献することになります。

■本計画が目指すSDGsのゴール



第4節 施策体系



【主な事業など】

1

1 高齢者の生きがいと創造の事業、2 高齢者スポーツ大会、3 敬老祝金支給事業、
4 老人福祉センター等運営事業、5 生涯学習の推進

2 1 老人クラブ活動助成事業

3 1 高齢者仕事掘り起し会議の設置、2 シルバー人材センター運営補助事業

2

1 1 高齢者のための健康づくり事業、2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

2 1 介護予防普及啓発事業、2 介護予防把握事業、3 介護予防訪問指導事業、
4 軽度生活援助訪問型サービス事業、5 機能訓練訪問事業、6 通所型サービス支援事業、
7 通所型介護予防事業、8 地域介護予防活動支援事業、9 地域リハビリテーション活動支援事業、
10 デイサービス事業、11 「食」の自立支援事業、12 訪問型サービス事業、13 通所型サービス事業

3

1 1 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業、2 外出支援サービス事業、3 訪問理美容サービス事業、
4 高齢者日常生活用具給付等事業、5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業、6 高齢者保護措置事業、
7 養護老人ホーム

2 1 成年後見制度利用支援事業、2 高齢者虐待への組織的対応、3 高齢者虐待対応体制

3 1 住宅改修・福祉用具利用の支援、2 バリアフリー住宅普及促進事業、3 高齢者世話付住宅事業、
4 有料老人ホーム等設置状況の把握

4

1 1 認知症サポーターの養成、2 認知症講演会の開催

2 1 認知症相談の実施、2 認知症カフェの開催、3 若年性認知症への対応、
4 認知症初期集中支援推進事業の充実、5 認知症の早期発見・早期対応と支援

3 1 認知症地域支援推進員活動の充実、2 認知症サポーターステップアップ養成講座、
3 チームオレンジの取組、4 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

5

1 1 地域包括支援センターの運営、2 地域ケア会議等の推進、3 相談体制の充実、
4 避難行動要支援者対策、5 地域における互助活動の推進、
6 地域住民やボランティア等による多様なサービスの提供、7 地域づくり支援事業

2 1 住宅改修支援事業、2 高額介護サービス費貸付事業、
3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度、4 家族介護慰労金支給事業、5 介護用品支給事業

3 1 地域の医療・介護の資源の把握、2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、
3 在宅医療・介護連携に関する相談支援、4 地域住民への普及・啓発、
5 医療・介護関係者の情報共有の支援、6 医療・介護関係者の研修

6

2 1 介護・福祉の啓発、2 介護職員研修の実施、3 奨学金返還支援事業、
4 介護事業所との意見交換会の開催、5 ハローワーク石巻との連携、6 国への要望、
7 県や関係機関との連携

3 1 制度の周知徹底、2 苦情処理、3 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上、
4 介護サービス事業者の指導・監督、5 災害に対する備え、6 感染症に対する備え、
7 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援、8 情報開示とサービス評価体制の充実、
9 事業者間の連携の支援、10 適正化事業の推進、11 離島介護対策事業

第5節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

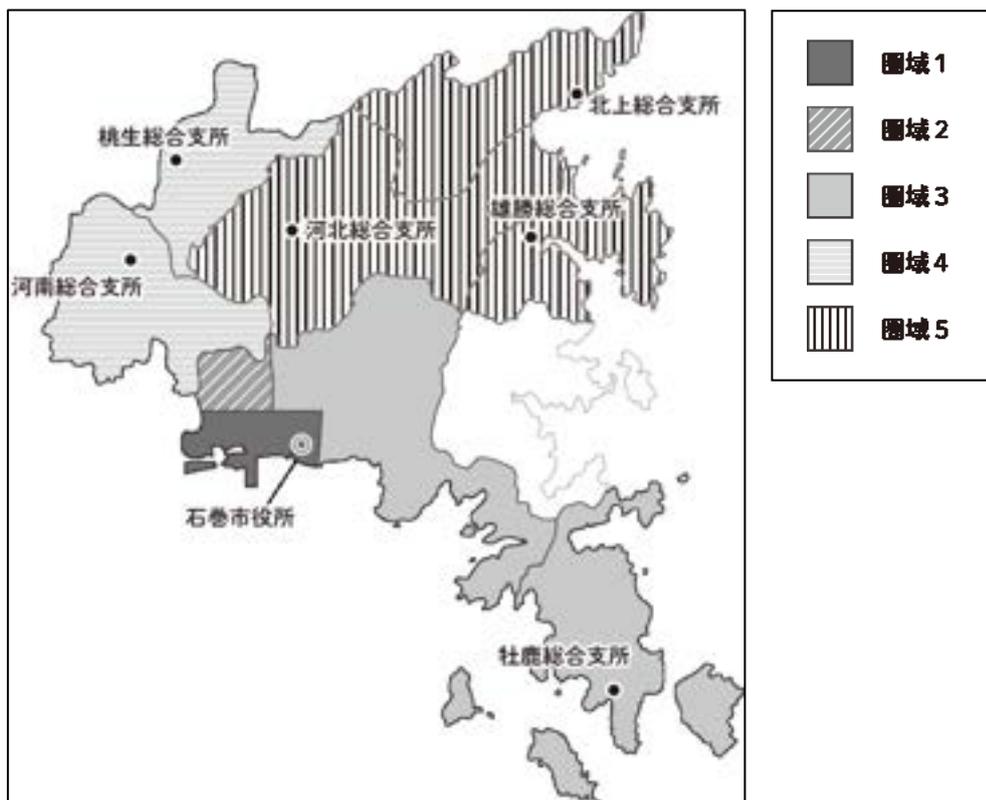
本市では、第7期計画から5圏域に設定しており、第9期計画においても引き続き以下の5圏域で介護保険サービスを展開します。

■圏域別高齢者人口

	高齢者数
圏域1(蛇田・稲井・湊・渡波・荻浜地区以外の石巻地区)	14,602人
圏域2(蛇田地区)	7,335人
圏域3(稲井・湊・渡波・荻浜地区・牡鹿地区)	10,538人
圏域4(河南地区・桃生地区)	8,833人
圏域5(河北地区・北上地区・雄勝地区)	5,559人

(住民基本台帳 令和5年9月末現在)

■日常生活圏域



2 圏域別の介護サービス基盤の状況

本市の介護サービス基盤状況は、施設・居住系サービス 51 か所、居宅系サービス 185 か所となっています。

各圏域間のサービス基盤格差縮小について、方策の検討に努めます。

■介護サービス基盤状況

(令和5年度末見込)

		圏域1	圏域2	圏域3	圏域4	圏域5	計
施設・居住系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	1	3	4	4	13
	地域密着型介護老人福祉施設		2		2		4
	介護老人保健施設	4		2	1		7
	認知対応型共同生活介護	6	2	7	8	4	27
小 計		11	5	12	15	8	51
居宅系	小規模多機能型居宅介護	2	3	1	3		9
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1				2
	介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	2	1	4	2	3	12
	居宅介護支援事業所	10	1	10	12	5	38
	訪問介護(ホームヘルプ)	10	8	9	8	1	36
	訪問入浴介護	1	2		1		4
	訪問看護	6	2	1	1	1	11
	訪問リハビリテーション	1		1			2
	通所介護(デイサービス)	22	8	17	11	7	65
	特定施設入居者生活介護	1		1			2
	短期入所生活介護※	1			2		3
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1					1
小 計		58	26	44	40	17	185
合 計		69	31	56	55	25	236

※短期入所生活介護は介護老人福祉施設でもサービス提供あり。

第4章

施策の展開



第1節 高齢者の生きがいづくり支援

高齢者が生き生きと充実した生活を送るためには、趣味や生きがいを持つ必要があります。生きがいを持つことにより、健康状態の維持や介護予防にもつながることから、高齢者の生きがいづくりを支援することが重要です。

さらに趣味や生きがいづくり活動を通し、地域において役割を持ち、仲間づくりをすることで、閉じこもり予防や心身の健康にもつながります。

第9期では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の状況に戻るよう、関係団体等と協議連携し、必要な対策を講じたうえで、高齢者の生きがいづくり事業やイベントを継続して実施し、事業に取り組んでいきます。

1 高齢者の生きがいと創造の事業

専門講師による各種講座を開講し、高齢者が知識と経験をいかし、創造的活動と趣味を通して生きがいを高めることを支援します。趣味を生かして活動することで、日々の充実感が高まり、閉じこもり防止や健康年齢延伸が図られます。今後も参加者が増えるような取り組みを、関係課と連携し、対応していきます。

○事業の実施状況と見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
陶芸	開催日数 (日)	96	82	104	104	104	104
	受講延べ人数 (人)	985	947	1,768	1,768	1,768	1,768
木工	開催日数 (日)	93	89	104	104	104	104
	受講延べ人数 (人)	724	784	1,040	1,040	1,040	1,040
手芸	開催日数 (日)	91	91	104	104	104	104
	受講延べ人数 (人)	1,049	1,120	2,080	2,080	2,080	2,080
七宝	開催日数 (日)	20	20	20	20	20	20
	受講延べ人数 (人)	92	67	100	100	100	100
クラフトバンド	開催日数 (日)			12	12	12	12
	受講延べ人数 (人)			168	168	168	168
つまみ細工	開催日数 (日)			8	8	8	8
	受講延べ人数 (人)			112	112	112	112
合計	開催日数 (日)	300	282	352	352	352	352
	受講延べ人数 (人)	2,850	2,918	5,268	5,268	5,268	5,268

2 高齢者スポーツ大会

石巻市老人クラブ連合会等が主催する高齢者スポーツ大会を後援するなどし、高齢者がスポーツを通して健康の保持・増進と相互の親睦を図り、老後の生きがいを高めることを支援します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数(人)	中止	中止	1,300	1,300	1,300	1,300

3 敬老祝金支給事業

88歳及び100歳の高齢者に敬老祝金を支給しています。

今後も、高齢者に対する敬意を払い、長年の功績と長寿をお祝いするとともに、高齢者にとっても生きがいのひとつとなるよう、対象者の増加に対応しながら、本事業を行っていきます。

○事業の実施状況と見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
88歳	対象者数(人)	982	1,004	1,114	1,107	1,206	1,002
	支給金額(円)	9,820,000	10,040,000	11,140,000	11,070,000	12,060,000	10,020,000
100歳	対象者数(人)	63	60	86	88	91	118
	支給金額(円)	6,200,000	5,800,000	8,400,000	8,800,000	9,100,000	11,800,000

4 老人福祉センター等運営事業

(1)老人福祉センター運営事業

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者同士の交流を図り、健康で明るい生活を営むことに寄与する場所として開設していきます。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、利用者の満足度が高まるよう指定管理者制度による効果的な運営を行います。

○老人福祉センターの設置状況

施設名称	老人福祉センター寿楽荘	河南老人福祉センター
所在地	石巻市日和が丘一丁目1番1号	石巻市前谷地字黒沢前35番地
概要	図書コーナー室、娯楽室、娯楽談話室、機能回復室、集会室、会議室、浴室	栄養指導室、教養娯楽室、健康相談室、工作室、集会及び運動指導室、生活相談室、図書室、ゲートボール場
利用料	条例に基づく	無料
管理運営主体	石巻市寿楽荘コンソーシアム	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

○事業の実施状況と見込み

	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
寿楽荘(延べ人数)	11,460	12,773	13,000
河南(延べ人数)	4,377	3,554	3,600

(2)いきいきふれあい交流センター運営等事業

地域の高齢者に対して、介護予防、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、高齢者の福祉の増進を図るとともに、地域住民との交流の場所として開設しています。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、高齢者福祉の増進を図ります。

○いきいきふれあい交流センターの設置状況

河北地区	河南地区	桃生地区
新田交流会館	館ふれあいセンター 梅木ふれあいセンター 和淵山根ふれあいセンター 俵庭ふれあいセンター 柏木ふれあいセンター	永井いきいき交流センター

(3)老人憩の家管理等事業

地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、高齢者の心身の健康を保持し、高齢者福祉の増進を図る場所として開設しています。

今後も、指定管理者による管理運営を続けて施設の維持に努め、高齢者福祉の増進を図ります。

○老人憩の家の設置状況

河南地区	桃生地区
北村老人憩の家 和淵老人憩の家 砂押老人憩の家 三軒谷地老人憩の家 谷地中老人憩の家	城内老人憩の家 薬田老人憩の家 新田老人憩の家 檜崎東老人憩の家

(4)高齢者生活福祉センター運営事業

高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者に住居を提供し、相談、指導等の援助を行う場所として開設しています。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、高齢者福祉の増進を図ります。

○高齢者生活福祉センターの設置状況

施設名称	網地島高齢者生活福祉センター
所在地	石巻市長渡浜杉 13 番地3
概要	居住部門 定員2名×4部屋
管理運営主体	医療法人陽気会網小医院

5 生涯学習の推進

長寿社会となった現在、人々が生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会を築いていくことは時代の要請であります。

このことから、市民の生涯を通しての学習活動を支援していくという視点に立ち、高齢期などの人生の段階ごとの市民の学習要望の充足に向け、機会の提供による生きがい支援など多様な対応を行っていきます。

第2節 高齢者の社会参加の促進

高齢者が今までの経験の中で培ってきた知識や技術を社会で発揮し、地域の担い手として活躍することは、高齢者の生活の張りあいを維持するだけでなく、活気ある地域づくりに資することとして重視されることです。

高齢者の社会参加の必要性を周知し、身近な社会参加の機会である老人クラブ活動への支援を充実し、各クラブの自主的な活動を支援し、積極的な地域活動への参加を促進していきます。

1 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織ですが、会員数及びクラブが減少傾向にあるため、今後も引き続き存在の周知を行い組織率の向上を図るとともに、高齢者の孤独感の解消と社会交流による高齢者の生きがいを高めるため、石巻市老人クラブ連合会及び各単位クラブに、活動費補助金を交付することにより自主的活動を支援します。

○単位クラブ補助金の交付単価

区分	会員数	交付額 (1クラブ当たり)
適正	100人以上	70,000円
	70人以上 100人未満	60,000円
	35人以上 70人未満	50,000円
小規模	10人以上 35人未満	34,000円

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市老連 補助金 交付額(円)	1,425,000	1,363,500	1,328,000	1,328,000	1,328,000	1,328,000
単位クラブ 補助金 交付額(円)	2,532,000	2,194,000	1,826,000	1,826,000	1,826,000	1,826,000

第3節 高齢者の就労支援

高齢者が今まで生活してきた中で培ってきた能力や知識・経験を生かして働くことは、高齢者の生活の張りあいを維持するうえで重視されることであり、また、高齢者の就労については、生活基盤づくりだけでなく、生きがいづくりや自立支援、介護予防・重度化防止という健康づくりの面を持つことから、ハローワーク石巻、石巻市シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労の場を確保、提供できるよう支援します。

1 高齢者仕事掘り起し会議の設置

(1)就業機会の提供

働きたい高齢者への就労機会の提供の為にハローワーク石巻、石巻市シルバー人材センター等と連携し、対応検討していきます。

(2)相談・連携体制の強化

働きたい高齢者と雇いたい事業者、雇用主をスムーズに結びつけるために、関係機関との連携を強化するための体制を確立します。

(3)高齢者雇用、就労の促進

高年齢者雇用安定法の啓蒙・周知を徹底し、高齢者の働きやすい環境整備を推奨します。

(4)事業の検証

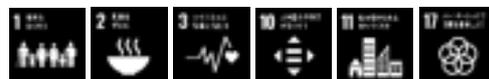
就業機会の提供や相談連携体制、高齢者雇用、就労の促進などの取組について、効果検証します。

2 シルバー人材センター運営補助事業

石巻市シルバー人材センターの運営費等に対して補助金を交付するとともに、平成 29 年度より「役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体認定事務に関する要綱」を制定し、市内事業者の認定を実施しています。

○事業の実施状況と見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー 人材 センター	会員数 (人)	483	474	537	537	537	537
	就業延べ人数 (人)	34,954	34,193	37,900	37,900	37,900	37,900



第1節 健康づくり事業の推進

健康寿命の延伸のために、生活習慣病の発症・重症化予防が必要であり、保健師・栄養士・歯科衛生士等による多角的な支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

1 高齢者のための健康づくり事業

「第2次石巻市健康増進計画」における高齢者の目標である「自分の健康に関心を持つ、元気な高齢者を増やします」の達成のために、保健師・栄養士・歯科衛生士等が連携し、健康教室・健康相談を開催し自分にあったところと体の健康づくりを推進します。

○事業の実施状況と見込み(健康づくり教室)

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	115	123	320	330	340	350
参加延べ人数(人)	1,390	1,914	5,400	5,600	5,900	6,200

○事業の実施状況と見込み(健康相談会)

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	113	115	430	440	450	460
参加延べ人数(人)	924	1,050	1,750	1,800	1,900	2,000

2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

高齢者の介護・医療・健診データを分析して、地域の健康課題を把握します。また、データ分析の結果から、具体的な健康課題を抱える高齢者を抽出し、必要な医療・介護サービスにつなげます。

生活習慣病重症化予防のための訪問や相談、健康状態不明者への訪問調査を行います。また、通いの場等において、医療専門職が健康教育・健康相談等を実施します。

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

かつては介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、一般介護予防事業や住民等地域における様々な主体の参画による多様なサービスを充実し、介護予防の普及啓発をはじめ、介護予防の取組を強化するとともに、効果的かつ効率的な支援体制を整備します。

1 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成・配布、出前講座や介護予防教室等の取組を進め、新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させるよう周知を行い、できるだけ多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう普及啓発に努めます。

今後は、保健事業と介護予防の一体化事業を活用し、通いの場等においてフレイル予防等についての意識を高めるなど、介護予防に対する普及啓発を図ります。

2 介護予防把握事業

地域包括支援センター等で収集した高齢者実態把握票等や国保データベース(KDB)システムを活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

3 介護予防訪問指導事業

療養上の保健指導が必要と認められる高齢者及びその家族に対し、指導員が訪問し必要な指導を行うことにより、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図っていきます。

今後は、機能訓練訪問事業など他の事業との連携を図りながら継続的な支援を行います。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問実人員(人)	96	83	120	120	120	120
訪問延べ回数(回)	1,318	1,244	1,400	1,400	1,400	1,400

4 軽度生活援助訪問型サービス事業

要支援者等に対し、住民等の多様な主体が、掃除、洗濯、ゴミ出し等の軽度生活援助のサービスを提供することにより、要支援者等が地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

5 機能訓練訪問事業

身体機能が低下し、介助なしで日常生活を営むことが困難な要支援者等に対し、看護師等が理学療法士と連携しながら、在宅にて体力の改善や日常生活動作等の改善を目的とした機能訓練に係る相談・指導を短期集中的に行うことにより、当該要支援者等の日常生活を支援します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理学療法士の訪問実人員(人)	15	19	20	20	20	20
理学療法士の訪問延べ回数(回)	104	105	120	120	120	120

6 通所型サービス支援事業

要支援者等を中心に、高齢者等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、要支援者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進します。

今後も体制の維持・強化のため、関係機関等と連携しボランティア団体への啓発を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施団体数(団体)	1	1	2	2	2	2
参加延べ人数(人)	595	600	720	840	840	840

7 通所型介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に要介護状態等にならないよう、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と協働しながら介護予防全般について学び、日常生活で実践できるよう支援するとともに、住民主体の集いの場の創出に向けての支援を行います。

(1) 介護予防はつらつ元気教室

専門スタッフによる運動、口腔機能向上、栄養改善等介護予防プログラムの実施及び住民主体の自主活動へ向けた支援を実施し、通いの場の創出を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	60	96	96	96	96	96
参加延べ人数(人)	513	1,114	1,200	1,200	1,200	1,200

(2) いきいき 100 歳体操普及事業

専門スタッフによるいきいき 100 歳体操プログラムの実施及び自主活動に向けた支援を行い、介護予防の促進や高齢者を支え合う地域づくりを促進します。

○事業の実施状況と見込み(養成講座)

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	5	10	21	21	22	22
参加延べ人数(人)	51	52	210	210	220	220

○事業の実施状況と見込み(立ち上げ支援)

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	12	10	36	36	36	36
参加延べ人数(人)	137	151	780	780	780	780

(3)地域介護予防教室

各地域包括支援センターが管轄する地域の高齢者を対象に、介護予防、権利擁護、総合相談等を取り入れた気軽に参加できる介護予防教室を実施します。

参加者各自が生活の活動性を高めることで介護予防の促進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	177	205	240	240	240	240
参加延べ人数(人)	2,032	2,508	3,600	3,600	3,600	3,600

8 地域介護予防活動支援事業

高齢者等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進します。

今後も介護予防、社会参加を促進するだけでなく、通所型サービス支援事業へ移行を図るなど、さらなる体制の整備に向けた支援を継続します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施団体数(団体)	27	28	55	55	55	55
登録人数(人)	522	525	990	990	990	990

9 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場や個人宅にリハビリ専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、栄養士等)を派遣し、健康づくり、介護予防のための運動指導や日常生活動作の改善等の指導を集団又は個別に行うことで、自立支援と通いの場への継続参加を支援します。

また、介護支援専門員がリハビリ専門職と同行訪問することで、多職種の視点でアセスメント(調査)が行われ、在宅生活の支援が図れています。

今後も介護予防のための地域ケア会議に向けた関係各所の連携のため、リハビリ専門職からの助言を基に、介護予防のためのケアプラン作成に向けた介護支援専門員への支援を強化します。

①個別指導

個別の運動プログラムや住宅環境の改善、福祉用具の利活用等に関する相談及び指導を行います。

②集団運動指導

住民主体の集いの場において専門職が効果的な運動指導を行い、フレイル予防など、健康づくりの安全で効果的な運動指導を実施します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	281	460	450	450	450	450
参加延べ人数(人)	30	107	86	86	86	86

10 デイサービス事業

閉じこもり等の社会的活動の低下により引き起こされる要介護状態を予防するために、生きがいデイサービスやミニデイサービス事業により、高齢者の閉じこもりを防止するとともに、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ人数(人)	11,523	11,119	18,400	18,400	18,400	18,400
うち生きがいデイサービス	6,091	5,525	11,000	11,000	11,000	11,000
うちミニデイサービス	5,432	5,594	7,400	7,400	7,400	7,400

11 「食」の自立支援事業

在宅の一人暮らし高齢者等で日常の食生活において支援が必要な方に対し、食事の提供と安否確認を行うことにより、食生活の改善と健康増進及び「食」を通じて人のつながりを深め、自立した生活を送ることができるよう支援します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数(人)	189	193	230	230	230	230
延べ食数(食)	26,981	27,630	36,600	36,600	36,600	36,600

12 訪問型サービス事業

訪問介護員(ホームヘルパー)等が要支援者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスを実施します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	617	617	598	604	610	616

13 通所型サービス事業

要支援者等がデイサービス等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言及び健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスを実施します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	1,414	1,459	1,472	1,516	1,562	1,608



第1節 高齢者の生活支援の充実

高齢になると、日常生活の中で困難なことや不安なことが多くなっていくため、一人暮らし高齢者等の日常生活を支援する福祉サービスの充実が重要となっています。

長期的には、最も見守りの必要性が高い一人暮らし高齢者世帯の増加が見込まれるなか、引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援するためのサービスの充実を図るとともに、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

1 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、家庭用の緊急通報装置を貸与し、緊急事態における迅速かつ適切な対応を図ります。家庭や地域の関係性の希薄化が進むなか、緊急時の連絡や安否確認の上で非常に有効なシステムであることから、緊急通報協力員を確保するとともに、高齢者及び地域の支援者等へ周知を行い、新規設置者の増加を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	500	488	550	550	550	550

2 外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者が通院や在宅福祉サービス等のために福祉タクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の外出する機会を増やし、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を図ります。

現状のサービス体制は継続しつつ、利用者数の推移を注視して、必要に応じて新たな事業者の確保等を検討します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ件数(件)	913	953	1,044	1,115	1,115	1,115

3 訪問理美容サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で美容院や美容院へ出向くことが困難な方に対し、理容師等が直接自宅へ出向いて理美容サービスを提供することにより、心身ともに快適で衛生的な在宅生活の支援を行うとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ件数(件)	62	39	53	43	43	43

4 高齢者日常生活用具給付等事業

一人暮らし高齢者等が自立した生活が送られるよう、各日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で老衰、心身の障害、傷病等により衛生管理が困難な方に対し、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供することにより、高齢者の衛生的な在宅生活の支援を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

6 高齢者保護措置事業

原則として 65 歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を老人福祉法の規定により養護老人ホームへの入所の措置をしていきます。

今後も、在宅での生活が困難である高齢者へ必要な措置を実施し、対象者が生きがいを持ち、健全で安らかな生活を営むことができる環境の整備に努めます。

○入所措置の状況

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
万生園(人)	63	64	64	64	64	64
ひばり園(人)	17	15	15	15	15	15
松寿園(人)	1	1	1	1	1	1
合計(人)	81	80	80	80	80	80

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
判定委員会 入所審査対象者数(人)	12	12	13	13	13	13
養護老人ホーム等 入所者数(人)	14	8	13	13	13	13

7 養護老人ホーム

老人福祉法が規定する養護老人ホームは、本市には、「養護老人ホーム万生園」がありますが、維持管理及び運営は、社会福祉法人こごた福祉会が適正に実施しています。

今後も、こごた福祉会と連携し、引き続き必要な支援を行います。

第2節 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

判断能力の低下や認知症の症状から、虐待等により人権や権利が侵害されるリスクが高まる可能性があるため、高齢者の権利を守る体制づくりが重要となっています。

高齢者の虐待に迅速に対応するため、総合相談センターにおいて、各関係機関と連携を図りながら支援しています。

虐待は、早期発見・早期対応が重要なことから、今後も地域包括支援センターに配置する社会福祉士を中心として高齢者の権利を守るための体制を整備するとともに、関係機関と連携し、地域で見守る体制の充実を図ります。また、成年後見制度の周知と普及、総合相談センターの職員等の専門性の強化を図ります。

1 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して成年後見、保佐及び補助の開始に係る審判の請求等を行います。

○事業の実施状況と見込み

対 象 者	次の要件をおおむね満たした方 <ul style="list-style-type: none"> ・事理を弁識する能力の程度が低い方 ・生活状況及び健康状況が不十分である方 ・配偶者及び四親等内の親族による保護の可能性が低い方 ・行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びに日常生活上の支援が必要な方
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・審判の請求に要した費用を市が負担する。 ・成年後見人、保佐人及び補助人への報酬に関し、助成金を交付する。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後見(件)	11	8	8	8	8	8
保佐(件)	1	3	1	1	1	1
補助(件)	0	1	1	1	1	1

2 高齢者虐待への組織的対応

高齢者虐待の対応に関し、平成 25 年度に「虐待防止センター(現在の総合相談センター虐待防止係)」を設置しました。複合化する虐待事案に対して下表の各関係機関と緊密な連携を図りながら、専門の異なる各課職員がケース会議に参加し、各専門スキルを出し合うことで迅速かつ適切なトータルサポートを組織的に実施しています。

近年、認知症高齢者の増加とともに、問題が複合化した困難ケースが増加していることから、引き続き関係機関が一体となって高齢者虐待対応体制の連携強化を図り、虐待を受ける高齢者の保護及び権利擁護並びに養護者への支援を組織的に対応していきます。

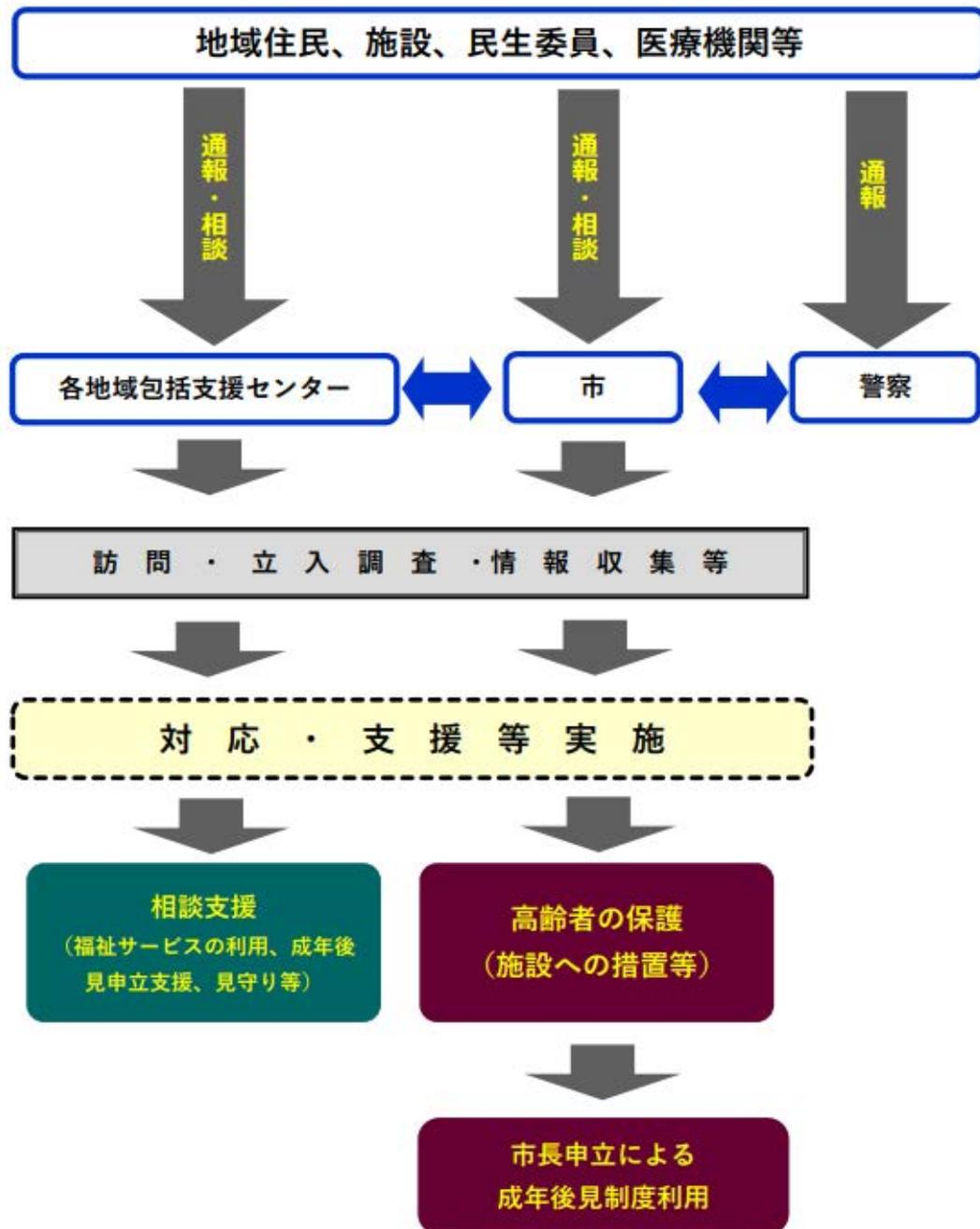
○連携機関・団体等

主な関係機関	石巻市高齢者施策担当課 石巻市地域包括支援センター 石巻警察署・河北警察署 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 石巻市医師会・桃生郡医師会 仙台弁護士会 宮城県司法書士会石巻支部 特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」 リーガルサポート宮城県支部 石巻市社会福祉協議会 石巻市民生委員・児童委員協議会 権利擁護センターぱあとなあ宮城
--------	---

3 高齢者虐待対応体制

本市で発生する高齢者への虐待に対しては、地域包括支援センターと連携を図り、関係機関が連携強化を図り、適切かつ迅速な対応に努めます。

■連携フローチャート



第3節 高齢者の居住環境の充実

元気な高齢者はもとより、介護が必要となっても、家族の介護やサービスを受けながら住み慣れた環境で暮らし続けることができるように環境整備が求められています。

高齢者個々の生活環境や身体状況に応じて、手すりの取付けや段差解消など、快適な生活になるよう支援しています。

住み慣れた自宅がより良い居住環境となるよう、一人一人の生活環境や身体状況に応じた居住環境の支援を行います。

1 住宅改修・福祉用具利用の支援

自宅での手すりの取付け等が高齢者一人一人の生活機能に合わせた改修となるためには、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護支援専門員による相談・指導等の住宅改修に係る支援が必要です。そのため、本市では介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に発生する経費の助成を行っています。

また、高齢者個々の生活環境や身体状況に応じた福祉用具を利用することでも、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。

このことから、適切な利用方法の指導や情報提供による福祉用具の普及・啓発を行い、高齢者の自宅での生活支援の推進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修 理由書作成助成数(件)	4	3	3	3	3	3

2 バリアフリー住宅普及促進事業

身体状態に応じた住宅の改良に要する費用に対して助成を行い、高齢者が居宅において安心して住み続けられるよう支援します。

今後は、事業者の選定や申請後の審査など、利用者の負担軽減について検討します。

○助成内容

改良工事内容	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等
助成内容	市民税非課税世帯において、住宅の改良を行った対象経費の9割助成（要支援及び要介護者は対象外）

3 高齢者世話付住宅事業

県営渡波住宅に設置されている高齢者世話付住宅に、生活援助員（ライフ・サポート・アドバイザー）を派遣し、居住者に対し、必要に応じて生活指導、相談、安否確認、一時的な家事介助、緊急時の対応等のサービスを実施します。

○派遣状況

派遣人員	2人 (1日交替・常駐1人)
派遣時間	8:30~17:00

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入居世帯数(世帯)	7	8	10	10	10	10

4 有料老人ホーム等設置状況の把握

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県と連携してこれらの設置状況を把握するとともに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない本市の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数(令和5年10月1日現在)

事業開始済

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム(住宅型 ¹)	14	248	—
有料老人ホーム(介護型 ²)	0	0	—
サービス付き高齢者向け住宅(有料該当 ³)	13	—	278
サービス付き高齢者向け住宅(有料非該当 ⁴)	0	—	0

事業開始予定

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム(住宅型)	0	0	—
有料老人ホーム(介護型)	0	0	—
サービス付き高齢者向け住宅(有料該当)	0	—	0
サービス付き高齢者向け住宅(有料非該当)	0	—	0

¹ 介護が必要となった場合、施設外の事業者が提供する介護保険サービスを利用することができるもの。

² 介護が必要となった場合、有料老人ホームにおいて提供する介護保険サービスを利用することができるもの。

³ 入居者に対する見守り・生活相談の他、入浴・排せつ、食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供するもの。

⁴ 入居者に対する見守り・生活相談のみを行うもの。

基本方針4 認知症施策の推進



本市では、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが見込まれます。このため、認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの普及などにより早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症相談や認知症カフェなど、認知症の方やその家族に寄り添う支援を行っています。

国の認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要となっていることから、認知症を介護する方への支援や情報提供、若年性認知症の方へ向けた施策等を行うことで、認知症の高齢者や介護者が安心して生活できる環境づくりを行います。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

○全国の認知症高齢者数の将来推計

	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 22 年
各年齢の認知症有病率が一定の場合	517 万人 15.7%	602 万人 17.2%	675 万人 19.0%	802 万人 21.4%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合	525 万人 16.0%	631 万人 18.0%	730 万人 20.6%	953 万人 25.4%

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)による速報値)に基づく厚生労働省資料より引用。

○本市の認知症高齢者数の実績と将来推計

日常生活自立度判定基準	実 績			見 込 み		
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
Ⅱ a～Ⅱ bレベル	3,210 人	3,198 人	3,311 人	3,512 人	3,713 人	3,814 人
Ⅲ aレベル以上	2,083 人	2,038 人	2,262 人	2,399 人	2,536 人	2,605 人
認知症高齢者数	5,293 人	5,236 人	5,573 人	5,911 人	6,249 人	6,419 人

※担当課による推計値。各年9月末現在。判定基準は次頁参照。

<認知症高齢者の日常生活自立度判定基準>

レベル	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態で基本的には在宅で自立した生活が可能なレベル
Ⅱa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
Ⅱb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態
Ⅲa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態
Ⅲb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間を中心として見られ、介護を必要とする状態
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

第1節 認知症への理解を深めるための普及・啓発

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。そのため、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」の養成や認知症講演会の開催、世界アルツハイマーデーや世界アルツハイマー月間の機会を捉え、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

1 認知症サポーターの養成

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

引き続き、小中学校・高校や企業、金融機関等、幅広い市民を対象に認知症サポーターを拡大し、「共生」の基盤を整備していきます。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	11	14	20	20	20	20
受講者数(人)	225	234	400	400	400	400

2 認知症講演会の開催

認知症当事者や認知症についての正しい理解を普及するため、「支えがあるから安心できる」や「認知症の方の心に寄り添う」などをテーマとした講演会等を実施しています。

今後も、一般住民及び関係者の認知症に関する理解を高め、認知症に対する偏見を払拭し、当たり前の病気としての意識づけを図るため、講演会を開催します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	1	1	2	2	2	2
参加延べ人数(人)	101	78	200	200	200	200

第2節 認知症の方と家族への支援

本市では、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが見込まれます。このため、認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの普及などにより早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症相談や認知症カフェなど、認知症の方やその家族に寄り添う支援を行っています。

1 認知症相談の実施

地域包括支援センター(認知症地域支援推進員)等が相談窓口となり、認知症の人やその家族、介護支援専門員等からの相談を受け付け、認知症を初期段階で見出し、専門機関へつなげられるよう対応します。

引き続き、幅広い世代へ認知症に関する相談窓口を周知することで、支援を必要とする人が相談したい時、速やかに専門機関へつながることができるよう相談体制の確保に努めます。

2 認知症カフェの開催

認知症の人やその家族が、地域や専門職とつながることができ、気軽に集うことができる場です。認知症に関するミニ講話を聞くなど、相談や情報交換ができる居場所として地域包括支援センター(認知症地域支援推進員等)が実施しています。

今後も、周知に努め、身近に集える場所として事業を開催します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	33	69	80	90	90	90
参加延べ人数(人)	259	1,007	1,000	1,100	1,100	1,100

3 若年性認知症への対応

若年性認知症当事者や介護者が気軽に相談や情報交換ができる場の提供として「若年性認知症当事者・介護者の会」を実施し、不安や孤独感の解消に努めています。

今後も、新しく相談したい方が参加しやすい会として運営するとともに、当事者の声を施策に反映できるように進めていきます。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	1	5	6	6	6	6
参加延べ人数(人)	11	59	60	60	60	60

4 認知症初期集中支援推進事業の充実

認知症が疑われる方や専門医につながらない方などを対象に、認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、医療・介護サービスにつなぐ支援の検討や必要時訪問を行います。

また、訪問内容を関係機関に情報提供することで、初期支援を包括的、集中的に実施し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会議検討延べ件数(件)	18	15	24	24	24	24
医療・介護サービスにつながった者の割合(%)	57.1	80.0	65.0	65.0	65.0	65.0

5 認知症の早期発見・早期対応と支援

(1) 認知症簡易チェックシートの活用

市のホームページ上に認知症簡易チェックサイトを開設しており、本人や家族それぞれの立場でチェックがいつでもでき、認知症の早期発見と必要な支援につなぐ糸口になっています。

また、ホームページからアクセスできない方のためのチェックシートも作成しており、多様な形態での活用を図っています。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アクセス数	1,762	2,431	2,500	2,500	2,500	2,500

(2) 認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示した「認知症ケアパス」を作成しています。

認知症講演会や、地域包括支援センター等の窓口で配布することにより普及・啓発を図り、認知症当事者への早期の支援につなげます。

第3節 認知症の方と家族を地域で支える仕組みづくり

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域におけるさりげない見守り体制づくりが重要であることから、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制を整備していくことが求められています。

このため、本市では高齢者をはじめ市民に対して認知症に対する正しい知識や理解を広げるとともに、認知症サポーターの養成などにより認知症の疑いが生じた場合も必要な支援に迅速につながるよう支援しています。また、各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員の活動を中心に、認知症の方を地域で支えるネットワークづくりを進めています。

今後も多くの方が認知症を身近に感じ、正しい知識と対応方法を身につけることで、認知症の方や家族が周囲の理解と協力のもと住み慣れた地域、なじみの環境の中で生活を続けられる仕組みづくりを進めます。

1 認知症地域支援推進員活動の充実

各地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方の状況に応じたサービスを提供できるよう関係機関と連携を図ります。

今後も、認知症地域支援推進員の活動の充実を図り、特に認知症の方を地域で支えるネットワーク構築等の取組を推進します。

2 認知症サポーターステップアップ養成講座

実践の場で必要となる認知症に関する知識や認知症当事者の気持ちに寄り添う対応方法等について学び、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、認知症サポーターからステップアップした地域で活動できるサポーターを育成します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ステップアップ講座受講者	0	0	10	20	20	20

3 チームオレンジの取組

「チームオレンジ」とは、「認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター(※1)を中心とした支援者をつなぐ仕組み」であるとされています。

地域の認知症の人や家族のニーズ、社会資源の状況に応じて、チームオレンジには多様な形が考えられます。

今後、各地域で、認知症の人や家族と共に活動する多様なチームオレンジの取り組みに向けて、ステップアップ講座の充実を図ります。

※1基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者

4 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等により徘徊のために行方が分からなくなった高齢者を、早期に家族の元へ帰すことを目的に、徘徊する恐れのある高齢者を登録し、保護されたとき身元がすぐ確認できるよう、QRコードラベル等の登録証を配布しています。

さらに、徘徊する認知症の人への適切な声かけができるよう、QRコードラベルの周知や、見守り声かけ体験も実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、早期発見のために警察や行政、民間企業や地域の人とのネットワークの充実を図ります。

引き続き、事業の普及に努め、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの充実を図ります。

○事業の実施状況と見込み

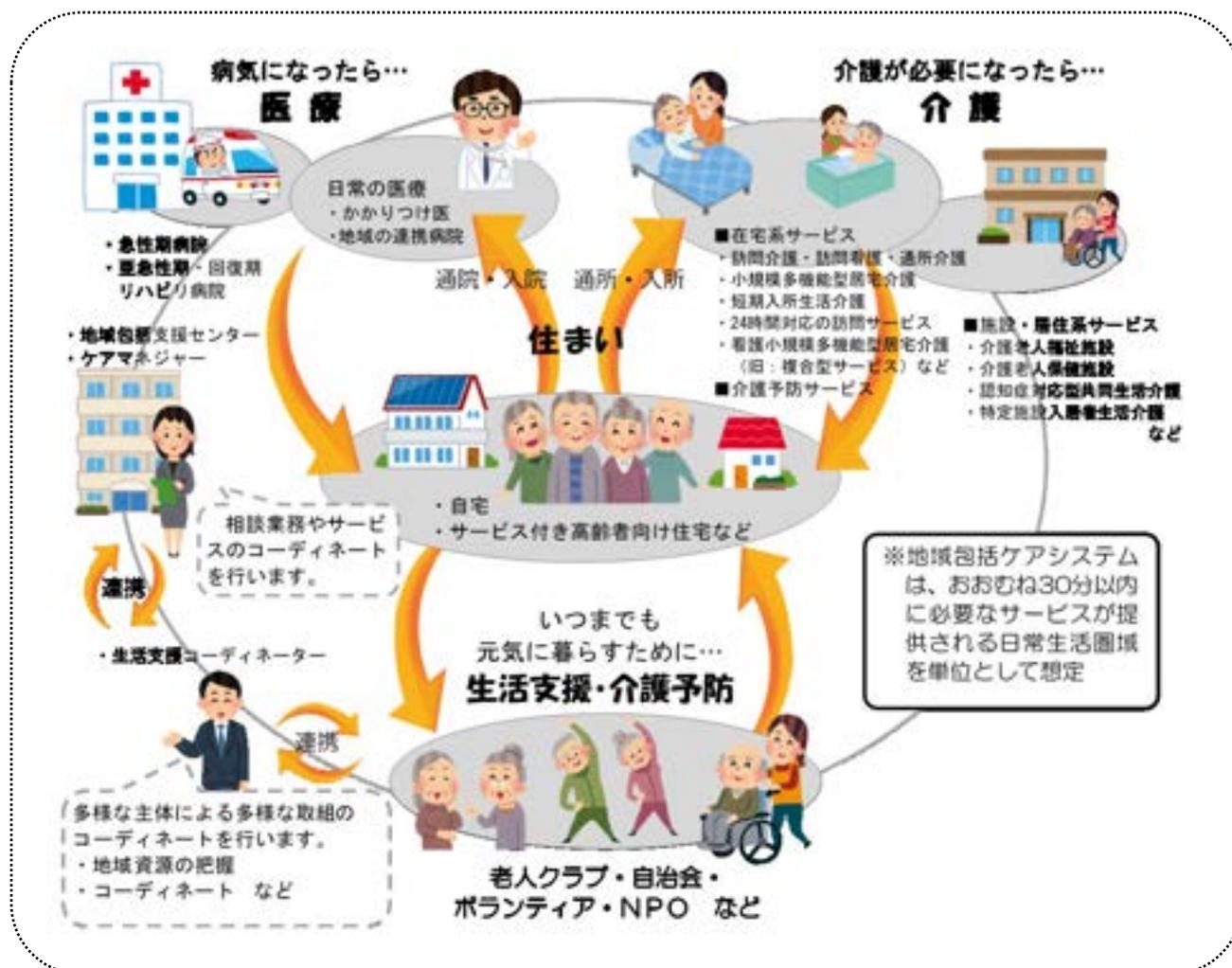
	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	84	75	90	100	100	100

第1節 地域で支え合う体制の整備

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的で、地域で包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指してきましたが、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加等により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の参画による支え合いの体制を整備することが必要です。

これまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供することができる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできましたが、本計画では、高齢者だけでなく障害のある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括支援センターを中核機関として地域包括ケアシステムの更なる充実を目指し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携の推進及び多様な生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



1 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、身近な総合相談窓口をはじめ、地域で暮らす人たちを介護予防や医療、生活など様々な側面から支援するための中心的な機関です。

現在、本市では 12 か所の地域包括支援センターを設置しており、総合相談支援や介護予防のケアプラン作成、介護予防教室の実施、権利擁護業務等を実施しています。

(1)総合相談支援事業

介護サービスだけでなく、保健、福祉、医療及び生活に関する様々な相談内容に対応するとともに、訪問等により高齢者と家族の実態を把握し、必要なサービスにつなげる支援を行います。

(2)権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を行います。

(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の地域における生活を支援するために、介護支援専門員と主治医をはじめ、多職種との連携を図り、包括的・継続的なケアマネジメントを行うための支援を行います。

(4)介護予防ケアマネジメント事業

要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防サービスの提供が効果的かつ効率的に実施されるよう、ケアプランの作成とサービス利用の評価等を行います。

○石巻市地域包括支援センター(12 か所)

名 称	担当地区	電話番号	住 所
石巻市中央地域包括支援センター	石巻・中央	21-5171	石巻市門脇町一丁目2番 21 号
石巻市稲井地域包括支援センター	稲井・住吉	93-8166	石巻市大瓜字箕輪 17 番地
石巻市蛇田地域包括支援センター	蛇田	92-7355	石巻市蛇田字小斎 61 番地 1
石巻市山下地域包括支援センター	山下・釜・ 大街道	96-2010	石巻市山下町二丁目1番5号
石巻市渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	25-3771	石巻市新成一丁目7番地 1
石巻市湊地域包括支援センター	湊	90-3146	石巻市緑町二丁目1番地 1
石巻市河北地域包括支援センター	河北	61-1252	石巻市大森字内田1番地 28
石巻市雄勝地域包括支援センター	雄勝	61-3732	石巻市雄勝町小島字和田 123 番地
石巻市河南地域包括支援センター	河南	86-5501	石巻市鹿又字八幡前 15 番地
石巻市ものう地域包括支援センター	桃生	76-5581	石巻市桃生町中津山字八木 46 番地 3
石巻市北上地域包括支援センター	北上	61-7023	石巻市北上町橋浦字大須 215 番地
石巻市牡鹿地域包括支援センター	牡鹿	44-1652	石巻市鮎川浜清崎山 7 番地

2 地域ケア会議等の推進

地域包括支援センターが行う地域ケア会議において、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて個別課題の解決を図るとともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援や地域課題の把握等を行います。

また、関係機関とのネットワークを構築し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行うことにより、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援していきます。

今後も、地域課題解決のための資源開発や地域づくりを図るとともに、要支援者等の自立を促すための地域ケア会議を開催し、サービスの質の向上を図るとともに、高齢者の生活の質(Quality of Life)の向上を目指します。

○事業の実施状況と見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議	開催回数(回)	27	32	35	35	35	35
	参加延べ人数(人)	340	331	350	350	350	350

3 相談体制の充実

高齢になっても、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境を確保するために、各地区の地域包括支援センターが介護や認知症、介護予防に関する相談の他、健康や福祉、医療に関する総合相談窓口として住民からの相談に対応しています。

各地域の保健師や地域福祉コーディネーター、社会福祉士、地域包括支援センター等で構成する多職種連携会議を通じた情報の共有を図りながら、包括的な相談支援体制を構築します。

また、総合相談センターにおいて、あらゆる相談に応じ、問題の解決に向けて必要な支援を行っておりますが、複雑化・複合化した問題に対しては、関係機関等と連携し、支援体制の充実に努めます。

4 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の登録をはじめ、その情報を適切に管理・更新するとともに、避難行動要支援者情報を民生委員や町内会等に情報提供して、日頃から避難行動要支援者と地域住民との顔の見える関係づくりなどに活用いただき、災害時における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進しています。

また、市内全体の同制度に対する理解を促進するため、毎年継続して市報等により同制度の周知を図っていきます。

5 地域における互助活動の推進

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な住民参画による支え合いの体制を整備することが必要です。このことから、地域住民が地域福祉活動に参加するきっかけや顔の見える関係づくりを推進していく中で、乗用車を活用した「コミュニティ・カーシェアリング」による高齢者等の移動手段の確保や、市民主体の団体が行う、身近な地域における日常生活上の助け合い活動に対して助成金を交付することで、地域住民が主体的かつ持続的な活動ができるよう支援していきます。

○事業の実施状況と見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	カーシェア会設立 件数(件)	1	1	1	1	1	1
2	地域互助活動促進 助成金(件)	13	14	41	58	61	64

6 地域住民やボランティア等による多様なサービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健・福祉・医療・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を強化するとともに、地域住民と地域で活動しているボランティア団体やNPO等との連携が重要です。

今後も、地域で活動する様々な団体や生活支援コーディネーターなどと連携を強化し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

7 地域づくり支援事業

「生活支援コーディネーター」の配置と「協議体」の設置により、多様な主体による高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。

●生活支援コーディネーターの配置

市全域(第1層)に1人

市内16地区(第2層)に13人の生活支援コーディネーターを配置しています。

●支え合いの地域づくりを進める「話し合いの場」の設置(第2層協議体)

地域ごとに話し合いの場が作られ、支え合いの取り組みが進められています。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2層協議体開催回数	33	68	88	90	90	90



第2節 介護家族者への支援の充実

高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯など最も見守りの必要性が高い世帯の増加と、それに伴ういわゆる「老老介護」、認知症高齢者が介護を行ういわゆる「認認介護」などは、社会全体の問題として取り組んでいく必要があります。また介護をしながら働き続けることができる「介護離職ゼロ」への取組や若年介護者(ヤングケアラー)問題の実態把握なども求められています。

これまで、市では介護者の様々な負担の軽減策として、家族介護慰労金支給や介護用品支給等を行ってきました。

今後も引き続き、介護者の身体的・精神的な不安や負担軽減と介護される本人も安心して介護を受けられるよう支援を行います。

1 住宅改修支援事業

介護支援専門員等が行う住宅改修が必要と認められる理由書を作成する業務について、その業務に対する対価を補助金として交付しています。

今後も、本事業に介護保険サービスの利用促進を図り、併せて介護支援専門員等に所要の支援を行います。

2 高額介護サービス費貸付事業

介護サービスを受けた際の自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されますが、払い戻されるまでの資金として、その額の90%を無利子で貸付を行います。

3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

○事業の内容

対象者の要件	対象となるサービス※	軽減の割合
世帯課税、収入、預貯金、資産、扶養、保険料納付の状況等を総合的に勘案して、生計が困難であると市が認定した方	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○通所介護 ○短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス ○介護老人福祉施設 ○第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。) ○第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の25% ・老齢福祉年金受給者は利用者負担の50%

※都道府県に申出を行った社会福祉法人が実施するサービスが対象となります。

4 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は要介護5の状態にある65歳以上の高齢者を常時在宅で介護している家族の労をねぎらい介護家族を支援するため、介護慰労金を支給します。

○事業の内容

対象者	支給額
市民税非課税世帯で、過去1年間介護保険のサービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く。)を受けなかった高齢者を介護している同居の家族	高齢者1人当たり 年額10万円

5 介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、市民税非課税世帯であって要支援又は要介護状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方に、介護用品を購入できる介護用品支給券を支給します。

なお、令和6年度からは介護保険法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業として実施します。

○事業の内容

区分	介護用品支給券の額	対象となる介護用品
要支援1～要介護3	高齢者1人当たり 月額 2,000 円	紙おむつ、尿取りパット
要介護4・5	高齢者1人当たり 月額 5,000 円	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、 清拭剤、ドライシャンプー

第3節 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期までできるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進していくことが重要です。

本市では、平成 28 年9月に開院した石巻市立病院や医師会などと連携し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築に向けた取組を推進しています。

また、在宅医療と在宅介護の現状と課題を把握し検討を行うとともに、医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。さらに、医療・介護関係者の連携支援のために市のホームページで情報提供を行っています。地域住民に対しては、出前講座の開催やパンフレットの配布などにより、在宅医療と介護の連携について理解を促進していきます。

1 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療・介護関係者が、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるようにするため、医療・介護関係者の連携に必要な情報を掲載した「石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイト」を平成 29 年度から運用しています。

今後も、同サイトの周知と情報掲載事業所の充実を図りながら、在宅医療・介護連携の推進に資する情報の提供に努めます。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイトの掲載事業所数	232	232	232	232	232	232

2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等の参加を得て、「在宅医療・介護連携等推進会議」を実施し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、事業の検討を行っています。課題の抽出に当たっては、必要に応じて、在宅医療や介護を提供している人などに対してアンケート調査やヒアリングを実施します。

今後も、「在宅医療・介護連携等推進会議」での検討を継続します。

3 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する「在宅医療・介護連携相談窓口」を運営し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援しています。

今後も、相談窓口の周知と相談対応者のスキルアップを図るとともに、福祉関係の相談窓口との連携を強化するなど、体制の充実に取り組めます。

4 地域住民への普及・啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係職種の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすること、さらには、終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するために重要です。

これまで、在宅医療・介護をテーマとした市民向けの講演会を開催し、また、市民向けに在宅医療・介護に関する情報を「石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイト」に掲載しています。

今後も出前講座の内容を見直しながら継続的に実施するとともに、「ささえあいセンター」の活用や地区座談会の実施等を通じて、地域住民の理解を促進する取組を推進します。

○事業の実施状況と見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前 講座	開催回数(回)	9	5	8	9	10	11
	参加延べ人数(人)	217	79	128	225	250	275
市民 向け 講演会	開催回数(回)	3	3	2	3	3	3
	参加人数(人)	111	101	80	120	120	120

5 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。

これまで、具体的なツールとして「石巻圏域の入退院時情報連携の手引き」、「入退院時の院内担当窓口」一覧表の作成や保険証カバーの活用等を通じて、情報共有を促進し、医療・介護関係者間の「顔の見える関係」が出来つつあります。引き続き、より速やかな情報共有が促進されるよう支援を継続します。

6 医療・介護関係者の研修

医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。

このため、多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修を通じて、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、「顔の見える関係」を構築するなど、現場レベルでの在宅医療と介護の連携が促進される研修を実施しています。

今後も、多職種間の相互理解や情報共有の機会として、研修会形式の実施だけでなく、カフェ形式での実施などを含め、関係者が参加しやすい 機会の確保に努めます。

○事業の実施状況と見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会	開催回数(回)	2	2	4	4	4	4
	参加人数(人)	377	56	140	140	140	140



第1節 介護サービス基盤の整備・充実

今後も要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、自身が希望するサービスを必要なときに利用できるよう、引き続き、サービスの充実を図る必要があります。

できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備や認知症対応型共同生活介護の整備に努めます。

また、地域の実状に応じた基盤整備や事業者の参入促進を図り、施設への入所待機者の減少に努めます。

○介護サービス基盤整備の目標

区分	施設	整備数
令和7年度 整備	地域密着型介護老人福祉施設	1施設 定員 29人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
	看護小規模多機能型居宅介護	1施設 定員 29人
令和8年度 整備	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1施設 3ユニット(27人)
	小規模多機能型居宅介護	1施設 定員 29人

○介護保険施設等整備状況

区分	第8期計画終了時点 の稼働数		第9期計画期間中の 整備目標数		第9期計画終了時点 の稼働数見込	
	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)
介護老人福祉施設	17	962	1	29	18	991
うち地域密着型	4	116	1	29	5	145
介護老人保健施設	7	760	-	-	7	760
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	27	423	1	27	28	450
小規模多機能型居宅介護	9	261	1	29	10	290
看護小規模多機能型居宅介護	2	58	1	29	3	87
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	-	1	-	2	-

第2節 介護事業所等の人材の確保・人材育成

高齢化の進行により、今後も介護サービスの需要が多くなることが考えられます。介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が重要となっています。

介護サービス事業所等では、介護人材の確保・定着が最重要課題としてあげられており、その解決策として介護職のイメージアップや処遇改善が必要とされています。

今後も、県や関係機関と連携し、より若い年代や元気な高齢者を対象とした介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護現場における介護ロボットやICTの活用、外国人介護人材の採用を進めていきます。

介護職員の研修会や事業所と課題についての検討を行い、質の高いサービスを提供できるよう努めます。

1 介護・福祉の啓発

(1) イベントへの支援

介護事業所が主催する、介護人材確保対策及び地域住民への介護や福祉に関する意識の啓発を図ることを目的としたイベントに対し、介護事業所と連携し今後も継続して支援します。

(2) 情報の発信

介護に関する情報をあらゆる手法と機会を捉えて発信し、介護の仕事の魅力向上を図り、介護人材の確保につながるよう次の啓発事業を展開します。

No	啓発事業概要
1	介護に関する重点啓発日及び月間を周知します。
2	教育関係を通じて介護に関する啓発を行います。

2 介護職員研修の実施

介護職員の職場定着及び質の高いサービスを提供できる人材育成を図るため、介護事業所に勤務する職員向けの研修会を開催します。

実践的内容で参加しやすい場所と時間での実施とするため、出前講座の形式で行うなど、今後も、多くの職員が参加できるよう事業を開催します。

3 奨学金返還支援事業

次世代型地域包括ケアシステムの推進に必要となる、医療・福祉・介護分野の専門職の人材確保と定住促進を図るため、奨学金の返還に対する支援を行っています。

4 介護事業所との意見交換会の開催

介護人材確保の現状や課題等について、介護事業所と意見交換や情報共有を図りながら、効果的な人材確保及び人材育成策を検討します。

今後も、継続的に開催し、介護人材確保・定着への施策の展開につなげます。

5 ハローワーク石巻との連携

ハローワークが行っている介護職の求人情報、面談会、施設見学会等のチラシやパンフレット等を介護福祉課の窓口を設置するとともに、ハローワークと合同で就職面談会を開催するなど、連携を強化し、人材確保に向けた事業等を実施します。

6 国への要望

介護事業所が、質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬の設定を含めた介護職員の処遇改善や労働環境整備について、宮城県市長会や宮城県市議会議長会を通じて国に対し要望します。

7 県や関係機関との連携

介護事業所等における人材不足の解消や外国人材の活用・活躍を促進していくため、介護事業所等を対象に外国人の受入等に関する普及啓発を行います。

介護労働現場の業務改善として、介護ロボット、ICT(情報通信技術)導入による労働負荷の軽減や職場環境の改善に向けた普及啓発に関する情報を提供します。

第3節 介護サービスの質の向上

要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が増えている中、サービス需要も増加しており、個々の状態や生活環境により、様々なニーズにあった質の高いサービス提供が重要となっています。

高齢者やその家族が適切なサービスを自ら選択し、利用できるよう、介護サービスについての情報を提供するとともに、サービス事業所に対して指導・助言などを行っています。

今後も、パンフレットや市のホームページなどで介護サービスの情報提供を行うとともに、介護給付適正化の取組を進め、介護サービスの質の向上を図ります。

1 制度の周知徹底

高齢者やその家族へ介護保険制度の改正における変更点や保険料等の情報を分かりやすく伝えるため、市報、ホームページ、パンフレット等により広報体制を充実するとともに、市の職員による出前講座や各種講演会を実施するなど、介護保険制度や各種保健福祉サービスについての情報の周知徹底を図っています。

引き続き、高齢者やその家族だけでなく、市民全体にわかりやすい制度の周知に努めます。

2 苦情処理

利用者や家族からの苦情対応については、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮し、宮城県や宮城県国民健康保険団体連合会等との連携のなかで、関係法令に基づいた迅速かつ適切な対応に努めます。

3 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上

要介護者等に、その人にふさわしい適切な介護サービス、保健医療サービス、インフォーマルサービス等を総合的に提供することが、これまでも増して求められるようになってきており、介護支援専門員の資質やケアマネジメントの質を向上させることが重要になってきています。

このため、地域包括支援センターを中心とした情報提供や支援困難ケースへの対応等の支援体制の強化や、「高齢者精神疾患研修会」、「対人援助研修会」、「口腔関連関係者研修会」、「ゲートキーパー研修会」等の研修を実施するとともに、「けあまねさんのための社会資源ガイド」を作成してインフォーマルサービス活用の支援を推進しています。

今後も、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るため、多様なサービスを取り入れたケアマネジメントができるよう、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

4 介護サービス事業者の指導・監督

地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所等に対し指導を行うことにより、介護サービス事業者の適切な運営とサービスの質の確保を図ります。

また、指定基準違反や不正請求が疑われる事業所には、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

5 災害に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等の立地条件を勘案したうえで予想される非常災害の種類(火災、地震、津波、土砂災害、風水害、原子力災害等)ごとに策定することが義務付けられている具体的な計画(非常災害対策計画)を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類ごとに避難に要する時間や避難経路の確認を促します。

また、水防法等の一部を改正する法律が平成29年に施行され、市町村の地域防災計画に記載される「洪水や土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設」の管理者等に対して、洪水や土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されたことから、該当する介護事業所等への周知・指導を行うとともに、本市防災担当課へのつなぎを行います。

加えて、原子力災害に関して、本市のほぼ全域が女川原子力発電所から概ね半径30km圏内に位置していることから、市内に所在する介護保険施設等の管理者に対して、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕において義務付けられている避難計画の作成等に係る周知・指導を行うとともに、本市防災担当課へのつなぎを行います。

6 感染症に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症発生時の介護の対応訓練の実施や感染症に対する研修の実施について促します。

7 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援

地域密着型サービスが生活圏域内で質の高いサービス提供を継続できるよう、市の職員や地域包括支援センターの職員、利用者家族や地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の効果的、効率的な運営を支援します。

8 情報開示とサービス評価体制の充実

利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるよう、介護サービス事業者と連携し、県の「介護サービス情報公表システム」を活用するとともに、市のホームページや窓口において、介護サービス事業者の情報提供等を行っています。

また、計画の進行管理・点検・評価について関係機関、団体や地域住民等が参画し意見を反映できるように、介護保険運営審議会、地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行います。

9 事業者間の連携の支援

事業者連絡会議や研修会等において情報の共有化を図り、事業者間の連携強化を支援することにより、質の高いサービスを効率的に提供します。

10 適正化事業の推進

(1) 要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施する要介護認定調査の結果に対し、全調査項目の内容を入念に点検します。チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合は、当該調査員に直接確認の上、必要に応じて修正や指導を行います。

(2) ケアプランの点検、福祉用具購入及び貸与・住宅改修に係わる点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、適切なケアプランが作成されているか点検を行い、ケアマネジメントの適正化を進めます。

(3) 医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

11 離島介護対策事業

「石巻市離島介護対策事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業者に対し、田代島地区及び網地島地区の市民に対する介護サービスを実施する場合、必要な船賃等を補助金として交付しています。

今後も、離島においても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう事業を継続します。

第5章

介護保険事業の推進

第1節 介護サービス量の見込み

在宅での生活を継続するための居宅サービスや地域密着型サービスと自宅での介護が困難な人のための施設サービスを提供しています。

今後も、必要とするサービスを適切に受けられるように、サービス供給量の確保に努めます。

1 居宅サービス

在宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが居宅サービスです。要支援1と要支援2の方を対象とする介護予防サービス(予防給付)、要介護1から要介護5までの認定者の方を対象とする居宅サービス(介護給付)という区分になっています。

要介護・要支援認定者数の推計値を基礎とし、第8期計画期間における各サービスの利用率や利用回数等の実績を勘案すると、令和6年度から令和8年度までの計画期間における居宅サービスの見込量は以下のとおりとなります。

(1)訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)等が要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み(1か月当たり)

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人)	850	874	933	936	938	942
利用回数(回)	20,148	20,600	22,495	22,905	23,104	23,238
利用回数 計画値(回)	21,461	21,860	22,133			
対計画比	93.9%	94.2%	101.6%			

(2)介護予防訪問入浴介護／訪問入浴介護

要介護者等の自宅に定期的に入浴車を派遣し、浴槽を家庭に持ち込み入浴の介護を行う、在宅での入浴を可能にするサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	5	5	4	4	4	4
	利用回数(回)	21	20	17	17	17	17
	利用回数 計画値(回)	15	15	15			
	対計画比	140.0%	133.3%	113.3%			
介護給付	利用人数(人)	184	193	205	216	219	221
	利用回数(回)	841	869	945	992	1,006	1,014
	利用回数 計画値(回)	932	950	968			
	対計画比	90.2%	91.5%	97.6%			

(3)介護予防訪問看護／訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等(看護師、准看護師、理学療法士及び作業療法士)が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

なお、このサービスの対象者は、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者等となります。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	199	187	172	183	186	186
	利用回数(回)	1,206	1,067	875	927	942	942
	利用回数 計画値(回)	1,272	1,279	1,279			
	対計画比	94.8%	83.4%	68.4%			
介護給付	利用人数(人)	683	714	720	766	768	769
	利用回数(回)	4,322	4,538	4,652	4,946	4,965	4,972
	利用回数 計画値(回)	3,940	4,003	4,045			
	対計画比	109.7%	113.4%	115.0%			

(4)介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

病状が安定したあと、医師の指示に基づき心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用人数(人)	106	108	99	104	105	105
	利用回数(回)	1,038	1,011	919	964	974	974
	利用回数 計画値(回)	837	837	837			
	対計画比	124.0%	120.8%	109.8%			
介護 給付	利用人数(人)	170	190	223	224	224	225
	利用回数(回)	1,716	1,866	2,153	2,163	2,163	2,173
	利用回数 計画値(回)	1,770	1,781	1,824			
	対計画比	96.9%	104.8%	118.0%			

(5)介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

要支援・要介護の状態になっても、それぞれの能力に応じて、可能な限り居宅での生活が営めるよう、通院困難な要介護者等の自宅を医師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用人数(人)	69	82	86	91	92	92
	利用人数 計画値(人)	57	57	57			
	対計画比	121.1%	143.9%	150.9%			
介護 給付	利用人数(人)	697	751	808	823	830	830
	利用人数 計画値(人)	691	702	712			
	対計画比	100.9%	107.0%	113.5%			

(6)通所介護

デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

このサービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めたケアプランに基づき提供されます。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人)	1,259	1,272	1,332	1,336	1,347	1,356
利用回数(回)	11,943	12,078	12,813	12,860	12,970	13,056
利用回数 計画値(回)	12,527	12,699	12,825			
対計画比	95.3%	95.1%	99.9%			

(7)介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

なお、通所リハビリテーションの対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護者等です。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	308	314	313	342	349	349
	利用人数 計画値(人)	305	306	307			
	対計画比	101.0%	102.6%	102.0%			
介護給付	利用人数(人)	306	298	322	332	333	336
	利用回数(回)	2,379	2,198	2,366	2,438	2,445	2,467
	利用回数 計画値(回)	2,768	2,799	2,839			
	対計画比	85.9%	78.5%	83.3%			

(8)介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設で入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	31	37	36	40	42	44
	利用日数(日)	184	205	176	192	200	208
	利用日数 計画値(日)	140	140	140			
	対計画比	131.4%	146.4%	125.7%			
介護給付	利用人数(人)	459	454	455	455	456	457
	利用日数(日)	4,732	4,772	4,487	4,431	4,519	4,530
	利用日数 計画値(日)	5,414	5,491	5,575			
	対計画比	87.4%	86.9%	80.5%			

(9)介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護

老人保健施設に短期入所し、医学的な管理の下に機能訓練、日常生活の介護及び看護が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	1	3	1	0	0	0
	利用日数(日)	1	18	2	0	0	0
	利用日数 計画値(日)	14	14	14			
	対計画比	7.1%	128.6%	14.3%			
介護給付	利用人数(人)	34	30	25	32	33	33
	利用日数(日)	194	162	143	178	186	186
	利用日数 計画値(日)	198	198	198			
	対計画比	98.0%	81.8%	72.2%			

(10)介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、ケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護及び生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	15	13	10	10	10	10
	利用人数 計画値(人)	16	16	16			
	対計画比	93.8%	81.3%	62.5%			
介護給付	利用人数(人)	78	79	80	85	85	85
	利用人数 計画値(人)	83	83	83			
	対計画比	94.0%	95.2%	96.4%			

(11)介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

特殊寝台、車いす、リフト及び歩行支援具等、家庭での介助を可能にするために必要な福祉用具の貸与が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	1,253	1,385	1,417	1,516	1,544	1,547
	利用人数 計画値(人)	1,156	1,159	1,161			
	対計画比	108.4%	119.5%	122.0%			
介護給付	利用人数(人)	2,052	2,139	2,267	2,308	2,311	2,312
	利用人数 計画値(人)	2,144	2,177	2,204			
	対計画比	95.7%	98.3%	102.9%			

(12)特定介護予防福祉用具購入／特定福祉用具購入

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具を購入した場合に、その費用の一部を支給します。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	24	29	18	34	34	34
	利用人数 計画値(人)	23	23	23			
	対計画比	104.3%	126.1%	78.3%			
介護給付	利用人数(人)	35	38	35	47	47	47
	利用人数 計画値(人)	31	31	32			
	対計画比	112.9%	122.6%	109.4%			

(13)介護予防住宅改修／住宅改修

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸など扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替えなど、住宅改修費用の一部を支給します。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	20	23	21	25	27	29
	利用人数 計画値(人)	22	22	22			
	対計画比	90.9%	104.5%	95.5%			
介護給付	利用人数(人)	17	19	22	25	26	27
	利用人数 計画値(人)	13	13	13			
	対計画比	130.8%	146.2%	169.2%			

(14)介護予防支援／居宅介護支援

介護支援専門員が、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	1,556	1,676	1,687	1,747	1,764	1,777
	利用人数 計画値(人)	1,451	1,454	1,456			
	対計画比	107.2%	115.3%	115.9%			
介 護 給 付	利用人数(人)	3,038	3,060	3,195	3,208	3,247	3,258
	利用人数 計画値(人)	3,124	3,167	3,199			
	対計画比	97.2%	96.6%	99.9%			

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、今後、さらに増加が予想される認知症高齢者や要介護高齢者が、介護度が重くなっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるようにすることを目的として創設されたサービスです。

利用者のニーズにきめ細かく応えられるよう、本市が設定する5つの日常生活圏域の事情に即し、各地域のバランスを考えた整備を行っていきます。

(1)介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

居宅の要介護者等で、脳血管疾患、アルツハイマー病等により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能その他認知機能が低下した状態の方に、デイサービスセンターにて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用回数(回)	0	0	0	0	0	0
	利用回数 計画値(回)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介護 給付	利用人数(人)	17	17	16	20	21	22
	利用回数(回)	191	196	148	177	184	191
	利用回数 計画値(回)	231	231	231			
	対計画比	82.7%	84.8%	64.1%			

(2)介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	25	26	29	32	34	39
	利用人数 計画値(人)	11	11	12			
	対計画比	227.3%	236.4%	241.7%			
介護給付	利用人数(人)	155	168	183	192	193	216
	利用人数 計画値(人)	159	163	187			
	対計画比	97.5%	103.1%	97.9%			

(3)介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者等が、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

なお、サービスの利用に当たっては、事業者が、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書で確認します。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用人数(人)	2	2	1	0	0	0
	利用人数 計画値(人)	4	4	4			
	対計画比	50.0%	50.0%	25.0%			
介護給付	利用人数(人)	384	384	384	385	386	387
	利用人数 計画値(人)	382	382	400			
	対計画比	100.5%	100.5%	96.0%			

(4)地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、その施設でケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。地域密着型サービスとなるのは有料老人ホームのうち、定員が30人未満の介護専用型の施設です。

第8期計画に続き、本計画でもサービス量は見込んでいませんが、引き続き、各圏域の状況を注視し、必要に応じた対応を行います。

(5)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

そのうち、定員が30人未満の施設が地域密着型サービスとなります。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	85	84	82	82	111	111
	利用人数 計画値(人)	87	87	116			
	対計画比	97.7%	96.6%	70.7%			

(6)夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的に巡回し、又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うサービスです。

本サービスも第8期計画に続き、本計画でもサービス量は見込んでいませんが、引き続き、各圏域の状況を注視し、必要に応じた対応を行います。

(7)定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と 24 時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	9	10	16	20	30	35
	利用人数 計画値(人)	7	10	20			
	対計画比	128.6%	100.0%	80.0%			

(8)看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	51	57	56	56	85	85
	利用人数 計画値(人)	51	52	52			
	対計画比	100.0%	109.6%	107.7%			

(9)地域密着型通所介護

定員が 18 人以下の小規模のデイサービスセンター等に通り、入浴・食事の提供とその他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	562	549	536	551	553	555
	利用回数(回)	5,363	5,137	5,189	5,393	5,422	5,451
	利用回数 計画値(回)	6,621	6,917	7,214			
	対計画比	81.0%	74.3%	71.9%			

3 施設サービス

(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

入所対象者は、心身上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	777	754	732	732	732	732
	利用人数 計画値(人)	767	767	767			
	対計画比	101.3%	98.3%	95.4%			

(2)介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、看護及び医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的として造られた施設で、介護やリハビリが中心の施設です。

入所対象者は、病状が安定期にあり、上記のサービスを必要とする要介護者です。施設では、在宅生活への復帰を目指してサービス提供がなされます。

在宅での生活ができるかどうかを定期的に点検し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	725	704	709	709	709	709
	利用人数 計画値(人)	719	719	719			
	対計画比	100.8%	97.9%	98.6%			

(3)介護医療院

基本的に介護療養型医療施設からの転換が想定された施設で、療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね揃えた施設です。状態が安定しているものの、自宅へ退院できる状態ではなく、継続的な治療が必要なため、長期療養をするための施設です。

○サービスの利用実績と見込み（1か月当たり）

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	1	1	1	1	1	1
	利用人数 計画値(人)	1	1	1			
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

第2節 介護保険事業に係る費用の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの本市におけるサービス給付費見込額は、次のとおりとなります。

1 介護サービス給付費見込額

(1) 介護予防サービス(予防給付)

介護予防サービス給付費は、若干の増加で推移し令和8年度では約5億1千万円、3年間合計で約15億7千万円の費用を見込んでいます。

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
①介護予防訪問入浴介護	1,842	1,842	1,842	5,526
②介護予防訪問看護	50,485	51,293	51,293	153,071
③介護予防訪問リハビリテーション	30,413	30,711	30,711	91,835
④介護予防居宅療養管理指導	7,929	8,017	8,017	23,963
⑤介護予防通所リハビリテーション	142,772	145,536	145,536	433,844
⑥介護予防短期入所生活介護	15,371	16,001	16,630	48,002
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	8,350	8,350	8,350	25,050
⑨介護予防福祉用具貸与	120,758	122,966	123,185	366,909
⑩介護予防福祉用具購入	12,911	12,911	12,911	38,733
⑪介護予防住宅改修	29,008	31,329	33,649	93,986
⑫介護予防支援	94,622	95,542	96,246	286,410
介護予防サービス給付費計	514,461	524,498	528,370	1,567,329

(2)居宅サービス

居宅サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ令和8年度では約47億3千万円、3年間合計で約143億円の費用を見込んでいます。

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
①訪問介護	832,509	839,782	844,639	2,516,930
②訪問入浴介護	147,186	149,237	150,422	446,845
③訪問看護	328,328	329,911	330,354	988,593
④訪問リハビリテーション	80,635	80,649	81,017	242,301
⑤居宅療養管理指導	81,332	82,015	82,015	245,362
⑥通所介護	1,217,997	1,229,622	1,237,456	3,685,075
⑦通所リハビリテーション	267,002	267,912	270,256	805,170
⑧短期入所生活介護	488,146	491,819	493,323	1,473,288
⑨短期入所療養介護	24,004	25,122	25,122	74,248
⑩特定施設入居者生活介護	203,095	203,095	203,095	609,285
⑪福祉用具貸与	387,240	389,281	389,691	1,166,212
⑫福祉用具購入	19,661	19,661	19,661	58,983
⑬住宅改修	27,747	28,856	29,966	86,569
⑭居宅介護支援	621,572	629,982	632,260	1,883,814
居宅サービス給付費計	4,726,454	4,766,944	4,789,277	14,282,675

(3)地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費も、毎年の増加が見込まれ令和8年度では約 29 億円、3年間合計で約 92 億 8 千万円の費用を見込んでいます。

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域密着型サービス	2,866,163	3,115,410	3,196,306	9,177,879
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	49,558	73,436	86,156	209,150
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	16,258	16,846	17,434	50,538
④小規模多機能型居宅介護	492,595	497,728	557,773	1,548,096
⑤認知症対応型共同生活介護	1,271,076	1,274,436	1,278,559	3,824,071
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	304,378	411,692	411,692	1,127,762
⑧看護小規模多機能型居宅介護	201,873	307,113	307,113	816,099
⑨地域密着型通所介護	530,425	534,159	537,579	1,602,163
地域密着型介護予防サービス	30,273	32,054	36,684	99,011
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	30,273	32,054	36,684	99,011
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型サービス給付費計	2,896,436	3,147,464	3,232,990	9,276,890

(4)施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、毎年約 50 億円、3年間合計で約 149 億円の費用を見込んでいます。

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
①介護老人福祉施設	2,538,707	2,538,707	2,538,707	7,616,121
②介護老人保健施設	2,434,380	2,434,380	2,434,380	7,303,140
③介護医療院	4,785	4,785	4,785	14,355
施設サービス給付費計	4,977,872	4,977,872	4,977,872	14,933,616

2 標準給付費見込額

各サービス給付費の総額である総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を以下のように見込んでいます。

○各年度の標準給付費見込額 (千円、審査支払手数料支払件数のみ件)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	13,115,223	13,416,778	13,528,509	40,060,510
特定入所者介護サービス費等 ※1	548,544	552,111	555,700	1,656,355
高額介護サービス費等給付額 ※2	330,238	333,540	336,875	1,000,653
高額医療合算介護サービス費 等給付額 ※3	37,928	38,307	38,690	114,925
算定対象審査支払手数料 ※4	12,995	13,125	13,256	39,376
審査支払手数料支払件数	216,583	218,750	220,933	656,267
標準給付費見込額	14,044,928	14,353,861	14,473,030	42,871,819

※千円以下の数値は端数処理のため、内訳計と合計が合わない場合があります。

- ※1 特定入所者介護サービス費とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。
- ※2 高額介護サービス費とは、介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。
- ※3 高額医療合算介護サービス費とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。
- ※4 審査支払手数料とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

3 地域支援事業費見込額

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用と包括的支援事業費及び任意事業に係る費用があります。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、「訪問介護相当サービス」や「訪問介護相当サービス」等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、「介護予防普及啓発事業」や「地域介護予防活動支援事業」等の「一般介護予防事業」に関する費用の合計です。また、包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携推進事業に関する費用、任意事業費は給付等費用適正化、家族介護支援事業等に関する費用となっています。

いずれも前年実績等から以下のとおりに算出しました。

○各年度の地域支援事業費見込額 (千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	1,035,856	1,055,196	1,057,775	3,148,827
介護予防・日常生活支援 総合事業	767,191	781,515	783,425	2,332,131
包括的支援事業・任意 事業	268,665	273,681	274,350	816,696

4 保健福祉事業費見込額

本市が独自に実施する高齢者の保健福祉事業(高齢者の生きがいと創造の事業・高齢者スポーツ大会・介護用品支給事業等)について、事業費用の一部を介護保険事業費として負担するものです。

○各年度の保健福祉事業費見込額 (千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
保健福祉事業費	20,981	21,373	21,425	63,779

第3節 第1号被保険者の保険料算定

1 介護保険事業の財源構成

(1)標準給付費の負担割合

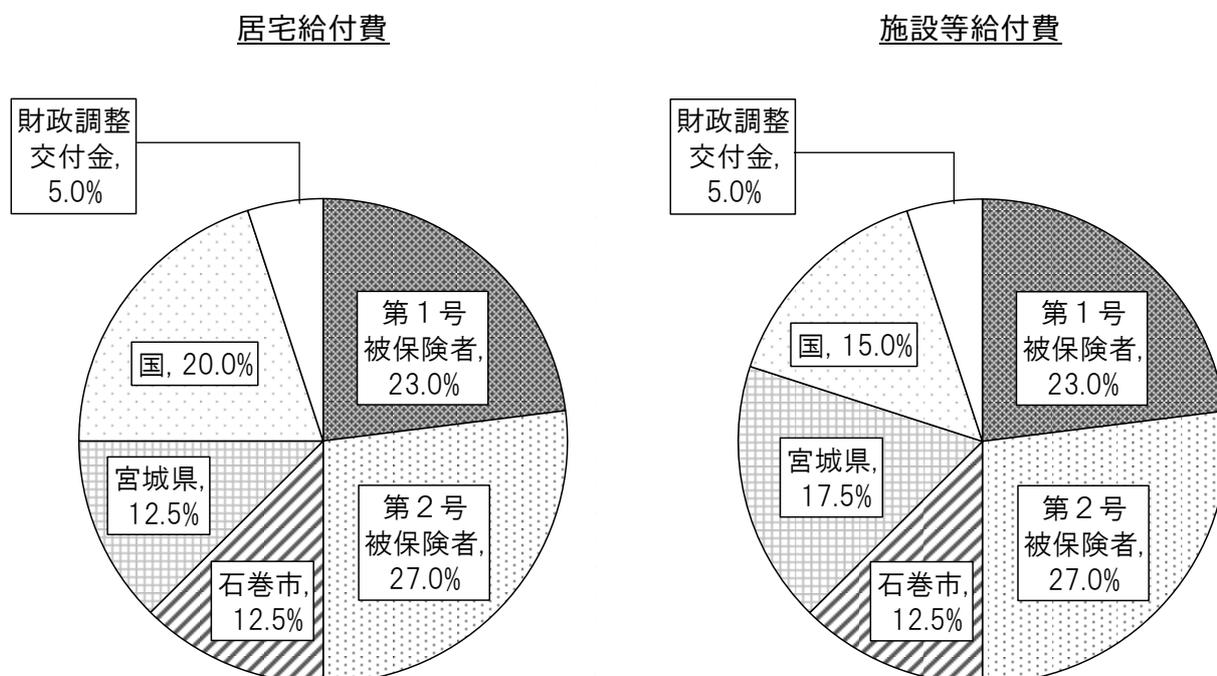
事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費で負担し、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人当たりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。

また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。国、都道府県の負担割合は、居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

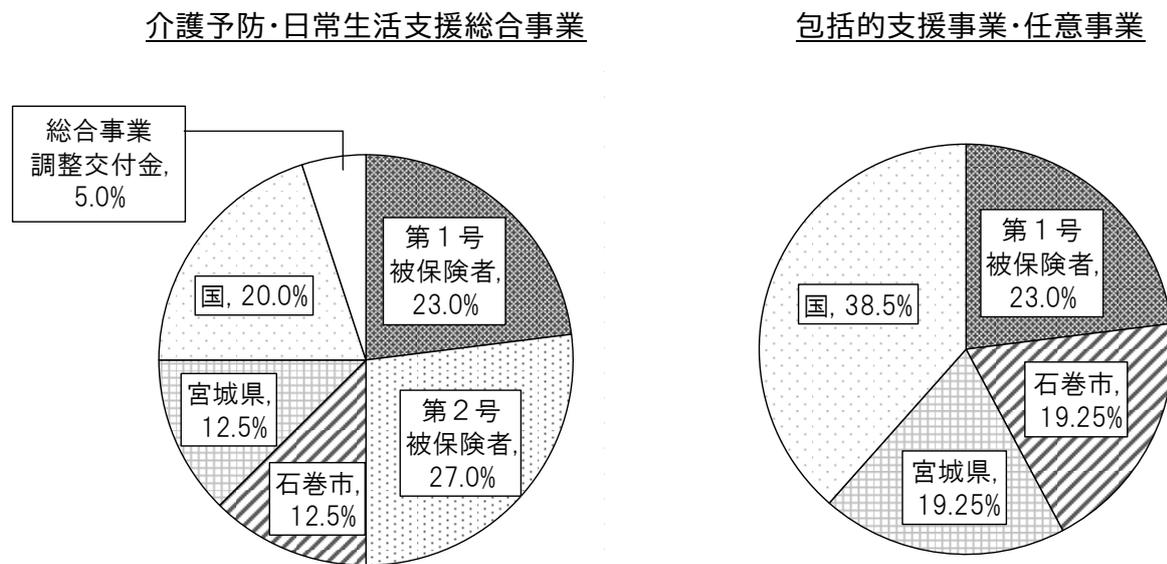
■標準給付費の負担割合



(2)地域支援事業費の負担割合

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

■地域支援事業費の財源構成



2 第1号被保険者保険料の算定

(1)保険料基準額

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を反映させ保険料収納必要額を積算し、さらに所得段階別加入割合補正後被保険者数や保険料収納率から保険料基準月額を算出すると、以下のとおりになります。

○保険料基準額の推計

A	標準給付費見込額	42,871,819,018 円
B	地域支援事業費	3,148,826,894 円
C	第1号被保険者負担分(23%) (A+B)×23%	10,584,748,560 円
D	調整交付金相当額	2,260,197,490 円
E	調整交付金見込額	2,855,872,000 円
F	保健福祉事業費見込額	63,778,688 円
G	準備基金取崩額	717,000,000 円
H	保険料収納必要額 C+D-E+F-G	9,335,852,738円
I	予定保険料収納率	99%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数	133,196 人
K	保険料見込額(年額)H÷I÷J	70,800 円
L	保険料見込額(月額)K÷12	5,900 円

※調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム・将来推計」による試算値です。

(2)所得段階別保険料

各段階の月額保険料については、第5段階(基準額)に各段階の負担割合を乗じて算出しました。

(今後、所得段階区分の詳細が決定次第、更新予定)

○保険料基準額の見込

段階	対象者	対基準額 割合	月額 保険料
第5段階 (基準)	○本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ ○本人の年金収入等が80万円超の方	1.00	5,900円 (基準額)

資料編

※記載予定

- 1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過
- 2 石巻市介護保険条例(抜粋)
- 3 石巻市介護保険運営審議会・地域包括支援センター運営協議会委員名簿
- 4 SDGsのゴールとターゲット

